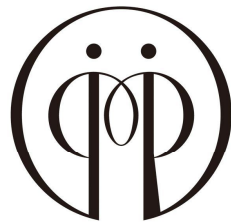


伊丹市男女共同参画施策

市民オンボード報告

(平成 25 年度事業内容)



男女共同参画

平成 26(2014)年 10 月

伊丹市男女共同参画施策市民オンボード



伊丹市男女共同参画計画基本理念

「男女(一人ひとり)が対等な存在として個性や能力を発揮でき、
まちづくりの主役としてつながりつつ共に輝く」

伊丹市総合計画(第5次)の体系から

将来像 「みんなの夢 まちの魅力 ともにつくる 伊丹」
基本目標 市民が主体となったまちづくりの実現
基本方針2. 多様性を認め合う共生社会
基本施策3) 男女共同参画の推進

日本国憲法第14条第1項

「すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」

日本国憲法第24条第2項

「配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して、制定されなければならない」

男女共同参画社会基本法第3条

「男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない」

第3次男女共同参画基本計画「第1部基本的な方針」から

「男女共同参画社会の実現は、女性にとっても男性にとっても生きやすい社会を作ることであり、政府一体となって取り組むべき最重要課題である。その目指すべきは、①固定的性別役割分担意識をなくした男女平等の社会、②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会、③男女が個性と能力を発揮することによる、多様性に富んだ活力ある社会、④男女共同参画に関して国際的な評価を得られる社会である」

「女性差別撤廃条約」第1条から

「『女子に対する差別』とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう」

(写)

2014（平成26）年10月27日

伊丹市長 藤 原 保 幸 様

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード

高 田 昌 代

来 田 純 子

黒 沢 広 美

「伊丹市男女共同参画計画」の進捗状況に関して（報告）

伊丹市男女共同参画施策市民オンブードは、「伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱」第11条の規定に基づき、平成25年度における「伊丹市男女共同参画計画」の進捗状況について、別紙のとおり報告します。

伊丹市においては、本報告書を踏まえて「計画」の実現へ向けた一層の努力を要請します。

はじめに

17年目を迎えた伊丹市男女共同参画施策市民オンブードは、継続しているオンブード2名と新しいオンブード1名とで、計画の進捗状況及び男女共同参画施策について、市民の立場から調査を行いました。

安倍内閣は成長戦略の1つに『女性の活躍推進』を掲げています。国は待機児童解消のため2017年度までに40万人の受け入れ実現に向けて、保育に関する整備を進めていますが、潜在的な待機児童の数もあり十分に足りるには、まだまだ子育てのインフラは整備されているとは言いがたい状態です。

男性の育児、介護休暇取得率もまだまだ低い状態です。女性の活躍推進と言われていますが家庭的負担がさらに重くのしかかってくる事が懸念されます。

女性の貧困問題や子どもへの貧困の連鎖。輝ける女性のごく一部で、社会的弱者である多くの女性にしわ寄せが来ているのではないのでしょうか？

根底にある女性問題が解決しない限り、本当の意味での男女共同参画社会は実現しないでしょう。

国は政策を進めていますが、伊丹市ではどうでしょうか。

そこで、今年度は『基本目標Ⅱ：男女が平等に働ける環境づくり』を中心に女性が働きやすい環境であるか、国の動きに合わせて調査しました。

伊丹市のオンブードによる男女共同参画計画の進捗状況調査では、各課から出して来られた報告書だけでなく、詳細な内容をお聞きした上で判断していく「ヒヤリング」を行っています。このやり取りのなかで、記載された報告内容だけではない各課の工夫や苦勞が見え、時には共に解決しようという気にさえなります。また、1つの課題であっても、複数の課が関係していることから、ヒヤリングも関係各課一同にして行うことにも取り組みました。そのこともあって、今年度の報告書では、ヒヤリングではどのようなやりとりをしているか、充分理解していただけるように、質問内容をQ&A方式で記しました。

今までの報告書に書いていなかった実情や、詳しいところを伝えきれていなかった部分も多くあり、オンブードが直接男女共同参画について質問し、職員の方にオンブードが何を調査しているかを伝えることが、施策の必要性や市民の思いを伝えることになり、なぜその質問をするのか、その意図を市民の皆さんに伝えやすいと考えました。

今年度特に気づいたところは、詳細なヒヤリングを行う中で「市民と市との温度差」によって「市民の無力感」に繋がっていることです。具体的には、シングルマザーに対して現況届提出時期をお盆の時期を含めて期間を設定しているという「配慮」をしていましたが、お盆の時期は稼ぎ時であって、お休みができる状況に決していない事実があります。児童くらぶ（学童保育）においても「18時以降の時間延長は要望がないのですする必要がない」と返答されましたが、実際必要としている保護者はいるのです。このように、「決まっているので言うこととは思っていない」「言っても実現しない」と諦めや我慢がいつしか市民の無力感に繋がっていることがあります。これは、市にとって、発展的なことではありません。市民が安心して自由に発言できる機会をもつことで、市は男女共同参画の視点をもつことができていくと考えます。このように、市民の忌憚ない意見を丁寧に聴取し、市はそれを施策に生かすという双方向の動きを大事にしていきたいものです。

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード

高 田 昌 代

来 田 純 子

黒 沢 広 美

目 次

伊丹市男女共同参画計画体系表・・・・・・・・・・・・・・・・	1
伊丹市男女共同参画施策市民オンブードヒヤリングQ&A・・・・・・・・	2
Q 1 伊丹市の女性・児童センターは、何を大事にしていますか？	
Q 2 伊丹市は、DVを撲滅するための啓発をどのようにしていますか？	
Q 3 児童くらぶはなぜ3年生まで、そして17時までなのですか？子どもが小学校になると親（特に母親）は仕事を変わらなければなりません。	
Q 4 女性が働くにあたって、伊丹市では子どもが安全で楽しく過ごせる環境になっていますか？（幼稚園預かり保育、保育所、病児保育）	
Q 5 親が生活を優先せざるをえない場合、子どもが不登校や引きこもりになりやすいといわれています。このような子どものケアや支援をどのようにされていますか？	
Q 6 働いている親は平日に行われている体験入学および学校説明会に行く事が困難な状況にあります。土日の開催はなぜできないのでしょうか？	
Q 7 女性の健康のなかでも、産後うつに対してどのように対応されていますか？	
Q 8 乳幼児健診時間を働いている親や子どもにとって適切な時間に変更することはできないのでしょうか？	
Q 9 まちづくり条例、市民委員の募集にどのような工夫をされたのでしょうか？	
Q 10 女性消防団員の募集の状況はいかがですか？	
Q 11 防災における男女共同参画の視点について、どのような取り組みを行っていますか？	
Q 12 市職員が率先してワーク・ライフ・バランスを実施していますか？	
Q 13 伊丹市の男女共同参画計画で、どのようなところに力を入れていますか？	
Q 14 男女共同参画関連の図書を有効活用できていますでしょうか？	
Q 15 女性が担うことの多い介護に対しての取り組みはどのようにされていますか？	
Q 16 介護やヘルパーの仕事でのセクハラへの対応はどのようにしていますか？	

具体的施策について

基本目標Ⅰ 男女共同参画への意識づくり・・・・・・・・	11
コラム① 「シングルマザーの実態調査を！」・・・・・・・・	12
基本目標Ⅱ 男女が対等に働ける環境づくり・・・・・・・・	13
コラム② 「保育所に通園している子どもが病気になったとき」・・・	14

基本目標Ⅲ	男女共同参画の理念にたった健康・福祉サービスの充実	・ 1 5
コラム③	「介護は誰にしてほしいですか？」	・ 1 6
基本目標Ⅳ	あらゆる暴力に対する根絶の取り組み	・ 1 7
コラム④	「性暴力を考える」	・ 1 8
基本目標Ⅴ	男女が共に輝くまちづくり	・ 1 9
コラム⑤	「職場に男女共同参画リーダーを！」	・ 2 0
基本目標Ⅵ	計画の総合的な推進	・ 2 1
コラム⑥	「男性職員の育児休業」	・ 2 2

平成 2 5 年度計画施策別事業報告

基本目標Ⅰ	男女共同参画への意識づくり	・ 2 3
【基本課題 1 ～ 3】		
基本目標Ⅱ	男女が対等に働ける環境づくり	・ 3 3
【基本課題 4 ～ 6】		
基本目標Ⅲ	男女共同参画の理念にたった健康・福祉サービスの充実	・ 4 0
【基本課題 7 ～ 9】		
基本目標Ⅳ	あらゆる暴力に対する根絶の取り組み	・ 5 3
【基本課題 1 0 ～ 1 2】		
基本目標Ⅴ	男女が共に輝くまちづくり	・ 5 6
【基本課題 1 3 ～ 1 5】		
基本目標Ⅵ	計画の総合的な推進	・ 6 5
【基本課題 1 6 ～ 1 8】		

平成 2 6 年度ヒヤリング実施経過

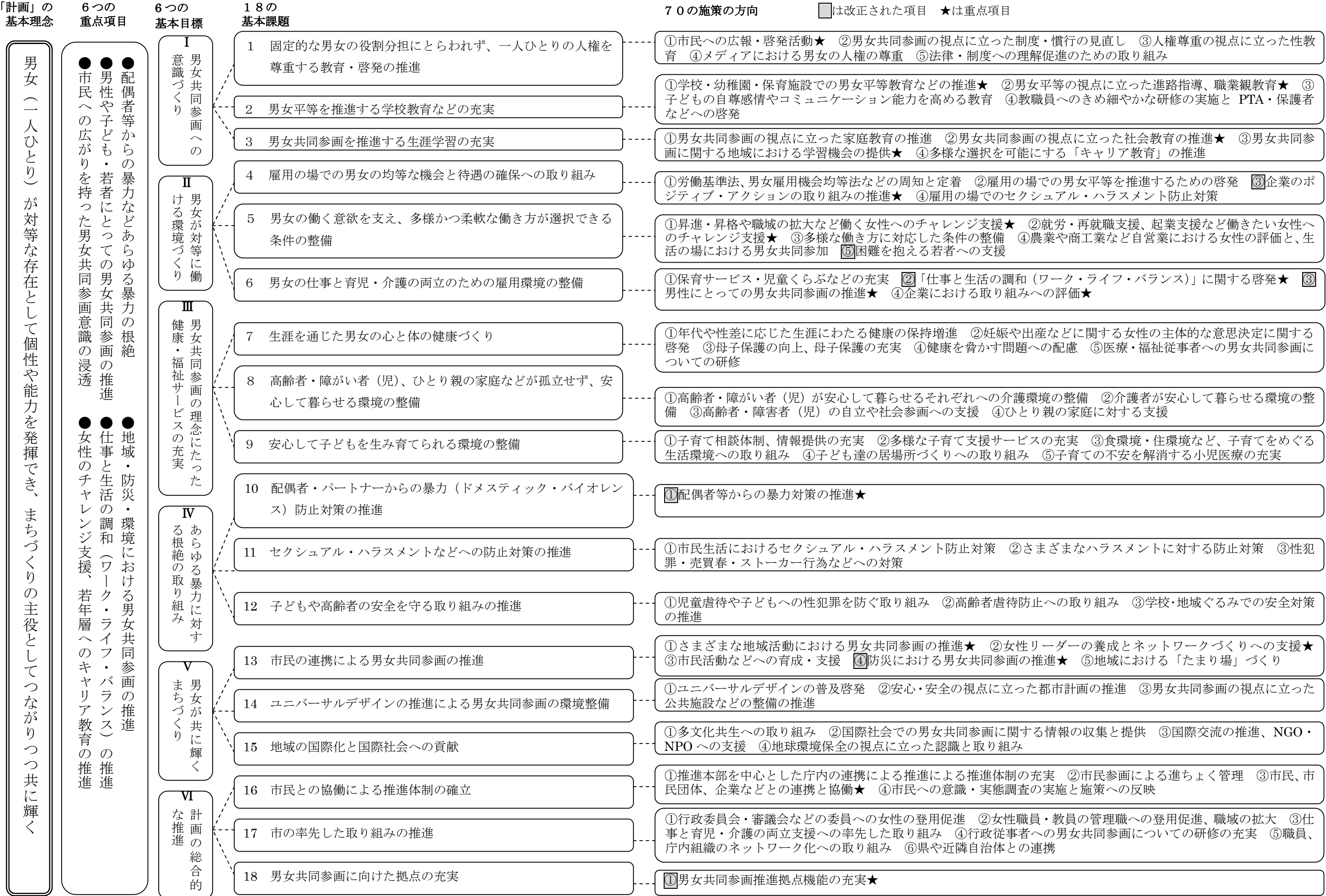
平成 2 6 年度男女共同参画施策市民オンブード活動記録

「調査を終えて」

資 料

資料 1	伊丹市男女共同参画のあゆみ	・ 7 6
資料 2	市民オンブード一覧	・ 7 7
資料 3	伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱	・ 7 9
資料 4	男女共同参画に関する国際的な指数	・ 8 2

伊丹市男女共同参画計画中間見直し 体 系 表



平成26年度伊丹市男女共同参画施策市民オンブードヒヤリングQ&A

(以下のQ&Aのうち、Q部分は市民オンブードからの質問とその質問に至った背景、「A:」は各課ヒヤリング回答から市民オンブードが要約（一部は各課事業報告書から抜粋）したもの、「オンブード:」は市民オンブードからの意見を記載しています。)

Q1 伊丹市の女性・児童センターは、何を大事にしていますか？

伊丹市では、伊丹市総合計画（第5次）において『伊丹市立女性・児童センター』が男女共同参画の拠点施設として位置づけられました。多くの市民と共に女性の問題を考え、男女平等を進めるための施設であって欲しいと思います。

A:

【女性・児童センター】は、指定管理の目標が達成できるように努力しています。

近隣のより多くの人、子育て中の親に知ってもらい利用してもらえよう利用者の拡大に向けて、努力しています。特に講座時の保育は現在1歳半からですが、産休・育休の方にも利用してもらえよう、1歳からの利用を検討していきます。また専門書等の蔵書リストを作り、ことば蔵に蔵書リストをおくなど連携を進めて行く予定にしています。

オンブード:

単に事業数（講座など）やその参加者数を増やせばいいのではなく、なぜこの施設で事業をするのか、男女共同参画の拠点で行う意味を指定管理者は理解する必要があります。利用者に対して、男女共同参画や女性の問題をどの様に啓発してゆけば効果的か検討する必要があります。

Q2 伊丹市は、DVを撲滅するための啓発をどのようにしていますか？

伊丹市におけるDV相談室の相談件数は、H25年度593件でした。啓発事業を行うと、そこで知ったと新たな相談が増えるという現象があることから、情報がまだ届いていない方々にDVの相談場所等を届ける啓発方法を開拓する必要があります。そこで、伊丹市が市民にむけてDVの啓発をどのように行われているのかを聞きました。

A:

(市民に対して)

- ・DV防止パネル展を実施（本庁、市内公共施設等にて）【同和・人権推進課】
- ・パープルリボンツリーキャンペーン実施（市民にパープルリボンをツリーにつけてもらう活動）【同和・人権推進課】【図書館】

- ・成人式にてデートDVのパンフレットを配布【同和・人権推進課】
- ・伊丹病院の女性用トイレの個室にDV相談カードを設置し、継続しています。【伊丹病院】

(職員・教職員に対して)

- ・H26年度課長級研修にてDV研修を実施『DV被害者の安全と安心のために』をテーマに、職員の認識のあり方について学び理解を深めました。【同和・人権推進課】
- ・教員へのDV研修は、今まで行っておりませんが、児童生徒がDVで転校するケースもあるため、各校の人権研修等において行っている学校もあります。【総合教育センター】

(学校・教育の場では)

- ・市内の小学校3年生全児童に対して、CAP（Child Assault Prevention＝子どもへの暴力防止プロ

グラム)を実施、継続して取り組んでいます。【保健体育課】

・全小中学校に配布される人権リーフレットに、デートDVのチェックリストと相談先を掲載。【同和・人権推進課】

オンブード：

教職員の日頃からの意識があると、問題を抱えている家庭や子どもの様子を見て異変をくみとり、男女共同参画の視点や自尊感情を意識した関わりができると思います。

教職員向けの研修の中で、男女共同参画の視点やDVについて意識づけができる研修を、どこかに入れていただきたいと思います。

Q3 児童くらはなぜ3年生まで、そして17時までなのですか？子どもが小学校になると親（特に母親）は仕事を変わらなければなりません。

就学前までと就学してからというのは、3月31日までは保育園で4月1日からは児童くらぶに通うことになります。1日しか変わらないことですが終了時間は原則、保育園では19時までなのに児童くらぶでは17時までです。児童くらぶでも18時までの延長がありますが、希望する児童5名以上の利用者がいなければ延長ができません。延長できない子どもは二重保育か、たったひとりで家にいなければならない状況ですが、利用時間延長など今後どのように取り組まれていきますか？

A：

児童くらは現状では3年生までですが、対象をH27年4年生、H28年5年生、H29年6年生と、順次学年拡大を検討中です。これについては、子ども子育て支援計画に基づきH27年度からの施行に向けて、条例の制定および改正予定です。長期休暇中の開始時間については、現状8:30から8:15開所へのくり上げについて労使交渉中です。しかし、終了時間は18:00までの延長が現状で19:00まで延長する予定はありません。【家庭教育課】

オンブード：

児童くらの延長は、現在の方法では希望者（申請者）の人数に達しないと、次の年は出来るとは限らないです。働く親は、毎年翻弄されることになります。『声の多い方からする』という考え方だけではなく、働いている保護者がどれほど困っているのかを考え、要望を待っているだけでなく、担当課が『こういうことが問題』と挙げることができる姿勢が必要です（平成25年度報告書「はじめに」参照）。近隣の自治体の動きについても参考にし、伊丹市が遅れをとらないようにしてほしいものです。

Q4 女性が働くにあたって、伊丹市では子どもが安全で楽しく過ごせる環境になっていますか？（幼稚園預かり保育、保育所、病児保育）

育児は女性だけが担うものでは決してありません。しかし、現実には働く母親は育児と家事を一手に引き受けていることが多くあります。そのため、女性（母親）が仕事をもつことで、子どもが安全で安心して過ごせることを保障する必要があります。

（幼稚園の預かり保育について）

保育所を除いた就学前園児の預かり保育は、私立幼稚園と認定こども園のみで、働く親には利用しづらいところがあり、他の選択肢がありません。そのため預かり保育のある私立幼稚園や認定こども園への入園希望者が多く、市立幼稚園の対応の見直しが必要な時期にきていると思います。市立幼稚園の預かり保育開始にあたり、今後どのように進めようとしていきますか。

A :

公立幼稚園の預かり保育については、学校教育審議会答申を尊重し、市民意識調査等を参考にしながら検討していきます。【教育企画課】

(保育所の待機児童について)

今後さらに増えてゆく待機児童についてどのように考えていますか。

A :

子ども・子育て支援新制度が来年4月から本格実施の予定です。求職中は現在利用要件に該当しませんが、今後は、要件として認められる予定です。入所要件も、現在は保護者の就労時間が月に100時間ですが、もう少し短い方も入れるよう要件緩和をする予定です。今後、保育ニーズが増大するため、民間の認可保育所を増やすほか、小規模保育事業、事業所内保育事業での対応や、私立幼稚園の一時預かり事業を活用し、待機児童の解消を目指します。【保育課】

オンブード :

子育て環境整備、公共施設マネジメントとセットになるなら、質の保障が重要です。

オンブードとしてはただ保育所を増やすだけでなく、質の保障が非常に重要なので保育環境を考慮されることを期待します。

(病児保育について)

昨年から、病児保育の必要性を提案しています。病後児保育の利用しづらさ、今ある病後児保育を使いやすく手続きの段階をへらすことは可能でしょうか。また、どのような進捗状況でしょうか。

A :

伊丹市では病児保育は行っていないですが、病後児保育を2カ所（伊丹乳児院、ポピンズナーサリースクール伊丹）で行っています。現在、病児保育のニーズが高く、病後児保育から病児保育への転換を図っていくよう計画を策定中です。【保育課】

オンブード :

求職中の方も保育所利用ができるように、国の指示によって伊丹市も行おうと計画していますが、伊丹市として指示があつてからの着手でいいのかと考えます。伊丹市は女性の就業率は低く、女性の社会進出がしにくい状況の可能性が高いです。1日でも早く、働きたい親が働けるように、そして子どもが安心して生活できるようにしていく必要があります。

市は、公共施設マネジメントの際にも、男女共同参画社会で働く市民を中心に考え、縦割りの行政ではなく一団結して考えるようにしていただきたいです。パブリックコメントに多くの子育て中の親が意見を出せるような広報をして欲しいものです。

Q5 親が生活を優先せざるをえない場合、子どもが不登校や引きこもりになりやすいといわれています。このような子どものケアや支援をどのようにされていますか？

生活に追われて、子どものことに目や手がかけられない場合にも不登校や引きこもりになると言われています。親は、困難を抱えながら生活をしているのが現状です。相談の機会や講座開催など、その方々にも情報が届いているのだらうかと思っています。

A :

【総合教育センター】では教育相談を行っています。学校を通して相談される事が多いですが、直接

保護者が来所される事もあります。H25年度の相談内容の内訳は以下のとおりです（相談ケース数）。

教育相談（こころの相談）	118 件
特別支援相談	78 件
ことばの支援教室	89 件
電話相談	67 件

また、長期欠席している児童生徒が通うことができる適応教室「やまびこ館」「学習支援室」を運営しており、小集団による体験学習及び学習保障を中心に集団への適応と自立を促し、学校復帰を支援しています。

『メンタルフレンド』派遣事業は平成10年度から始まり17年目となります。引きこもり 傾向の児童生徒を対象に、年齢の近い『兄・姉』的存在の心理学専攻の大学生や大学院生を家庭に派遣し、話し相手をしたり一緒に遊んだりする中で自主性や社会性の伸長を図っています。ふれあいを通し学校への復帰を支援するものです。

メンタルフレンドの登録数	H25 年度	9 名登録
	H26 年度	7 名登録（7 月現在）

『こころの相談』について、保護者へは『総合教育センターだより（時計台）』（ホームページで市民にも公開）や窓口でのリーフレットで、そして、『医療相談』『医療発達相談』については毎月各学校園への案内等で、周知しております。

また、『不登校を考える親のつどい』を年2回実施し、1回に10人程度の参加者で個別のケースについて、講話と質疑を大学の先生に行ってもらっています。この会の案内は各学校ごとに児童生徒の状況に合わせて配布しています。

オンブード：

努力されていることが市民として情報があまり伝わっていないのは残念です。学校の判断に任せて良い部分はあります。しかし、担当課が必要と考えるところにおいては担当課の主体性を発揮してほしいところです。誰も自分の子どもや友人の子どもが不登校や引きこもりになる可能性があるため、情報をまんべんなく周知する必要があります。

Q6 働いている親は平日に行われている体験入学および学校説明会に行く事が困難な状況にあります。土日の開催はなぜできないのでしょうか？

男女平等を推進する学校教育などの充実として、学校説明会や進路説明会に、両性が共に参加しやすい環境を考えてほしいとオンブードは数年前から提言していますが、その後開催にあたり日時等検討されましたでしょうか？

A：

学校が実際行われている時間帯に、子ども達の様子を見てもらえるよう平日に行っています。学校説明会と体験入学を一緒にしています。保護者が参加できない場合は、教頭を窓口で夜間対応や家庭訪問で説明を行うなど個別の対応を行っています。

休日開催すると、教諭は代休をとらないといけなくなります。【学校指導課】

オンブード：

平日原則＋土曜日という様にはできないでしょうか。社会的弱者の方から見た場合の事を考えて欲しいです。どのような親でも学校行事に参加しやすい環境を考えるのは、子どもにとって有効であるという視点があって欲しいです。

両性共に働いている親が増えている現状を踏まえて説明会だけでも土日祝日に開催するなど、両性共に参加しやすいように、何らかの工夫や努力を期待します。

Q 7 女性の健康のなかでも、産後うつに対してどのように対応されていますか？

産後うつは、これまで日本は諸外国に比べて発症率の少ない国でしたが、近年増加傾向にあります。その要因には、産後の支援者が今までのようにいないことがあげられており、厚生労働省では発症予防や早期対応のために「産後ケア入院」の交付金が今年度よりでており、全国では積極的にとり入れ、兵庫県内においても神戸市をはじめ行われ始めています。

そのようなか、伊丹市においては昨年度もそのスクリーニングさえ行われていない現状でした。女性の健康の中でも、産後うつは児童虐待とも関係することから、【健康政策課】の取り組み・支援体制を確認することにしました。

A :

妊娠届出書の中に、身体的なものだけではなくて、精神面もチェック出来るように、精神科受診の既往などの項目を入れ変更をしています。また、出産後に保護者に送付していただく出生連絡票において育児不安などを把握する項目を入れることで精神面の確認をすることで予防としての取り組みを始めています。

オンブード :

取り組みは進んでいるようですが、このことは妊娠期でのケアに偏っています。本来必要な産後においては、スクリーニングする方法など、多くの自治体のその取り組みをリサーチし、男女共同参画の女性の健康に対して積極的に考え、他市に劣らないように取り組んでいただきたいものです。

Q 8 乳幼児健診時間を働いている親や子どもにとって適切な時間に変更することはできないでしょうか？

乳幼児健康診査は、母子保健法によって定められており、目的は、乳幼児の発育発達の確認と正常から逸脱している場合の早期発見にあります。近年では、育児不安の軽減や乳幼児虐待の予防等にもその重要性は評価されています。伊丹市においても【健康政策課】において4か月健診、1歳半健診、3歳児健診が実施され98%~99%と高い受診率で努力されています。現在の仕組みは、開催日時は平日の午後1時15分から受付開始となっており、それに先立って正午から整理券が配布されます。（10ヶ月児健康診査のみ市内指定医療機関で実施）

親は、その日の正午の整理券を入手するために保健センター正午前から子どもを連れて並び、それ以降1時15分まで自宅に帰るには中途半端な為に1時15分まで乳幼児と共に保健センターで待つこととなります。時間帯からみて昼食時間にかかるため、日常生活時間帯が決まっている乳幼児にとっては、我慢することは困難であるため、親は保健センターのフロアで子どもに昼食をとるようにせざるを得ません。また、本来はそのようなしつけに反する「お行儀の悪い」状況を避けている親であっても、不潔な状況での食事であっても健診中ぐずることを避ける為にフロアで昼食を摂らせる行う親もいます。また、平日の健診は、働いている親にとって、特にパート勤務やシングルマザーにとっては、仕事を休むのは死活問題となります。その対象となる親の数は多数ではありませんが、配慮する必要があります。

A :

対象月の案内となっており、健診日に来ない人は健診受診可能な期間内の健診日に来るよう通知している。時間帯が変えられない理由は健康診査の関係機関が集まりやすい時間帯を優先するとすると、

平日の日中になるため、検討はしてきませんでした。

オンブード：

オンブードは、男女共同参画の視点で、平日日中から受診しやすい日時への変更の検討を、住民サイド特に社会的弱者の女性や子どもの側面を考え、その親・母親にやさしく寄りそう必要性を理解し、検討の開始を期待しています。

Q 9 まちづくり条例、市民委員の募集にどのような工夫をされたのでしょうか？

男性も女性も市の事業に関心を持ち、両性の立場で市の物事を検討するために委員会や審議会の女性の割合は40%を目標として計画が立てられているところです。委員の「宛職」文化がまだ存在し、女性の割合の目標割合にまで進んでいないのが現状です。

【まちづくり推進課】の報告書施策番号17-1-2では、伊丹市参画協働推進委員の応募にあたり無作為抽出方式という思い切った手法をとられた経過について聞き、役立つ取り組みの良い見本にしたいと考え質問しました。

A：

この課も、委員を広報で呼びかけたがなかなか集まらず、三鷹市や箕面市等効果をあげているところを参考にしました。また、自治会長の女性推薦依頼文を続けており、年々少しずつ女性の割合は増えてきていて、努力の成果が少しずつ見えています。

オンブード：

今後も、男女共同参画に関連することへの取り組みを期待します。

Q 10 女性消防団員の募集の状況はいかがですか？

【消防総務課、予防課】では、女性消防団員の枠を新たに作るなど、積極的に男女共同参画の取り組みがなされてきました。

昨年度公募されると聞きましたので、詳細をお聞きました。

A：

平成26年5月1日～6月30日に広報いたみに（2回）、FMいたみに（2回）、出張所電光掲示板や市民課モニターで周知したところ7名応募がありました。その後、書類選考、団長1名、副団長2名による面接試験（選考）を行い、20代 2人、30代 2人、40代 3人の計7名が全員合格となり、伊丹市女性消防団員の誕生となりました。

オンブード：

今後も、働く女性が女性消防団員として参加できるよう会議日を考慮するなど、ますますの活動を期待します。

Q 11 防災における男女共同参画の視点について、どのような取り組みを行っていますか？

阪神淡路大震災時にも女性に対して不具合なことや暴力があるなど、記録に残されています。東日本大震災では、阪神淡路大震災時の教訓をもとに、さまざまな取り組みをしましたが、それでも十分とは言えない状況でした。このことを踏まえて、平成24年6月災害対策基本法が男女共同参画の視点を入れた改正がなされました。

その後、平成25年5月に内閣府男女共同参画局から「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が出されました。その中には、「防災対策に男女共同参画の視点を反映するため、地方防災会議

における女性委員の割合を高めること。その際、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）が改正され、自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者、男女共同参画に関する活動を行っている民間団体等から委員を登用したり、日頃から男女共同参画に取り組んでいる女性についてこれらの団体に推薦を求めるなどの工夫が考えられる。また、女性が就くことの多い保健師、助産師、看護師、保育士等といった災害対応に深く関わる専門的職業に従事する女性を登用すること、都道府県知事等が庁内の職員から委員を任命する際に女性を積極的に登用することなども考えられる。市町村防災会議については、都道府県防災会議の例に準じて、女性委員の割合を高めること。」と書かれています。また、その他にも具体的な取り組みが記載されています。

このことから、伊丹市において【危機管理室】に「防災に女性の視点を入れる」ことについて具体的な取り組み事例をお聞きしました。

A :

平成 26 年に地域防災計画を修正し、避難所に関して夜間照明、避難者カードに避難者要望記載欄を追加、暴力を見過ごさない取り組みをしています。しかしながら、女性特有の月経や性に関する問題、DV等で所在を隠している方々への対応には十分でなく、さらに避難所運営マニュアルは避難所運営を行うのは市の職員であるため自治会や市民には渡さないことにしています。避難所には女性の市職員が必ず 1 名が担当することになっています。

また、防災会議の女性の割合が 40 名中 4 名（10%）といった低率の状況が続いている理由は、充て職で、役職を重視して決まるため困難です。

オンブード :

災害対策基本法や男女共同参画局の指針を熟知し、他の自治体を参考にして、女性消防団員や看護師・助産師など防災会議に委員として女性を入れる（女性登用目標 40%）工夫や努力をしてほしいものです。今年度、伊丹市も水害を経験しました。昨年から一部の地域で、避難所 HUG ゲームを行い、避難所運営に対して地域の方も共通認識できるように心がけている現状を推進し、災害時に男女共同参画の視点を入れた「自助」「共助」「公助」を努力して進めていく必要があります。

Q 12 市職員が率先してワーク・ライフ・バランスを実施していますか？

少子高齢化、人口減少時代を迎えこれまでの働き方では個人・企業・社会全体が持続可能でなくなることを懸念してワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が必要だと言われています。伊丹市の企業に対するモデルとして、市の職員は行えていますでしょうか。

A :

【人事研修課】は、男性職員の育児休業取得率を向上させる一つの取り組みとして、市の職員広報「ふれあい」（平成 25 年 9 月号）に子育て支援制度を紹介し、育児休業を取得した男性職員の体験記を掲載しました。育児休業は個人の申請に基づき取得する制度ですが、性別や職場環境などにより取得しにくいといったことの無いようにしたいと思っています。

一方で有給でないことが取得の妨げとなっていることも否めないところがあります。介護に関する休暇では、介護休暇の他、短期介護休暇制度と有給積立制度がありますが、育児に関しての有給積立制度（年度末の有給休暇の残日数が 20 日を超えている場合、超えている日数については翌年度への繰り越しができないため、失効する年休日数を積立し、通常の有給休暇とは別管理をする制度）の適用はありません。理由としては国や他団体が実施していない制度を導入するのは難しいことなどがあげられます。

ワーク・ライフ・バランスを大切にする職場環境づくりとして、先輩、上司の職員が、各種休暇制度を把握・理解・取得することが、育児休業等の休暇を取得することへの抵抗感をなくすことにつながり重要であると考えています。

オンブード：

今回のヒヤリングでは、産休・育休明けで復帰し、部分休業を取得しながら勤務している職員の方も同席するなどの積極的対応がなされました。上司がワーク・ライフ・バランスについて高い意識を持ち、積極的に行動（例：残業をできるだけしない、育児・介護休暇を取るなど）をすることで、よい職場環境になるようこれからも継続して努力していただきたいと思います。

Q 13 伊丹市の男女共同参画計画で、どのようなところに力を入れていますか？

男性は長時間労働、女性は家事・育児（低賃金・パート労働）という仕組みは、高度経済成長を支えてきた一方で、さまざまな問題を生み出してきました。伊丹市では、男女共同参画社会の実現に対して進めようとしていますが、力を入れたところ等を教えてください。

A：

【同和・人権推進課】では、イオンなどの大型商業施設でDVカードを今年度中に設置してもらうように働きかける予定です。『チャレンジひろば』についてハローワークにリーフレット配架するなどPRしているが、ゴールは再就職なのでもっと広く、幼稚園などにも広報していきたいです。com-com（年2号 4,000部発行）は、編集員の学びの場として考えています。

オンブード：

今年度も、さまざまな啓発を積極的に展開しています。特に、横の連携をしようとしているところは評価できます。しかし、いつもながらその方法が効果的であるかどうかの検証を行って頂きたいです。

Q 14 男女共同参画関連の図書を有効活用できていますでしょうか？

男女共同参画や人権啓発に関する図書・視聴覚資料について、図書以外にも専門性の高いものが女性・児童センターや人権教育室にもあります。図書館はこれらの目録冊子を置くだけでなく、検索端末に連動させたり、貸出希望される図書・視聴覚資料を引く（図書館を窓口にし借りができるようになる）等の連携を他の施設（女性・児童センターや人権教育室）と持つ事により、関係資料を広く市民にアピールでき、利用しやすくなると考えます。さらに、市民に男女共同参画について広く関心を持ってもらえるような取り組みについてもお聞きしました。

A：

【図書館】で検討しているシステムの問題は、莫大な費用がかかるため、図書館の関連図書の本棚に女性・児童センターのパンフレットと蔵書リスト（紙媒体のもの）を設置し、女性・児童センターには、図書館で所蔵している男女共同参画関連図書のリストを置き、希望により女性・児童センターに団体貸し出しをすることにします。

また、年2回（6月は男女共同参画週間、12月は人権週間）の特別展示をおこなっていますが、今後は、分類別書棚の小コーナーを使った展示に取り組みます。

昨年パープルリボンツリーを1階イベントスペースに設置していましたが、DV等関連図書の展示までは出来ていなかったため、平成26年度実施する予定です。

また、平成26年7月9日の女性交流サロンでの『絵本サロン』講座は、図書館の絵本等を活用して、図書館司書が絵本に隠されているメッセージ（ジェンダー規範等）を講座受講者と一緒に読み解

く企画です。

オンブード：

新しい貸出返却システムも導入されたり、男女共同参画や人権啓発について意識を持って取り組まれている様子が伺えます。オンブードの提案に対しても、「〇〇の部分を進めるのは難しいが△△の方法でやってみよう」という工夫と意欲が感じられました。

Q 15 女性が担うことの多い介護に対しての取り組みはどのようにされていますか？

要介護者が増えていく社会において、「介護は女性が担うもの」という考えがまだあります。女性への負担を軽減するため、両性が介護を担う社会にするための事業をお聞きしました。

A：

【社会福祉協議会】では、定年後の方がかわりやすい切り口でボランティアの講座を実施し、男性の生きがいにもなっていると考えています。

【地域・高年福祉課】では、介護度を少なくする、又は状態の維持、進行させない、自立させるような予防事業をしています。しかし、介護保険法では軽くなると介護報酬が少なくなる（事業所の収入が減る）仕組みになっているので、なかなか進めにくいです。【介護保険課】岡山市で成功報酬を介護報酬に反映させるモデル特区事業を始めたと聞いています。【地域・高年福祉課】男性のヘルパーの場合、女性のトイレに入る時や下着を買いに行く時に誤解される事もあるため、「介護マーク」（静岡発祥）の検討をしています。

オンブード：

制度が介護度の軽減を阻んでいることに問題を持ちながら対応していると思われます。家で介護をする人として、女性が拘束されてしまうことが多いため、ケアマネジャーには、それが当たり前として対応することなく、男女共同参画の視点を持って（女性の立場を理解し）介護者や被介護者の問題点を見抜き、どう解決していくのかを考えてほしいです。

同性介護を行う上で、男性職員の不足が問題だと思います。男性職員が増えるための対策を様々な例を参考に、考えていただきたいと思います。

Q 16 介護やヘルパーの仕事でのセクハラへの対応はどのようにしていますか？

介護やヘルパーは事業所において雇用されていますが、女性が密室で担当することが多くセクハラを受けやすい環境にある職業です。セクハラの実態や相談対応についてお聞きしました。

A：

【介護保険課】ではこれまでに、事業所からサービスの提供が困難になった時の相談を受けたことがありましたが、基本的には事業所が責任を持って対処すべき問題です。しかし、事業所に対する啓発など、今後は男女共同参画の視点を入れた研修を積極的に対応したいと考えています。

オンブード：

各地で問題になっているセクハラについて、「伊丹市にセクハラはない」とは考えにくいものです。介護保険課が事業所対象にセクハラ対策や男女共同参画の視点を入れた研修会の開催を期待します。

基本目標別具体的施策についての オンブード評価とコラム

基本目標Ⅰ：男女共同参画への意識づくり

【基本課題１】固定的な男女の役割分担にとらわれず、一人ひとりの人権を尊重する教育・啓発の推進

♪GOODな点♪

★ 自治会の協力で市民への啓発。

平成 24 年度に男女共同参画推進委員会で作成した啓発紙を自治会で回覧しました。また、この啓発紙を利用し、「固定的性別役割分担意識」について出前講座を実施しました。平成 25 年度も啓発紙の第 2 号を作成し、自治会で回覧しました。（同和・人権推進課）

★ 男女共同参画関連図書をことば蔵へ 226 冊購入。

平成 25 年度からは年 2 回（男女共同参画週間の 6 月と人権週間・市民フォーラム開催の 12 月）に展示回数を増やし、さらに今年度からは関連図書棚において「今月のおすすめ本」をピックアップして紹介してもらう事で、市民が手に取りやすい状況を作ろうと努力されています。（図書館）

★ 女性・児童センターの関連図書一覧がホームページで掲載。

今後、図書一覧のリストをことば蔵に配置してもらうなど、多くの市民に利用してもらう事を期待しています。

（あと一步欲しいところ）

☆ 人権教室と女性・児童センターの図書の連携を。

視聴覚教材の周知にも、人権教室の目録に女性・児童センター教材を追加するなど施設同士の連携が必要です。

【基本課題２】男女平等を推進する学校教育などの充実

♪GOODな点♪

★ 保育士対象の研修で、「男女共同参画」「DVと児童虐待」の研修を開催。

DV に対する認識を深め、保育の現場での早期発見につながることを期待しています。（保育課）

（あと一步欲しいところ）

☆ 教員のための男女共同参画やDVについての研修を。

子どもの虐待、発達障害、反社会的行動の影にDVが潜んでいることが多く、先生の一言で助かることもあります。子どもの変化を敏感にキャッチするためにも、男女共同参画やDVについての研修を定期的に継続して行う必要があります。

【基本課題３】男女共同参画を推進する生涯学習の充実

♪GOODな点♪

★ 伊同教の広報紙「ひかり」第 41 号に男女共生部会での取組を掲載し、活動の概要を紹介。

平成 26 年度も「ひかり」に取組を掲載するとともに、「伊丹市人権教育・啓発白書」の内容が多くの人に広く周知されるよう「概要版」をあらゆる機会を活用して配布するなど啓発しています。（人権教育室）

（あと一步欲しいところ）

☆ 一時保育・介護サービス・手話通訳・要約筆記サービスを講座開催時に講座案内チラシや広報紙に掲載の徹底。

一時保育・介護サービス・手話通訳・要約筆記サービスを実施してくれることを知らない人がまだまだ多いです。各サービスについて講座案内チラシや広報紙に「必要な際は一度ご相談ください」などと明記を徹底して下さい。

コラム①「シングルマザーの実態調査を！」

厚生労働省は今年度、全国 109 カ所で、ひとり親家庭向けにワンストップの相談窓口をつくると報道されています。来年度から始まる子ども・子育て支援新制度でも、個別ニーズに応じた子育て支援の情報提供が予定されている状況です。

ただ、こうした制度は役所に自ら助けを求めることが前提ですが、役所に行くことさえ思いつかない人もいます。

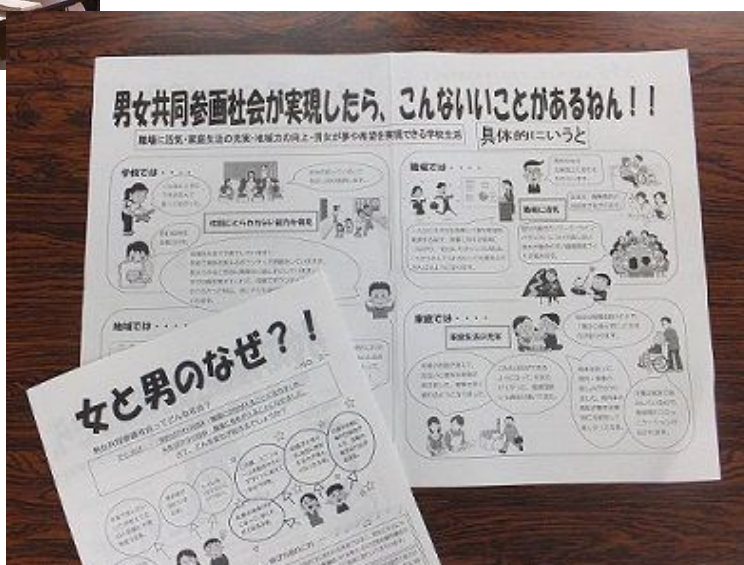
シングルマザーの場合は少ない賃金で生活を切り盛りする事は難しく、仕事を掛け持ちせざるを得ない現状があります。そのために、特に子どもたちの生活面において、子どもに充分目をつける時間や余裕が無くなります。

仕事と育児に追われ、親同士で付き合う時間もない人が多く、周囲の目を気にしてひとり親であることを隠したり助けを求めなかったりすることもあります。孤立しがちであるがゆえに必要な情報も届かないし、行政サービスを利用したくても窓口が閉まっている時間にしか手続きに行けない。非正規など不安定な仕事のため、休むことはできない。

このように、役所に行くことさえままならない状況の人たちは伊丹市内にどのくらいいて、どのような困難を抱え、何を必要としているのでしょうか。伊丹市の児童扶養手当受給数は約 1,800 件あり、大半はシングルマザーですが、ニーズや実態調査は行われていません。次代を担う子どもと女性にきめ細かい対応をするための実態の把握が急がれます。



(写真左) 男女共同参画推進委員会の様子
(写真下) 作成された啓発紙の第 2 号



基本目標Ⅱ：男女が対等に働ける環境づくり

【基本課題4】雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保への取り組み

♪GOODな点♪

★推進委員企画の講座でハローワークと連携

推進委員（市民まちづくりプラザ）の企画でハローワークと連携し、女性の就労についての講座が行われ、参加者と一緒に女性の就労について考えることができています。受講後の意見から意識面では必要性を感じ取れるが、組織の仕組みとしては推進できていない点が多いとのこと。女性の就労の問題だけでなく、男性も今までの働き方を見直し、企業も働き方や制度を見直すことで、両方が相乗効果をうみ、充実したものにする必要があります。（同和・人権推進課）

★事業所へのセクシャル・ハラスメント防止の研修等のよびかけを積極的に行う

男女共同参画推進委員会を通じて、事業所へのセクシャル・ハラスメント防止の研修等のよびかけを積極的に行っていることは評価できます。事業所からの出前講座の要望はなかったそうですが、交通局へ人権教育指導員を派遣しセクシャル・ハラスメントについての研修を行うことができたことは努力の結果だと思います。

また、短時間でチェックできるリストなど、事業所で活用しようと思える教材の充実をはかるなど、努力されているのが見受けられます。（同和・人権推進課、人権教育室）

（あと一歩欲しいところ）

☆チラシ作成、配架がはたして効果的な広報手段か？

労働相談等の広報手段としてチラシ作成、配架されているとの事ですが、はたしてチラシが効果的な広報手段かどうかの検証、すなわち、チラシ以外に方法は無いのか、より効果的な周知・啓発の方法を検討・模索される必要があります。（商工労働課）

【基本課題5】男女の働く意欲を支え、多様かつ柔軟な働き方が選択できる条件の整備

♪GOODな点♪

★コミュニティ・ビジネスへの取り組みについて積極的な支援が行われた。

まちづくり推進課とまちづくりプラザが連携し、助言・資料提供を行っています。NPO設立相談が計45件、社会起業講座は年間で計7回開催し、96名の参加があったことは評価できます。多様な働き方に対応した条件の整備の推進に期待しています。（まちづくり推進課）

（あと一歩欲しいところ）

☆相談や講座修了後の追跡調査が出来ていない。

働きたい女性のための事業である『女性のためのチャレンジ支援事業』が行われているが、受講後の活動やチャレンジ状況の追跡調査が実施出来ていないのは大変残念です。事業を行ったら、やりっぱなしで終わりではなく、次の目標に繋がるよう切れ目ない支援が必要です。事業を検証するためにもアンケート調査を徹底し、効果や改善点を把握することで次の事業に生かしてゆく必要があります。（同和・人権推進課）

☆まずは実態把握が必要です。

昨年もオンブードは指摘しましたが、男女の労働の実態把握がなされていません。調査実施方法を検討するとありますが、検討するだけでは問題は解決しません。まずは実態を分析、把握する事により何をしなければいけないかが、明確になります。

【基本課題6】男女の仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

♪GOODな点♪

★『ワーク・ライフ・バランス』について企業の労働組合から出前講座の依頼があった。

企業の労働組合から初めての出前講座の依頼を受けています。出前講座を通じて、企業の環境や労働者側の思いを知る事ができ、庁内研修にも出前講座先の企業の働き方を紹介するなど、市が参考にできる点を周知する事により、制度を利用しやすい職場風土づくりに期待しています。

★ファミリーサポートセンター会員数増加！

子育て支援センターとの合同講座の開催等により、会員数がH24年度との比較で100名増の2,370名となっています。今後、定年後の方々の社会参加のきっかけになることを期待しています。

コラム②「保育所に通園している子どもが病気になったとき」

保育所に通園している1歳の子どもが、朝ご飯をなかなか食べません。母親は出勤の時間が気になるので急かしたところぐずぐずしています。いつもとは違うと思い、額に手を当てたところ、熱があります。父親は先に出勤してしまっているため、残された母親は途方にくれます。やっと見つけた仕事を遅れるわけにはいきません。店長の「やっぱり、小さい子どもがいるとねえ…」という声が聞こえてきます。

皆さんならどうしますか？実家に電話…留守（えーっ！）。その他は？ネットですぐに預かってくれるサイトにアクセス（怖いし）、ファミサポは当日なら利用できないし（役に立たないわ）、「〇〇ちゃん、ねんねしててね」と子どもを1人寝かせておく（ごめんね）

昨年度、伊丹市では「伊丹市子ども・子育て支援に関する調査」がなされ、上記のように、病気の幼児が1人で放置されていたのは1.3%、少なくとも1年に15人はいたという報告が出ました。伊丹市には病児保育がありません。子どもが家で事故にあうことが事件になる前に、病児保育が整備されることを願います。

基本目標Ⅲ：男女共同参画の理念に立った健康・福祉サービスの充実

【基本課題 7】生涯を通じた男女の心と体の健康づくり

♪GOODな点♪

★ 禁煙支援講演会「たばこが及ぼす体への影響」を実施したことのない小学校3校（受講者数 297 人）に実施。

今後は、市内 17 校の小学校全てに講演会を実施することを目標にしています。

平成 25 年度については、「学校保健大会」にて学校で担任や養護教諭が防煙教育に取り組んだ結果が発表されており、学校主体の取組みも広がってきています。

講演会実施だけで終わらず、学校が主体となってたばこに対する取組みを続けていけるように支援を継続していく必要があります。（健康政策課）

★ 「思春期を迎えるための心と体の準備」等について、市内学校の対象と相手のニーズに応じた出前講座を実施。

高校生対象では、命を造り出す能力があるということ、親となる覚悟、自分や相手を考えて行動が出来るとはどういうことか、女性の生殖年齢と人生設計等について講義をしています。（伊丹病院）

【基本課題 8】高齢者・障がい者（児）、ひとり親の家庭などが孤立せず、安心して暮らせる環境の整備

♪GOODな点♪

★ 老人クラブへの健康政策や訪問活動により、筋力・体力の維持及び向上を図る。

虚弱や閉じこもりの高齢者を早期に把握し、通所型介護予防事業につなげることで筋力・体力の維持及び向上を図っています。（地域・高年福祉課）

★ 「いたみ健康づくり大作戦」の一環として瑞ヶ池公園に健康遊具広場が整備され、介護予防のための「いきいき百歳体操」の推進が開始。

今後、要介護者の増加が予想される中で、要介護度の軽度化に向けた取組みの拡充が期待されます。

（みどり公園課、地域・高年福祉課、社会福祉協議会）

【基本課題 9】安心して子どもを産み育てられる環境の整備

♪GOODな点♪

★ 阪神北広域こども急病センターに電話相談室を設置。

患者サービスの向上の為、エレベーター前の廊下にブースを設置し、電話相談を実施する事ができました。平成 26 年度以降、女性医師等から託児の要望が増加しているため、センター内に育児室の整備を検討されます。（地域医療推進課）

（あと一歩欲しいところ）

☆ 伊丹病院の分娩再開への期待！

24 時間体制で安全に分娩を行うための産婦人科医師確保が困難となったため、平成 26 年 4 月 1 日より分娩を一時中止し、連携病院との周産期ネットワーク体制を確立しています。しかし、拠点となる病院は阪神南地区に集中し、阪神北地区には少ないため、現在、伊丹病院でも再開に向けて努力されているようです。地域の中核病院である伊丹病院での早急な分娩再開を期待しています。（伊丹病院）

コラム③「介護は誰にしてほしいですか？」

高齢者人口の増加とともに、数年後団塊世代が 70 歳代に突入するに伴い要支援・要介護者数は増加傾向になると言われています。

その時に、誰に介護してほしいですか？自宅であろうと、施設であろうと自分の欲する人に介護してほしいのは、誰しものでしょう。

介護者を見てみると、女性が多く、男性が少ないのです。伊丹市においても同様です。その理由には、自宅での介護の場合は、男性はフルタイムで働いているため、介護を担う職業は賃金が安い、介護は女性がすべきという固定的性別役割分担意識があるため、などが挙げられます。

このように、男性に介護をしてほしいという場合に、それに応えられる状況に社会はないのです。例えば、妻が夫に介護してほしいというニーズがあったとしても、介護を理由に離職することになり得ます。その場合、生活費はどうするのかなど問題は山積です。行政も介護関係の制度や法律の整備も進めていますが職場では上手く活用されていないのが現状です。

いつかは自分が介護する立場になるか介護される立場になるかもしれません。被介護者のニーズは様々です。それぞれのニーズに応えることができる社会を目指したいです。

基本目標Ⅳ：あらゆる暴力に対する根絶の取り組み

【基本課題 10】配偶者・パートナーからの暴力（ドメスティック・バイオレンス）防止対策の推進

♪GOODな点♪

★DV防止セミナーが計画的に実施されました！

関係者の研修として、保育関係（307人）民生委員とのコラボによるDV防止セミナー（221人）人権擁護委員、生活保護職員などへの出前講座等を積極的に実施されたことは、大変評価できます。知識がなければ理解は出来ません『DVとは何か』を理解する事が必要です。『DV被害を受けているのではないか』というアンテナが、早期発見につながります。今後も研修を継続し、より多くの市民が理解を深めて欲しいと思います。（同和・人権推進課）

★相談体制のさらなる強化。

関係機関と綿密に連携し個別の対応をおこなったことは広がりの中で評価できます。また、相談員の派遣研修を積極的に行い、ネットワーク作りや情報収集を行ったことも広がりをもった点です。今年度は、DV相談室の啓発カードを8,000部外部印刷で作成したことで、相談の増加つまり被害者の支援に繋がったという功績も評価できます。（同和・人権推進課）

（あと一歩欲しいところ）

☆相談啓発のさらなる工夫に期待！

相談カードの配置場所、市民への啓発としてパネル展、パープルリボンツリー設置は駅や大型商業施設など不特定多数の人々が利用する場所で行うなど『わざわざ』取りに行かなくても市民に情報が届くにはどうすればいいのか、さらなる工夫が必要です。

【基本課題 11】セクシャル・ハラスメントなどへの防止対策の推進

（あと一歩欲しいところ）

☆教職員へのセクシャル・ハラスメント防止対策

セクシャル・ハラスメントの相談窓口について、より広く知らせるためホームページや機関誌等により教職員への啓発を行ったことは評価できますが、教職員への防止対策は、例年同様管理職研修や初任者研修で対応しているだけです。すべての教職員が定期的に継続して教育を受ける必要があります。（総合教育センター）

【基本課題 12】子どもや高齢者の安全を守る取り組みの推進

♪GOODな点♪

★暴力に対して統一した対応。

虐待（児童、障がい者、高齢者）DV・性犯罪担当部会にてマニュアル作成が行われ、通報等の整備を試みるなど早期発見に向けての体制づくりに期待します。（伊丹病院）

（写真）ことば蔵でのパネル展にて来館者に飾られたパープルリボンツリー



コラム④「性暴力を考える」

性暴力について以下の内容は正解？間違い？

- ☐若い女性だけがレイプ被害にあう。
- ☐レイプは女性側の挑発的な服装や行動が誘因となる。
- ☐レイプ、性的虐待などは、特定の環境や文化における女性にみられるものである。
- ☐レイプの加害者のほとんどは見知らぬ人である。
- ☐被害者は逃げるつもりがなかったからだ。

内閣府：「レイプ被害によってひきおこされる、心と体の変化」より
すべて間違いで、このような内容をレイプ神話と呼んでいます。子どもも男性も性暴力被害にあいます。もちろん、被害者に落ち度があるわけではありませんし、誰でもが被害にあう可能性があるのです。レイプの被害を受けると、体や心が固まってしまい声すら出すことができない、殺されるかもしれないと思うこともあり、逃げることさえできないのです。

レイプ神話という社会の偏見により、被害者は周りや支援者から二次被害を受け、自責の念や怒り、悔しさ、後悔などが交錯し、心身ともに大きな影響を受けることになります。被害者は、自分が悪かったとってしまうことや恥ずかしさ、周囲への配慮等によって、被害を届けることを躊躇してしまいやすいのです。

数年前から、各地で性暴力救済支援センターが発足しました。被害者がワンストップで心身のケアから警察、法曹、医療等が一体となって被害者支援を行うものです。兵庫県も発足しました。被害者が減少することはもちろんですが、今、被害にあった時の適切な対応が進められています。

基本目標Ⅴ：男女が共に輝くまちづくり

【基本課題 13】市民の連携による男女共同参画の推進

♪GOODな点♪

★ 自治会長の女性割合は徐々に増加し 18%にまで上昇。

この増加について、社会が変わって来ただけでなく、担当課の努力があったことは評価できます。しかし、目標も 20%と目標そのものも低いこともあって、成果目標に捕われることなくその割合をあげる努力を今後もして欲しいです。(まちづくり推進課)

★ 日本語サロン参加者も増えている。

外国人の居住者が増えているのか、周知されてきたのかの要因を確認し、より一層活発化することを期待します。(同和・人権推進課)

★ 伊丹市保健衛生推進連合会女性部会の名称変更の丁寧な計画。

組織が変わるのは名称であったとしても難しいことではあります。このについて、丁寧に説明する計画が立てられています。意識の啓発も絡んでいるため、今後も継続して発展を期待します。(生活環境課)

★ 男女共同参画川柳については表彰時に子育て支援とコラボ。

男女共同参画川柳については表彰時に子育て支援とコラボしたことで広く広報できています。賞品を企業とコラボするなどの更なる工夫を期待します。(同和・人権推進課)

(あと一歩欲しいところ)

☆ 女性の防災訓練参加者が伸び悩んでいる。

原因を解明したうえで今後の課題を明確にすることが先決です。(消防局、危機管理室)

☆ 女性リーダーの養成に対する積極的な対応を期待。

さまざまなイベントの実行委員や都市デザイン課においても課題となっている組織ツールの研修やリーダーを行う機会の積極的な提供を期待したいです。

☆ 「com-com」の多すぎる編集会議の見直し。

「com-com」の発行については継続は力ではあるが、多すぎる編集会議になってしまう原因の究明が必要です。(同和・人権推進課)

【基本課題 14】ユニバーサルデザインの推進による男女共同参画の環境整備

♪GOODな点♪

★ 都市計画等への審議会へ女性比が 40%を超えるための努力を行っている。

都市計画等への審議会へ女性比が 40%を超えるための努力を行っていることは評価できます。発展的には、全市的な課題として検討していただきたいです。

(あと一歩欲しいところ)

☆ 男性の子育てに対する支援を検討。

男性が子育てする場合、トイレにベビーベッド、ベビーホルダーの設置が不十分なことが社会の課題となっています。現状把握などの確認が必要であるが、その取り組みが見当たりません。(営繕課・施設課・住宅政策課・道路保全課・道路建設課・みどり公園課)

【基本課題 15】地域の国際化と国際社会への貢献

♪GOODな点♪

★ ミモザの日の際に、国際的な女性の人権啓発に若年層とも協働。

ミモザの日の際に、ガールスカウトとの協働、国際的な女性の人権啓発に若年層を巻き込んで行えたのは、男女共同参画の次世代育成の点からも意義が大きいといえます。(同和・人権推進課)

★ 審議会へ女性比が 40%を超えるための推薦依頼を積極的に行なう。

審議会へ女性比が40%を超えるための推薦依頼を行なっていることは評価できます。(環境保全課)

(あと一歩欲しいところ)

☆ 「リサイクルフェア」に男女共同参画の要素を。

今年度は台風で流れたが、「リサイクルフェア」に男女共同参画の要素をどのように取り入れるかについては、男性の登用を挙げているように実行委員会を男女や年齢の幅も考えた構成にすることで、多様なアイディアの創出を期待します。(生活環境課)

コラム⑤「職場に男女共同参画リーダーを！」

伊丹市の男女共同参画計画の進捗状況をオンブードはチェックし、担当課である同和・人権推進課は庁内、職員に啓発していますが、男女共同参画は、担当課だけが頑張っているだけでは進みません。それぞれの課の全ての職員に必要な視点なので、言われてするのではなく自ら気づく事が大切です。

男女共同参画の視点がなぜ、必要なのか。それぞれの課ではなにができるのか。それを考えることにより、より良い市民サービスを提供出来るのではないのでしょうか。

伊丹市には伊丹市男女共同参画推進本部会議があり、庶務担当の課長級からなる幹事会もあります。ですが、いざ施策を考えるとなった時に、本当にその人たちだけが知っていて施策に届いているのでしょうか？

何をするにも男女共同参画の視点は絶対はずせないはずなので、各課に推進する職員をおかれたらいかがでしょうか。そのためにも、各職場に『男女共同参画リーダー』を置く必要があると考えます。

(写真) 国際女性デーin伊丹 いたみミモザの日の講座にて、ガールスカウトによる発表の様子



基本目標Ⅵ：計画の総合的な推進

【基本課題 16】市民との協働による推進体制の確立

♪GOODな点♪

★ 推進委員会メンバーであるまちプラと協働した企画を行う。

協働企画を積極的に取り組んでいます。企業や教育機関などとの協働にも目を向けていくことを期待します。（同和・人権推進課）

★ 市職員による『PDCA』（プラン・実行・チェック・アクト）の記述形式が充実。

PDCA サイクルが分るような報告用紙となって2年目となります。各課がどのように取り組み、次年度の目標からどのように計画しているかがわかるようになりました。各課が自己評価し、サイクルが円滑に動くことを期待します。

（あと一歩欲しいところ）

☆ 推進委員の活動の検証。

推進委員の任期や委員の所属などについては、十分な役割を果たしているかの検証は重要と考えます。

【基本課題 17】市の率先した取り組みの推進

（あと一歩欲しいところ）

☆ 女性委員割合が伸び悩んでいる。

各課は、女性委員の割合を高める努力がなされているにもかかわらず、数字は伸び悩んでいる。そこで、他市でも行われているように、市として女性委員の割合を高める具体的な方法も示すような統一文書を出すなどの方法の検討が必要と考えます。（人事研修課）

【基本課題 18】男女共同参画推進拠点の充実

（あと一歩欲しいところ）

☆ 女性・児童センターの講座企画の目標を常に検証。

女性・児童センターの講座の開催は、その人数増加に力を入れる以上に男女共同参画の視点を見定めた講座を企画することが必要です。

☆ 女性・児童センターの安全性の確保を！

女性・児童センターの耐震が必要なことから、「伊丹市公共施設マネジメント基本方針」を見据えて、どうあるべきかの検討を早々にする必要があると思われます。

コラム⑥「男性職員の育児休業」

「男性は仕事、女性は家事と育児」という性別役割分業が顕著に表れるのが男女の育児休業取得率です。厚生労働省の「平成23年度雇用均等基本調査」による育児休業取得率は微増傾向で、平成22年、23年、24年の推移は、女性83.7、84.3、87.8に対し、男性は1.38、1.34、2.68です。平成24年は23年の倍になっている！といってもたかだか2%です。

伊丹市では、昨年度市職員向けの広報紙にわかりやすく掲載するなどの工夫がされ、伊丹市男性職員の育休取得人数（市長部局の他、教育委員会やその他外郭団体の職員も含む）平成23年度 11.1%（取得者5人/45人中）、24年度 3.7%（2人/54人中）、25年度 8.9%（5人/56人中）24年度から25年度にはもち直しています。しかし、低いです。取りたくない（男性たるもの育児休業なんてしない）、取りたくても取れない（職場に迷惑がかかったら…、給料が出ないのでは…、降格されたら…）など本当の理由はどこにあるのでしょうか。

育児を行ってみることで、忍耐力は確実に着きますし、育児期にある親の立場やニーズが理解しやすくなり、世の中の見え方が変わってきます。つまり、ワークライフバランスです。伊丹市としては、職員が男女とも育児休業を取得することで市の利益に跳ね返ることを理解し、男女共同参画社会を目指すために、男女とも育児休業を取りたい職員が取れるためのナイスな取り組みが期待されます。

平成25年度分
各課からの計画施策別事業報告

基本目標Ⅰ：男女共同参画への意識づくり

<成果目標>

項目	担当課	計画当初 (H22年度)	H23年分報告	H24年分報告	H25年分報告	成果目標 (H28年度)
市民意識調査における「伊丹市男女共同参画計画」の認知度	同和・人権推進課	40.3%	-	-	-	60% (次回調査時)
女性・児童センターの年間利用者数	同和・人権推進課	129,246人	135,542人	133,448人	138,535人	130,000人
女性・児童センター（働く女性の家・女性交流サロン）講座等参加者数	同和・人権推進課	3,406人	3,919人	3,578人	4,009人	4,000人
男女共同参画関係まちづくり出前講座実施回数	同和・人権推進課	4回	4回	4回	8回	10回
保健教育の授業参観を行った学校数	保健体育課	15校	16校	16校	16校	20校

【基本課題1】固定的な男女の役割分担にとらわれず、一人ひとりの人権を尊重する教育・啓発の推進

①市民への広報・啓発活動

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の実績及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題とされること	平成26年度の目標・プラン	所属
1-1-1 広報紙、情報紙、インターネット、テレビ、ラジオなど様々な媒体を活用し、本計画の周知や男女共同参画への理解を深める広報・啓発を行う		「広報伊丹」発行業務他	「広報伊丹」をはじめ、ケーブルテレビなどの広報媒体を活用し、より分かりやすく、市民参画を呼び掛けるような情報発信を心掛ける。 【広報紙】 ・6月15日号「広報伊丹」で、「男女共同参画週間」「パネル展」「男女共同参画推進事業所表彰」「市民オンブード決定」などの記事を掲載する。 ・「広報伊丹」で、関連記事を掲載する。 【ケーブルテレビ】 ・5月20日号『「人権擁護の日」特設相談所を開設」記事を読み上げ・啓発。 ・6月18日号「ゲストコーナー」に男女共同参画施策市民オンブードの来田純子さんを招き、対談。	【広報紙】 ・6月15日号に「男女共同参画週間」記事を出しで掲載し、併せて「パネル展」「男女共同参画推進事業所を募集」「男女共同参画川柳を募集」記事を掲載 ・11月1日号に「DVは犯罪です」と見出しを立て、「女性に対する暴力をなくす運動」記事を掲載し、併せて「DV防止パネル展」や「女性の人権ホットライン」記事を掲載 【ケーブルテレビ】 ・7月22日号ゲストコーナーで男女共同参画施策市民オンブードの永原明子さんを招き、対談 ・5月20日号おしらせコーナーで『「人権擁護の日」特設相談所を開設」記事を読み上げ ・10月21日号おしらせコーナーで「伊丹市参画協働推進委員会の委員募集」記事を読み上げ ・12月23日号ゲストコーナーで緑丘小PTAの山本哲郎さんを招き、主夫としての体験を放送	「広報伊丹」やケーブルテレビだけでなく多様な広報媒体で即時性・広域性に優れた情報提供を行う必要がある	「広報伊丹」やケーブルテレビに加え、SNSやリニューアルした市ホームページを利用し、わかりやすい啓発に努める。 【広報紙】 ・6月1日号で、「男女共同参画市民オンブード委嘱」「男女共同参画週間」「6月は男女雇用機会均等月間」の記事を掲載 ・6月15日号で、「男女共同参画推進事業所を募集」「男女共同参画川柳を募集」の記事を掲載 ・7月1日号で、「イクメン・カジダンフォトコンテスト入賞作品が決定」の記事を掲載 ・9月15日号で、「男女共同参画推進委員会 活動始まる」の記事を掲載 ・10月1日号で、「男女共同参画研修」の記事を掲載 ・11月1日号で、「男女共同参画推進市民フォーラム」「DVは犯罪です」「女性に対する暴力をなくす運動」実施期間「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化月間」「女性のための法律講座」の記事を掲載 ・11月15日号で、「男女共同参画推進事業所表彰」「男女共同参画市民オンブード報告提出」の記事を掲載 ・12月15日号で、「DV対策計画についてパブリックコメント募集」の記事を掲載 【ケーブルテレビ】 ・8月18・25日号で、「男女が共に輝くまちづくり」と題し、「ゲストコーナー」に男女共同参画施策市民オンブードの黒沢広美さんと市同和・人権推進課長を招き、対談。 【ウェブ】 ・イベントカレンダー機能の利用やSNSなど、効果的な広報について提言していく	広報課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
	921301 921305	男女共同参画計画推進事業 男女共同参画情報紙発行事業	・広報伊丹掲載依頼時期を意識し、事業が一度に複数掲載されることで男女共同参画の文字が目立つように工夫する。 ・啓発紙をイベントで配布、またパネル化し展示に生かす。推進委員会で第2号を作成。 ・「com-com」の継続実施。 ・ホームページの充実。	市内小中学校全てのPTA広報担当者に「男女平等に関する表現指針」の趣旨と、注意すべき点を周知することができた	依頼原稿や番組出演者の発言の中にも「男女平等に関する表現指針」に沿わない文言が含まれることがある	広報課職員全員で「男女平等に関する表現指針」を理解し、必要に応じて「指針」に則り原稿や発言の修正をしていく	同和・人権推進課
1-1-2 男女共同参画に関する図書や視聴覚資料の充実を図る		・本の企画展:「男女共同参画週間」、「女性に対する暴力をなくす運動」等 ・ドキュメンタリー上映会:「ゆらりゆらゆら」「ダンシング・ウィズ・ライプス」「外泊」等	・引き続き、男女共同参画、女性問題等の図書を充実する。不足している資料が目的にあえば利用者の要望を取り入れる。 ・24年度末に購入したDVD等視聴覚資料を講座や上映会に有効的に活用する。⇒8月に「ベアテのニッポンだいすきアジア大好き!」を男女共同参画基礎セミナーで利用。 ・図書の貸し出し、上映会等に男性の利用率を上げる。 ・伊丹市の情報や行政資料のファイリング、情報相談に関連する資料の収集・整理。男女共同参画に関するパネル展を実施し、講座等参加者だけでなく、施設利用者に向けた啓発を行う。	・本年度も国際ソロプチミスト伊丹からの寄贈等により、男女共同参画図書の充実が図れた。(23冊) ・所蔵図書・視聴覚資料を活用して、ブックトーク・本のちよつと「ムダ使い」にロンドンへ」や映画上映会「逃げ遅れる人々」を開催した。(参加25名) ・講座開催時、関連図書リストを配布する。	・与えられた予算の枠の中での市民ニーズをとらえた図書・資料の整備が課題。 ・男性の女性交流サロンの利用及び本の貸出が少ない。	・引き続き、男女共同参画に関する図書・資料の充実を図る。 ・図書の貸し出し、上映会等に男性の利用率を上げる。⇒6月開催「男女共同参画週間記念フェスティバル」にて本の企画展「子どもと一緒に読める本」を実施。 ・伊丹市の情報や行政資料のファイリング、情報相談に関連する資料の収集・整理。 ・男女共同参画に関するパネル展を実施し、講座等参加者だけでなく、施設利用者に向けた啓発を行う。 ・センター登録グループ会員の図書活用を促す。	同和・人権推進課（女性・児童センター）
	921108	視聴覚教材貸出事務	さまざまな人権課題の一つとして、男女共同参画に関する図書やビデオ等の視聴覚教材を購入し、教材の充実を図っていく。 また、視聴覚教材目録について、平成25年度より購入順に列記していたものをテーマごとに変え、利用者が活用しやすいものに変更する。	研修用DVD8本、新刊図書33冊を新規購入した。これらの中、DVDでは父親から母親へのDV(暴力)を見かねた子どもの実話に基づいたアニメ「パパ、ママをぶたないで」、書籍では男女共生教育の教材として「女子のキャリア」などを購入し、教材の充実を図った。 また、教材目録を関係機関に配布して積極的な活用について啓発した。(女性問題に関する教材貸出数:8回) さらに、視聴覚教材目録を図書館に布置した。	視聴覚教材目録の活用の仕方及び市民への周知について工夫する必要がある。また、教材の周知については公民館や女性児童センター等との連携が課題である。	さまざまな人権課題の一つとして、男女共同参画に関する図書やDVD等の視聴覚教材を購入し、教材の充実を図っていく。	人権教育室
			引き続き幅広い視野に立った男女共同参画に関する書籍を収集する。また、展示回数を2回(6月・12月)に増やす。	・平成25年度の男女共同参画関連図書購入実績:冊数226冊、金額348,950円 ・展示を6月・12月に実施	新刊は既に貸出済のものが多く、刊行年の古い本が展示の中心だったため、閲覧者が少なかった。	引き続き幅広い視野に立った男女共同参画に関する書籍を収集する。また、新刊を中心とした展示を6月・12月に実施する。	図書館

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の実施状況及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題とされること	平成26年度の目標・プラン	所属
1-1-3 「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」に基づき、男女の人権の尊重について教育・啓発を行う	921112	人権文化市民講座・啓発事業	引き続き、男女共同参画の視点を入れた啓発事業を実施する。	1.【ジョイントクラブ】 「将来の進路を考える」をテーマに、女性の生き方、働き方について、男女雇用機会均等法を学習題材に話し合いました。 (参加者：中学生2名) 2.【ともだち作ろうママも赤ちゃんも】 第1子で0歳児とその保護者13組を対象に、男性保育士によるお話を、男性の育児参画や親子コミュニケーションについての育児における男女共同参画について学びました。 (参加者：12組、男0名・女12名)	1. 中学生が将来の職業について考える時、女性向きの仕事の有無を話し合うことができたり、固定的性別役割を学べた。 2. 普段の子育て支援ルームには父親の参加はあるが、講座への参加が課題である。	引き続き、男女共同参画の視点を入れた啓発事業を実施する。	人権啓発センター
	921117	地域に学ぶ体験学習支援事業					
	212201	子育て支援事業					
	921104	「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」の推進	①「白書」の内容をあらゆる機会を通して啓発する。 ②伊同教の広報紙である「ひかり」に男女共生部会での取組を掲載する。	①「白書」の「概要版」を同和・人権推進課と連携を図りながら、あらゆる機会に配布するなど啓発に努めた。 ②「ひかり」第41号で、伊同教男女共生部会の活動の概要を紹介することができた。	①引き続き、「白書」の内容が多くの市民に広く周知されるよう、「概要版」をあらゆる機会を活用して配布するなど、啓発していく必要がある。 ②他の部会との調整により、詳しい取組内容を掲載することができなかった。	①引き続き「白書」の内容を「概要版」によりあらゆる機会を通して啓発する。 ②伊同教の広報紙である「ひかり」に男女共生部会での取組を掲載する。	人権教育部

②男女共同参画の視点に立った制度・慣行の見直し

1-2-4 地域や職場などにおける慣行のうち、男女で活動選択において中立的でないものについて、広くその見直しを呼びかける			・男女共同参画推進委員会を通じて、広く発信する。 ・啓発紙を活用し、見直しをよびかける。	・男女共同参画推進委員会作成啓発紙「女と男のなぜ?」を6,320部を自治会回覧 ・女性・児童センター登録グループ説明会で上記啓発紙を利用して、「固定的性別役割分担意識」について出前講座を実施。 ・平成25年度男女共同参画推進委員会第2号啓発紙作成	・左記のアンケートでは、「固定的性別役割分担に賛成か」という問いについて、「そうは思わない」が41%あり配布だけでなく口頭での補足が必要と感じた。また、「どちらともいえない」と疑問を感じる意見が50%あり、その具体的な記述によると、男女共同参画を身近に感じるかどうかで回答がゆれることがわかった。	・5月に「女と男のなぜ?」第2号を自治会回覧。 ・年6回の男女共同参画推進委員会では、中立的でないものについて具体的に話し合い、第3号の啓発紙に生かす。	同和・人権推進課
---	--	--	---	---	--	---	----------

③人権尊重の視点に立った性教育

1-3-5 児童・生徒の発達段階をふまえながら体系的な性教育の充実を図るとともに、授業参観などを通じて、保護者への啓発を行う			学習指導要領に則ったカリキュラムを検討し、性教育の充実を図る。授業参観等を通して、保護者・地域への啓発を図る。	性教育について、児童生徒の発達段階と学習指導要領に準拠した、カリキュラムを検討し推進することで、男女の特性を育育面などから学ぶとともに、男女が互いに尊重する態度を育成することに効果があつた。また、授業参観・講演会などの実施により、保護者・地域への啓発活動も行った。	引き続き、各校の実態を踏まえたカリキュラムの検討を行い、教育的ニーズに応じた性教育の充実を図る。	学習指導要領に則ったカリキュラムの検討を行い、児童生徒の発達段階に応じた性教育の充実を図る。授業参観等を通じて、保護者・地域への啓発を行う。	保健体育課
---	--	--	---	--	--	--	-------

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
------	--------------	-----	---------------	-------------------	----------------------------	---------------	----

④メディアにおける男女の人権の尊重

1-4-6 市の行政文書や広報番組の放送は、市の「男女平等に関する表現指針」に則って行うよう努める。また、必要に応じて同指針の見直しを行う		「広報伊丹」発行業務他	5月20日に実施する平成25年度のPTA広報担当者向けの「出前講座で「刊行物等作成にあたっての男女平等に関する表現指針」の一部を抜粋し、男女平等に関する表現方法を説明する。	市内小中学校全てのPTA広報担当者「男女平等に関する表現指針」の趣旨と、注意すべき点を周知することができた	依頼原稿や番組出演者の発言の中にも「男女平等に関する表現指針」に沿わない文言が含まれることがある	広報課職員全員で「男女平等に関する表現指針」を理解し、必要に応じて「指針」に則り原稿や発言の修正をしていく	広報課
			・改訂に向けて課題を整理する。	・市からの発行物などについて、男女平等に関する表現指針からはずれたものはないか、課内で話し合いを行なった。	・男女共同参画計画に報告をしていない担当課についても、表現指針を念頭においてもらう必要がある。	・表現指針を再度庁内に通知する。	同和・人権推進課
1-4-7 学校教育や生涯学習の機会を通じて、メディア・リテラシー向上のための学習・研修機会を提供する		①はじめての男女共同参画「ビデオで考えるジェンダーってなあに？」 ②「パソコンヘルプデスク」(全12回)情報活用講座「デジカメ編」「年賀状編」	①メディアにおける様々な分野でのリテラシー学習の必要性があることから25年度も引き続き講座を実施する予定。 リテラシー講座等⇒「コマーシャルとコミュニケーション」(4/25実施) ②継続していく事業等は、 ・講座の実施:情報活用講座、パソコンヘルプデスク、 ・情報相談における表現指針の周知 ・リテラシー関連資料(学校教育における図書等)の充実 ・研究団体、活動団体とのネットワークづくり	・メディアを読み解き、自分の力で判断する力を養うのに役立つため、4/25に「コマーシャルとコミュニケーション」をテーマとした講座を実施。(8人参加) ・熟年世代のIT活用能力を高めるため、毎月1回「パソコンヘルプデスク」とステップアップセミナーを実施。(延べ133人が参加)	・パソコンヘルプデスク講座は、毎回定員を超える申し込みがあり、キャンセル待ちの状態が続いており、実施方法と内容の改善が課題。	・メディアの受け手である人々が情報に流されない目を養ったり、情報社会を生きる子どもたちへのメディアの影響を考えるメディアリテラシー講座の開催を予定。 ・引き続き、パソコンヘルプデスクを実施。	同和・人権推進課(女性・児童センター)
	921112	人権文化市民講座・啓発事業	引き続き、人権を視点に入れたパソコン教室を実施する。	人権を視点に入れたパソコン教室を実施した。 (参加者:154名、回数:25回)	インターネットによる個人情報の流出・人権侵害等の課題も交えながら講座を実施することができた。	引き続き、人権を視点に入れたパソコン教室を実施する。	人権啓発センター

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目 標・プラン	平成25年度の主な取組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
			学校において引き続き、男女に関わりなく、ICT機器の活用について学習する機会を提供する。	男女に関わりなく、各教科等において、ICT機器の活用について学習する機会を提供した。	ICT機器の活用について学習する機会・内容の充実	学校において引き続き男女に関わりなく、ICT機器の活用について学習する機会を提供する。	学校指導課
	231105	講座等生涯学習活動支援事業	引き続き、パソコン相談室を実施し、ICTの活用の促進を目指す。年間22回実施予定。	パソコン相談室を継続実施。市民ボランティアスタッフがパソコン操作についての疑問にこたえた。気軽に参加できる相談窓口として、市民に好評であった。年間22回実施。	特になし。	ボランティアグループ「パソコン相談室」と共催で事業を実施する。	公民館
1-4-8 インターネット等様々なメディアにおける性の商品化について、実態の把握に努め、防止に向けた啓発を行う	921307	女性・児童センター管理運営事業 ・「いのちのおはなし」協同保育と共催で実施 ・「あかちゃんはどこからくるの」講座実施	①メディアにおける性の表現の実態に関する資料の充実とともに、性の話を子どもに伝えていくために大人対象のセクシャリティーに関する事業を25年度も実施する予定である。 継続して実施していく事業等は、 ・講座の実施（いのちのおはなし、あかちゃんはどこからくるの？等） ・情報相談におけるリテラシーの周知 ・性に関するリテラシー関連資料の充実 ・研究団体、活動団体とのネットワークづくり ②「性の商品化」につながる書き込みを、引き続き、把握に努める。	・伊丹市連合婦人会協同保育と共催で、3歳児親子を対象に、いのちの誕生やいのちの大切さを、親子でふれあい体験をする講座を同じ内容で、6月に3回開催した。又7月には、正しい性の知識を学ぶ事を目的に、「赤ちゃんはどこからきたの？に答える」講演会を開催。参加者に性や自分の体について理解を深める機会を提供出来た。	・メディアを活用した男女共同参画の推進が期待される一方、性の商品化等メディアを介した新たな形態の被害も発生しており、メディアに対する理解や知識を深め、安全に利用できるようにしていくための取組推進が課題。	・今後ともメディアにおける性の表現の実態に関する資料の充実に努めていきたい。 ・本年度も継続していく事業として大人対象の性に関わる問題に対して、興味本位や偏見によらない理解を深めるための学習機会を提供していきたい。	同和・人権推進課（女性・児童センター）
	213105	青少年健全育成・環境浄化事業	インターネット関連情報に対する方策を検討する。	・市内16箇所に白ポストを設置し、有害図書を9,024冊回収した。毎月の回収状況を少年補導委員に報告し、協力を依頼している。 ・青少年を守り育てる県民スクラム運動に協力し、環境実態調査を少年補導委員の協力のもと11月～12月にかけて市内全域で実施した。図書販売店、ビデオレンタル店、カラオケハウス、がん具取扱店、インターネット・まんが喫茶、携帯電話ショップを訪問し、県の青少年愛護条例が遵守されているかの確認、指導をおこなった。	有害図書、DVD等の回収について、一定の成果を挙げている。しかし、インターネット経由の手立てがうていないのが現状である。	スマートフォン・携帯電話等のフィルタリング利用を、県等の関係機関と連携して促進する。	少年愛護センター
	921101	インターネット掲示板モニタリング	市長部局と教育委員会が協力してモニタリング研修を行う。 また、夏季休業中に幼稚園教員を対象とした研修を行い、取り組みを充実させる。	「伊丹市人権教育・啓発推進に関する基本方針」に基づき、取組を推進する。 市職員を対象に月1回人権啓発センターにおいてインターネット掲示板モニタリング研修会を開催した。また、夏季休業中に幼稚園教員を対象に研修会を開催した。	特になし	市長部局と教育委員会が協力してモニタリング研修を行う。また、夏季休業中に中学校教員を対象とした研修を行い、教員の人権意識の高揚を図る。	人権教育室

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
------	--------------	-----	---------------	-------------------	----------------------------	---------------	----

⑤法律・制度への理解促進のための取り組み

1-5-9 女性の権利や男女共同参画に関連の深い法律や制度について、啓発資料の整備や学習機会の提供を行う			・男女参画週間に、教育、啓発の推進の一環として企画。 6月24日『女性の一生と法律』	・6月24日に女性のための法律セミナー「女性の一生と法律」を開催し、11名の参加があった。	・離婚や離婚に伴う子どもの親権・財産分与・DVなど、女性が抱える様々な問題について、女性が正しい法律の知識を学ぶことのできる機会を提供していく必要がある。	・センターのイベント等の機会を活用して女性のための法律セミナーの実施を予定。	同和・人権推進課（女性・児童センター）
1-5-10 女性のための法律相談を実施する。相談弁護士は男女共同参画の視点の踏まえて選定する	921306	女性のための法律相談事業	継続実施する。 法テラス等関係機関の紹介や連携に努める。DV相談室とも連携を続ける。	・第4木曜日13時～16時（土曜日実施月あり）に女性弁護士による女性のための法律相談を実施し、年間相談件数は55件（71%）。 ・DV相談室から空き時間を確認するなど、連携を図った。また、法テラス等の紹介にも努めた。	・平成24年度83%から12%減。予約やキャンセル状況の調査が必要。また、限られた時間で効率的に相談できるように情報提供が必要。	・継続して実施する。 ・予約とキャンセル状況の調査を実施する。 ・予約時には、相談前に準備しておいた方がよい内容を情報提供する。	同和・人権推進課

【基本課題2】男女平等を推進する学校教育などの充実

①学校・幼稚園・保育所での男女平等教育の推進

2-1-1 「男女共生教育基本方針」に基づき、指導方法の研究や教材の点検、作成などに取り組み、男女共生教育の推進を図る			道徳の時間や各教科等において、男女共生教育の視点に立った指導方法の研究や教材の点検、作成などに取り組み、男女共生教育の推進を図る。	男女共生教育の視点に立った指導方法の研究や教材の点検を行い、道徳の時間や各教科等において男女共生教育の推進を図った。	道徳教育担当者会や各教科担当者会等の内容の充実	引き続き、道徳の時間や各教科等において、男女共生教育の視点に立った指導方法の研究や、教材の点検及び作成などに取り組み、男女共生教育の推進を図る。	学校指導課
2-1-2 「新保育の道しるべ」に基づき、男女平等の保育を推進する	211214 211215	公立保育所通常保育事業 私立保育所通常保育事業委託等事業	・保育の質を高める研修を効果的に実施する。 保育士全体研修(2回程度)、新人・2年目保育士研修(6月)、副所長・リーダー研修(2回)、5年目以下の保育士を対象に各園で実地指導(各園2回) ・保育士及び幼稚園教諭の人事交流(1年間)。 ・上記交流とは別に幼保交流実習を実施。 ・男性保育士の採用に努める。	・「男女共同参画」「DVと児童虐待」の研修開催。 ・各職場研修、新人・採用2年目保育士研修、5年目以下の保育士対象に実地指導を実施し、民間保育所に参加を呼びかけた。 保育士及び幼稚園教諭の人事交流(1年間)。 ・上記交流とは別に幼保交流実習を実施。 ・男性保育士の採用に努める。	・質の高い保育の提供。 ・これまで培ってきた幼保の文化を乗り越えた本市の特色ある保育の実施。	・保育の質を高める研修を効果的に実施する。 保育士全体研修(2回程度)、新人・2年目保育士研修(6月)、副所長・リーダー研修(2回)、5年目以下の保育士を対象に各園で実地指導(各園2回) ・幼稚園教諭の人事交流(1年間)。 ・上記交流とは別に幼保交流実習を実施。 ・男性保育士の採用に努める。	保育課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
------	--------------	-----	---------------	-------------------	----------------------------	---------------	----

②男女平等の視点に立った進路指導・職業観教育

2-2-3 固定的な男女の役割分担にとらわれず主体的に進路の選択ができるよう、進路指導の充実やキャリア教育の推進に努める			実態に即した進路学習ノートの改訂を行うとともに、効果的な活用法の研究を行う。	進路学習ノートを活用した学習を通じて生徒たちが主体的に進路選択ができるように改訂した。	実態に即した進路指導の充実	引き続き、実態に即した進路学習ノートの改訂を行うとともに、効果的な活用法の研究を行う。	学校指導課
2-2-4 「トライ・やる・ウィーク」における活動先事業所の選択にあたっては、男女の固定的な役割分担にとらわれず、生徒一人ひとりの適性を考慮し、見通しをもった事業所選択が行えるよう留意する			「トライやる・ウィーク」における活動先事業所の選択にあたっては、男女の固定的な役割分担にとらわれず、生徒一人ひとりの適性を考慮し、見通しをもった事業所選択が行えるよう指導する。	「トライやる・ウィーク」における活動先事業所の選択にあたっては、男女の固定的な役割分担にとらわれず、生徒一人ひとりの適性を考慮し、見通しをもった事業所選択が行えるよう計画的に指導した。中学2年生1,896人	生徒一人ひとりの適性等に応じた事業所選択の指導の充実	引き続き「トライやる・ウィーク」における活動先事業所の選択にあたっては、男女の固定的な役割分担にとらわれず、生徒一人ひとりの適性を考慮し、見通しをもった事業所選択が行えるよう指導する。中学2年生1,781人	学校指導課
2-2-5 高校において、インターンシップなどの取り組みにより生徒の職業意識を高める			卒業生や職業人等による講話、職業調べ学習や発表会を実施し、夏休みを利用するなど、インターンシップの効果を高めるよう努める。	希望者のみを対象に行い少数の生徒であるが、職業生活に必要な知識を得られた。	望ましい勤労観・職業観の育成	引き続き、卒業生や職業人等による講話、職業調べ学習や発表会を実施し、夏休みを利用するなど、インターンシップの効果を高めるよう努める。	学校指導課

③子どもの自尊感情やコミュニケーション能力を高める教育

2-3-6 子どもの自尊感情の育成や暴力によらないコミュニケーション能力の向上について取り組む			各教科等において、自己肯定感の育成や人と人とのふれあいを大切にしたい暴力によらないコミュニケーション能力の育成を図る。	各教科等において、自己肯定感の育成や人と人とのふれあいを大切にしたい暴力によらないコミュニケーション能力の育成を図った。	よりよい人間関係づくりに資するコミュニケーション能力の育成の充実	各教科等において、自尊感情の育成の観点も重視し、人と人とのふれあいを大切にしたい暴力によらないコミュニケーション能力の育成を図る。	学校指導課
--	--	--	---	--	----------------------------------	---	-------

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目 標・プラン	平成25年度の主な取組 み及び成果	平成25年度の取組みを振り返 り、課題と思われること	平成26年度の目標・プ ラン	所 属
------	--------------	-----	-------------------	----------------------	-------------------------------	-------------------	--------

④教職員へのきめ細やかな研修の実施とPTA・保護者などへの啓発

2-4-7 教職員や保育士に対して、男女共生教育や男女共同参画についての研修や啓発を実施するとともに、手法などを工夫し、研修内容の充実を図る	211214 211215	公立保育所通常保育事業 私立保育所通常保育事業委託等事業	・伊同教主催の研修会等に参加。 ・人権に係る全体研修会の実施(11月)。	・伊同教の全体研修及び就学前部会の研修に参加した。 ・人権全体研修「男女共同参画ー保育の中のジェンダー」(講師:伊丹市人権教育指導員濱田格子氏)を10月21日に実施。 ・同和・人権推進課主催「DVと児童虐待」研修に参加した。	男女共同参画をはじめとする全ての人権意識の向上。	・伊同教主催の研修会等に参加。 ・人権に係る全体研修会の実施(11月)。	保育課
2-4-8 職務分担などが男女の固定的な役割分担によらないよう働きかけるとともに、学校運営に男女共同参画の視点が生かされるよう教職員の意識改革を図る			各校園において、各々の実態や、業務遂行の効率を考慮し、男女の性差に偏ることなく、より適材適所の配置が進むよう校園長会や所属長ヒアリング等において指導していく。	・校園長会において校務分掌に男女の区別や差がないように周知した。また、各校園の校務分掌の決定において、男女の性差に関係なく適材適所に留意した配置を行い、職場をより活性化させるよう校園長に指導した。	・校園長会において校務分掌に男女の区別や差がないように周知した。また、各校園の校務分掌の決定において、男女の性差に関係なく適材適所に留意した配置を行い、職場をより活性化させるよう校園長に指導した。	各校園において、各々の実態や、業務遂行の効率を考慮し、男女の性差に偏ることなく、より適材適所の配置が進むよう校園長会や所属長ヒアリング等において指導していく。	職員課
2-4-9 学校園、保育施設での男女共生教育や男女共同参画を推進する取り組みの状況を、参観や懇談会、保護者だよりなどを通じて保護者に知らせ、意識の浸透を図る	211214 211215	公立保育所通常保育事業 私立保育所通常保育事業委託等事業	・園だよりや掲示物の内容は固定概念にとらわれない観点での表現に努める。 ・日頃の保育や保護者とのやりとりの中で男女平等意識を知らせていく。	・園だよりや掲示物の内容は固定概念にとらわれない観点での表現に努めた。 ・日頃の保育や保護者とのやりとりの中で男女平等意識を知らせた。	特にありません。	・園だよりや掲示物の内容は固定概念にとらわれない観点での表現に努める。 ・日頃の保育や保護者とのやりとりの中で男女平等意識を知らせていく。	保育課
			学校園だよりやホームページ等とおして、男女共生教育や男女共同参画を推進する取り組みの状況を保護者に知らせることにより、意識の啓発に努める。	学校園だよりやホームページ等とおして、男女共生教育や男女共同参画を推進する取り組みの状況を保護者に知らせることにより、意識の啓発に努めた。	学校園だよりやホームページのさらなる充実	引き続き、学校園だよりやホームページ等とおして、男女共生教育や男女共同参画を推進する取り組みの状況を保護者に知らせることにより、意識の啓発に努める。	学校指導課
2-4-10 多くの保護者が参加しやすいPTA活動となるよう働きかけるなど、PTA活動に男女共同参画の視点が生かされるよう啓発する	230608	PTA関係家族教育推進事業	広報セミナーにおいて男女共同参画の視点から講義を行ってもらう等、PTA活動においても配慮するよう情報提供を行う。	PTA連合会の活動において男女共同参画の視点を取り入れるよう働きかけた。その結果、広報セミナーにおいて実施された。	今後も男女共同参画の視点を取り入れた講義・活動等を継続して行うよう情報提供をする。	広報セミナーにおいて男女共同参画の視点から講義を行ってもらう等、様々な視点からPTA活動を行えるよう情報提供を行う。	社会教育課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の実績及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題とされること	平成26年度の目標・プラン	所属
------	--------------	-----	---------------	---------------	---------------------------	---------------	----

【基本課題3】男女共同参画を推進する生涯学習の充実

①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

3-1-1 世代を超えた市民・地域ぐるみでの家庭教育を支援する	213102	家庭・子ども支援地域ネットワーク事業(すこやかネット事業)	家庭・PTA・地域・学校園等と行政が連携し、子育てを行う協議会を支援する。	各ネットごとに「あいさつ一声運動」「早寝・早起き・朝ごはん運動」などの「共同実践事業」及び地域における「交流連携事業」を実施した。 また、「交流・連携事業」については、他のネットにも積極的に参加を呼びかけた。	交流連携事業の充実及びネット間の連携	家庭・PTA・地域・学校園等と行政が連携し、子育てを行う協議会を支援する。	家庭教育課
3-1-2 男性の子育て参加の促進など、男女共同参画の視点に立った家庭教育を推進する	212102	草の根家庭教育推進事業	すべての保護者に学習機会を提供する。	父親の子育て参加を促す内容を取り入れた家庭教育パンフレットを作成し、4ヵ月健診時に保護者へ配布し、啓発を図った。 4ヵ月健診時・・・月2回、延べ24回、参加者数1,876人、家庭教育パンフレット「子どもは社会の宝です」の配布とビデオ「新米ママ＆パパに贈るメッセージ」上映。 3歳児健診時・・・月2回、延べ24回、参加者数1,709人、「3歳児からの家庭教育のしおり」の配布。 就学前・・・小学校1日入学時、参加者数4,114人(保護者の児童)、配布資料「家族っていいな!」⇒腹話術による人形(子ども)と腹話術師(大人)の会話を通じて、基本的な生活習慣の大切さや親としての在り方を考える機会とする。 思春期・・・中学校入学説明会時、参加者数1,879人、配布資料「どんと来い思春期!」「思春期の心理と行動」、講話内容「思春期の心理と親の対応」。パンフレットの配布については一人ひとりに声をかけながら手渡しをし、家庭教育の啓発を行なっている。	パンフレット内容の充実	すべての保護者に学習機会を提供する。	家庭教育課

②男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

3-2-3 男女共同参画の拠点施設や、社会教育、生涯学習施設において、男女共同参画の推進に関する情報提供や学習機会を提供する		コミュニケーションスキル 心理学を学んでみよう!	心理学を实践しよう! 7/3/10/17(3回)決定 2月(3回)日時未定 行動を起こすことで自信につなげ、コミュニケーションの場を広げる	・女性が社会多画していくうえで必要なコミュニケーションスキルの向上を目指した講座を4月に全3回で実施。 ・「心理学を实践しよう」は全3回で、夏・冬の2回好評のうちに実施。延べ131人が参加	・学習機会の提供にあたって、今一番求められるニーズは何かの的確な把握が課題。	・対象者毎のニーズ、切実課題を明確にしなが、年間を通して男女共同参画社会の形成にかかわる今日的な諸問題についての学習機会を提供する。	児童・青少年・人権推進課(女性・)
	220701 220801	生涯学習センター管理運営事業 北部学習センター管理運営事業	生涯学習施設において、男女共同参画の視点を取り入れた講座やイベントを継続して行う。	ラストホール・きららホールにおいて、地域交流などを通じて幅広い年齢層を対象にした事業やイベントを実施した。男性向けの子育てや料理等の講座を企画実施した。	男女共同参画の視点を取り入れた講座やイベントを継続して行い、多くの市民が利用しやすい生涯学習施設を目指す。	生涯学習施設において、男女共同参画の視点を取り入れた講座やイベントを継続して行う。	社会教育課
	231103 231105	公民館事業推進委員会活動事業 講座等生涯学習活動支援事業	男性の家事・育児や地域への参加を促進する講座の実施。特に、今年度は市民講座「パパとキッズのプレイルーム」を重点的に取り組み、パパ同士のネットワークづくりを促す。	・市民講座「パパとキッズのプレイルーム」を実施。年間12回実施。 毎回のイベントの中で、父親同士の交流を深める時間を作るなど、つながるきっかけづくりをした。	具体的に父親にやってほしいこと、考えてみてほしいことを投げかけることで、父親がより参画しやすくなるのではないかと。	男性の家事・育児や地域への参加を促進する講座として市民講座「男性料理教室」に取り組む。また、継続して市民講座「パパとキッズのプレイルーム」を実施し、父親の企画・運営への参画を推進し、父親同士のネットワークづくりにつなげる。	公民館

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
3-2-4 講座などの開催時には一時保育や介護サービス、手話通訳・要約筆記サービスを実施するなど、多くの市民が参加しやすいよう配慮を行う	921307	女性・児童センター管理運営事業	・オンブード活動に向けて、一時保育を予算化。	・市主催の講座での保育利用は3件、オンブード活動1件の利用があった。 ・フォーラムは子どもと一緒に参加できる内容にしたため、新しい層の参加があった。また、推進委員会では、予算は計上していたが保育が必要ない年齢の子どもについては、会議と同じ部屋で対応した。	・夜間にも保育利用でDVセミナーへの参加があり、一時保育が必要であると感じた。 ・小学生については、終業時間までに講座や会議を終える必要がある。 ・介護サービスの実態について把握できていない。	・参加者層に合わせ、一時保育の準備や、会議・講座時間を考慮する。	同和・人権推進課
		保育サービスグループ ※法人自主事業 女性対象講座に対し一時保育を実施。	一時保育の実施等多くの市民が参加しやすい環境づくりを進める。	一時保育の需要は多く、若い市民の参加に繋がった。 (24件・44回実施) 介護・手話サービスの需要は無かった。 引き続き需要があれば検討していきたい。	引き続き一時保育の実施等受講者が講座に参加しやすい環境整備に努める。	・講座開催時、一時保育等を実施し、すべての人が利用しやすい施設運営に努める。	性同和・児童センター推進課（女性）

③男女共同参画に関する地域における学習機会の提供

3-3-5 出前講座等の活用を促すなど、地域における男女共同参画についての啓発活動を推進する			男女共同参画推進委員等を通して、地域での啓発活動を推進する。	・まちづくり課経由の出前講座は2件。 ・その他、人権啓発推進委員会、女性・児童センター登録グループ説明会、男女共同参画推進委員団体とのコラボで男女共同参画についての講座を6回実施した。	・出前での講座は、時間や内容を事前に調整することでより身近なものになるため、内容などの積極的なPRが必要。	・講座での感想やアンケート結果をホームページなどで紹介し、講座をPRする。	同和・人権推進課
---	--	--	--------------------------------	---	---	---------------------------------------	----------

④多様な選択を可能にする「キャリア教育」の推進

3-4-6 固定的な男女の役割分担にとらわれず主体的に職業等の選択ができるよう、キャリア教育の推進に努める	921307	女性・児童センター管理運営事業 ①「ぐるっと一日だんじょさんかく」 ②「わたし流ワーク&ライフ」 ③なりたい自分をみつけよう！	・「ぐるっと一日だんじょさんかく」（名称検討中）を10/20実施。 ・なりたい自分をみつけよう！（色々な働き方がある中で、物の見方・考え力を知り、自分らしい生き方を見つける）9/4、11(2回) ・職業レファレンス、ハローワーク情報等を有効活用しながら、チャレンジ相談・労働相談等の活用、連携を図りたい。	・職場や家庭での男女共同参画についての意識向上を図るとともに、ワークライフバランスの推進、女性のキャリアアップに役立てるため、10月20日「ぐるっと1日だんじょさんかく」のイベントを実施。380人の参加があった。 又10月には全2回の「地域社会で女性が輝く生き方！」講座を実施。延べ18人の参加があった。	・本年度からセンター登録グループ会員のボランティア協力を得ながらイベントの開催に努め、まずは利用者の拡大に努めている。 ・今後とも男女共同参画推進の裾野を広めるため、市民生活に密着した事業の企画、とりわけ育児や介護などで退職し、再就職を希望する女性等を対象に自分に合った「働き方」を見つけるのに役立つ講座を提供していく必要がある。	①「男女共同参画市民ワーク」男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画社会の考えを市民に広めるイベントを実施 (6/22・6/26・6/27・6/28) 予定 ②女性が社会の中でより活躍できるよう女性のためのスキルUP講座として、「女性カレッジ」キャリアUP編を実施予定1月（3回）	同和・人権推進課（女性・児童センター）
--	--------	--	--	---	--	--	---------------------

基本目標Ⅱ：男女が対等に働ける環境づくり

<成果目標>

項目	担当課	計画当初 (H22年度)	H23年分報告	H24年分報告	H25年分報告	成果目標 (H28年度)
「いたみ女性チャレンジひろば」年間利用者数	同和・人権推進課	1,235人	1,017人	898人	969人	1,300人
女性・児童センター登録グループ数	同和・人権推進課	72グループ	64グループ	98グループ	114グループ	90グループ
市民意識調査における「ワーク・ライフ・バランス」という語の認知度	同和・人権推進課	38.3%	-	-	-	50% (次回調査時)
保育所入所定員	保育課	2,230人	2,230人	2,250人	2,320人	2,385人
ファミリーサポート男性会員数(協会員・両方会員)	子育て支援課	39人	38人	36人	35人	64人
児童くらぶ待機児童数	家庭教育課	0	0	0	0	0
若者就労支援事業参加者数(一般)	商工労働課	133人	191人	99人	76人	200人

【基本課題4】雇用の場での男女の均等な機会と待遇の確保への取り組み

①労働基本法、男女雇用機会均等法などの周知と定着

②雇用の場での男女平等を推進するための啓発

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
4-1-1 労働基準法や「男女雇用機会均等法」などについて関係機関と連携しながら、事業主・労働者双方へ周知、啓発を行い、雇用の場の男女共同参画を推進する			労働法関係の啓発を広報紙を用いて行う。	5/15号 労働相談をご利用下さい 8/1号 再就職を目指す方へ「職業訓練説明会」 8/1号 技能功労者表彰 10/1号 ①伊丹のお店で職業体験「はたら子」②若者向け就労相談の開設 10/15号 中小企業退職金制度 11/1号 県最低賃金の改定 12/1号 ①県立高等技術専門学院入校生募集②阪神北地域高齢者雇用促進セミナー③求職者支援制度 1/15号 就職支援セミナー 3/1号 ホットジョブミーティング 3/15号 ①中小企業共済加入募集②合同労働相談会	広報を媒体とした啓発に努めようとしたが、労働法関係の周知記事は結果的に制度改正も少なく、広報誌の紙面も限られており、多くは掲載できなかった。 効果が測定できないため、より効果的な周知・啓発の方法を検討・模索して必要がある。	雇用・労働関係の啓発を引き続いて市広報紙やHPさらには中小企業共済ニュースなどを用いて効果的に行う。	商工労働課
4-1-2 労働相談を活用して、女性雇用のための相談を行うとともに、窓口で周知に努める	324202	労働相談事業	今年度もわかりやすいチラシを作成し市内公共施設等に配置する。	労働相談のチラシを作成し、市内各施設に配置した。 平成25年5/15号広報に労働相談の案内記事を掲載した(女性のためのチャレンジ相談も掲載)。	広報紙掲載による労働相談への相談件数には目立った変化がなかった。	今年度もわかりやすいチラシを作成し、積極的に市内公共施設等に配置するとともに、HPも積極的に活用する。	商工労働課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
③企業のポジティブ・アクションの取り組みの推進							
4-3-3 ポジティブ・アクションの趣旨などについて関係機関と連携しながら、事業主・労働者双方へ周知、啓発を行い、雇用の場の男女共同参画を推進する			男女共同参画推進委員の委員を増員し事業所への働きかけを行う。	・男女共同参画推進委員会で、雇用の場の男女共同参画についても意見交換を行った。 ・推進委員(市民まちづくりプラザ)の企画で、女性の就労についての講座が行なわれ、ハローワークとも連携ができた。 ・男女共同参画事業所表彰のヒアリングで事業主の意見を、推進委員会・出前講座で労働者からの意見を聞く機会を持った。	・参加者の意見から意識面では必要性が感じ取れるが、組織の仕組みとしては推進できていない点が多い。	・男女共同参画推進事業所表彰の企業にその後の状況について取材を行い、発表、または啓発資料作成、配布の場を設ける。	同和・人権推進課
			労働法関係の啓発を広報紙を用いて行う。	5/15号 労働相談をご利用下さい 8/1号 再就職を目指す方へ「職業訓練説明会」 8/1号 技能功労者表彰 10/1号 ①伊丹のお店で職業体験「はたら子」②若者向け就労相談の開設 10/15号 中小企業退職金制度 11/1号 県最低賃金の改定 12/1号 ①県立高等技術専門学院入校生募集②阪神北地域高齢者雇用促進セミナー③求職者支援制度 1/15号 就職支援セミナー 3/1号 ホットジョブミーティング 3/15号 ①中小企業共済加入募集②合同労働相談会	広報を媒体とした啓発に努めようとしたが、労働法関係の周知記事は結果的に制度改正も少なく、広報誌の紙面も限られており、多くは掲載できなかった。 効果が測定できないため、より効果的な周知・啓発の方法を検討・模索して見る必要がある。	雇用・労働関係の啓発を引き続いて市広報紙やHPさらには中小企業共済ニュースなどを用いて効果的にを行う。	商工労働課
④雇用の場でのセクシュアル・ハラスメント防止対策							
4-4-4 セクシュアル・ハラスメントに関する雇用管理上の配慮などについて関係機関と連携しながら、事業主・労働者双方へ周知、啓発を行い、雇用の場の男女共同参画を推進する			同和・人権推進課と調整の上、さらに啓発を行いたい。	今年度も労働相談のチラシにセクハラ相談も該当する旨や男女共同参画推進担当所管の女性のための相談日も明記した。	相談件数が減少してきているため、利用度を上げるためのさらなる周知方法の改善が必要。	同和・人権推進課と調整の上、さらに啓発を行いたい。	商工労働課
4-4-5 出前講座の活用などにより、事業所と連携したセクシュアル・ハラスメント防止、及び発生してしまった場合の対応について情報提供や啓発を行う			・男女共同参画推進委員会を通じて、事業所へのセクシュアル・ハラスメント防止の研修等のよびかけを行う。	・セクシュアル・ハラスメント防止や発生についての啓発まで至らなかったが、相談窓口の情報収集を行った。 ・人権教育室は、交通局へ人権啓発指導員を派遣しセクハラについての研修を行った。	・事業所で活用しようと思えるPR材料を充実させる必要がある。	・短時間でチェックできるリストなどを事業所に配布してもらえるよう推進委員会を通して働きかける	同和・人権推進課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
------	--------------	-----	---------------	-------------------	----------------------------	---------------	----

【基本課題5】男女の働く意欲を支え、多様かつ柔軟な働き方が選択できる条件の整備

①昇進・昇格や職域の拡大など働く女性へのチャレンジ支援

②就労・再就職支援、起業支援など働きたい女性へのチャレンジ支援

5-1-1 働く女性のステップアップのための資格や技術の習得につながる学習機会を提供するとともに、起業講座や起業相談など起業支援事業への女性の参加を促進する	921311 921307	女性のためのチャレンジ支援事業 女性・児童センター管理運営事業	①継続実施。同意の得られた方へは、追跡調査や講座の受講につなげられるよう実施する。	・チャレンジ講座では、前年度の講座参加者へ呼びかけ、参加があった。	・受講後の活動やチャレンジ状況など、アンケート調査を徹底する必要がある。	・受講後の感想や、その後の活動などを収集し、ホームページで紹介する。	同和・人権推進課
			・多様な働き方（タイムフレックス）を形にした人の話を参考に、起業や再就職を支援する。	・キャリアアップに意欲的な女性等を支援するため、6月に全6回で女性のための再チャレンジ支援事業として「PTA・地域活動からつながるパソコンセミナー」を実施。延べ32人が参加。	①タイトルの内容（対象者）と実施時期がズレがあり、講座実施のタイミングを考える必要がある。 ②「働く」と言うテーマに対しての集客率の悪化加減をどのように解決していくか検討。	・女性のための再就職支援セミナー 子育て等しながら再就職にチャレンジしたい女性を対象に実施。	同和・児童センター（女性・人権推進課）
		伊丹起業家交流会	女性創業塾卒業生フォローアップ交流会を4月・7月・10月・1月の年4回開催する。	女性の起業家で組織されている「伊丹起業家交流会ソレイユ」と女性創業塾参加者との交流会を4回実施した。	講師による講座や参加者同士の情報交換などを通じて起業の秘訣学習を行うなど、充実した交流会であった。	引き続き、女性創業塾卒業生フォローアップ交流会を4月・7月・10月・1月の年4回開催する。	商工労働課
	324101	求職者就労支援講座（セミナー・IT講座）	受講者が受講しやすい時間帯、曜日等を検討し、受講者数の増加を図る。	セミナーとIT講座に分け、かつ複数回企画とし、IT講座はニーズの多い中級にややシフトした。	若干の参加者増加が見られたが、抜本的な改善効果は現れていない。	若年者向け就労支援セミナーに模様替えする。年2回開催。	商工労働課
5-1-2 女性の再チャレンジを支援する「いたみ女性チャレンジひろば」の充実を図る	921307 921311	女性・児童センター管理運営事業 女性のためのチャレンジ支援事業		・ハローワークにチャレンジひろばのリーフレットを配架依頼した。	・チャレンジ相談の相談率は77.1%が利用された。さらに活用されるために、チャレンジひろばの更なる周知が必要。	・ハローワークに掲示コーナーを依頼するなど、チャレンジひろばのPRを行なう。	同和・人権推進課
5-1-3 さまざまな分野で活躍する女性たちのネットワークづくりや、学習会の開催などの活動を支援する				・女性児童センターで、様々な活動をする登録グループは、少しずつ増えつつある。	・これまでグループ間の連携はあまりなかったが、ミモザのイベントを、実行委員会方式で進めることに関連させながら、女性のネットワークづくりが課題。	・登録グループ代表者会議などを活用して、女性リーダーのネットワーク化のきっかけとしていきたい。	性同和・児童センター（女性・人権推進課）

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目 標・プラン	平成25年度の主な取り組 み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、 課題と思われること	平成26年度の目標・プ ラン	所 属
------	--------------	-----	-------------------	-----------------------	--------------------------------	-------------------	--------

③多様な働き方に対応した条件の整備

5-3-4 パートタイム労働 法や派遣労働、 テレワークなど多 様な働き方に関 する法制度等について周知、啓 発を行う		①「在宅ワークと いう働き方」 ②「わたし流 ワーク&ライ フ:わたし流ラ イフスタイル」 ③なりたい自 分をみつけよう！ ④「女性のため の法律セミ ナー」	・多様な働き方を選 択するときの法制度 について継続して学 習の機会、情報提供 を行っていく。 ・法律セミナー 「女性の一生と法律」 6/24実施予定。	・H26.3.5に県立男女共同参 画センターの「女性のための 働き方」出張相談会を実施。8 人の参加があった。 ・6月24日に法律セミナー「女 性の一生と法律」を実施。11 人の参加があった。	・女性のためのチャレンジ相談の相談内 容を参考にしながら、多様な働き方に関 する法制度の周知・啓発を図っていく必 要がある。	・女性が正しい法律の知 識を学び、問題解決し力 をつけていくのに役立てる ため、法律セミナーを6月 に実施する。	同和・人 権推進課（女性・児童セ ンター）
			手段や媒体の再検 討を行い、関係機 関と連携し、より 効果的な啓発に努 める。	5/15号 労働相談をご利用 下さい 8/1号 再就職を目指す方 へ「職業訓練説明会」 8/1号 技能功労者表彰 10/1号 ①伊丹のお店で職 業体験「はたら子」②若者 向け就労相談の開設 10/15号 中小企業退職金 制度 11/1号 県最低賃金の改定 12/1号 ①県立高等技術専 門学院入校生募集②阪神北 地域高齢者雇用促進セミ ナー③求職者支援制度 1/15号 就職支援セミナー 3/1号 ホットジョブミー ティング 3/15号 ①中小企業共済加 入募集②合同労働相談会	経営者や労働者にどのように伝わっ ているかの効果測定が出来ない。	手段や媒体の再検討を行 い、関係機関と連携し、よ り効果的な啓発に努める。	商工労働課
5-3-5 NPOやワーカー ズ・コレクティブ などコミュニティ・ ビジネスへの取 り組みについて 情報提供など支 援を行う	911204	市民まちづくり プラザ事業	まちづくり推進課とま ちづくりプラザと連携 し、助言・資料提供 を行う。	NPO設立運営相談が計45件 あった。 社会起業講座は年間で計7 回開催し、96名の参加があっ た。	コミュニティビジネスの支援策としては、 まちづくりプラザ単体では対応に限界が あるので、関係部局との連携が必要。	市民の様々な活動形態を 事例として紹介すること により「多様な働き方に対応 した条件の整備」の推進 の一助になるようにする。	まちづ くり推 進課

④農業や商工業など自営業における女性の評価と、生活の場における男女共同参加

5-4-6 農業分野におけ る家族経営協定 の啓発と普及の 促進を図る			パンフレット等を活用 し、引き続き普及・啓 発を行っていく。	新たな締結には至らなかつ た。	農業者への周知が必要と思われる。	パンフレット等を活用し、 引き続き普及・啓発を行っ ていく。	農 業 政 策 課
5-4-7 自営業における 家族事業者や、 農業団体、商工 関係、経営者団 体などの啓発を 行い、男女共同 参画の推進を図 る			引き続き課題につ いて分析し実施に 向けて検討する。	共済ニュースを通じての啓 発を行う。	主管課と連携を図り、啓発チラシ等 の折込を行う。	引き続き課題について分 析し実施に向けて検討す る。	商工労働課
			農会長会を通じて農 家に啓発するととも に、効果的な手法を 検討する。	効果的な手法の検討。	一般農家までの情報伝達。	農会長会を通じて農家に 啓発するとともに、効果的 な手法を検討する。	農 業 政 策 課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目 標・プラン	平成25年度の主な取組 み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、 課題と思われること	平成26年度の目標・プ ラン	所 属
5-4-8 実態調査などを通 じて、男女の労働 の実態把握に努める			商工会議所等と連 携し、可能な調査、 実態把握の方法に ついて検討してい きたい。	同左	商工会議所等と連携し、低コスト かつ少ない労力で実施可能な可能な 調査、実態把握の方法について引き 続き検討していきたい。	同左	商 工 労 働 課
5-4-9 女性の経営への 参画や起業活動 の推進を図るた め、研修会等を 実施し活動を支 援する			女性の起業に関連 した講座を実施。	女性の起業に関連した講座とし て、9月に「自分らしく働き、 自分らしく生きる」を、10月に 「地域社会で輝く生き方」を実 施したが、受講者がいずれも 10名前後と少なかった。	自ら事業を起こし経営者となる女性の起 業に期待が集まっている中、関係機関と 連携しながら、女性が起業する上での 不安や疑問を解消し、趣味や特技を活 かした働き方のヒントになる講座の提供 が必要だが参加者の確保が課題。	起業に興味関心がある方 や、自己の特技等を活 かし起業を目指す女性を対 象とした講座の実施を検 討していきたい。	童同 セ和 ン・人 タ権 推 進 課 (女 性・ 児
			継続して研究検討 する。	継続して研究検討する。	継続して研究検討する。	継続して研究検討する。	商 工 労 働 課

⑤困難を抱える若者への支援

5-5-10 社会生活を営む 上で、困難を抱 えた子ども・若 者に対し、関係 機関と連携し、 切れ目のない支 援を行う	211503	若者自立支援 相談	若者施策研修会 の実施 (7月18日)	民生委員児童委員等の支援 者を対象に困難を有する若 者の現状と支援について研 修を実施。85名参加。	当事者及びその家族対象の情報提供 の場も検討要。	支援者対象研修会の実施 及び困難を有する若者と その家族対象のセミナー を実施	こ ど も 若 者 企 画 課
--	--------	--------------	---------------------------	---	-----------------------------	--	--------------------------------------

【基本課題6】男女の仕事と育児・介護の両立のための雇用環境の整備

①保育サービス・児童くらぶなどの充実

6-1-1 多様な保育サー ビスの充実を図 るため、保育所・ 認定こども園の 整備を推進する とともに、待機児 童を解消し、保 育サービスの充 実に努める	211203 211209 211210 211211 211212	病後児保育委 託事業 公立保育所延 長保育事業 私立保育所一 時保育事業費 補助事業 私立保育所延 長保育事業費 補助事業 私立保育所休 日保育事業費 補助事業	・民間認可保育所の 誘致等 ・子ども・子育て関連 3法の施行(平成27 年度)に向けて準備 を進める。	・平成25年4月「伊丹森のほ いくえん」の開設(定員50名・ 延長保育・一時保育) ・4月「神津こども園」の開設 (定員20名増) ・6月「認定こども園いずみ保 育園」の開設(定員45名・延長 保育)	保育所待機児童の解消。	・「(仮)伊丹すくすくキッズ 保育園」の開設支援(定員 40名・延長保育・一時保 育)・「(仮)千鶴5丁目保 育園」の開設支援(定員50 名)・「(仮)伊丹つばさ保 育園」開設支援(定員100 名)・「認定こども園 西伊 丹保育園」増築支援(定 員70名増)	保 育 課
6-1-2 事業者などに対 して企業内保 育所の設置への働 きかけを行う	211202	民間活力等の よる保育所整 備	・民間認可保育所の 誘致等を優先して行 う。 ・認可外保育施設の 認可保育所への移 行について相談に 応じる。	・認可外保育施設の認可保 育所への移行について 相談に応じた。 ・子ども・子育て支援新制 度の施行(平成27年度)に 向け準備を進める。	保育所待機児童の解消。	・民間認可保育所の誘致 等を優先して行う。 ・認可外保育施設の認可 保育所への移行について 相談に応じる。 ・子ども・子育て支援新 制度の施行(平成27年度) に向け準備を進める。	保 育 課
6-1-3 開設場所、施設・ 設備、指導員 の資質、保育 内容などの改善 に努め、児童くら ぶの充実を図る	211401	放課後児童くら ぶ事業	延長保育の実施、指 導員の資質向上、保 育時間の拡充	①延長保育の実施 全てのくらぶ(17ヵ所)にお いて、17時から18時の1時 間、延長保育を実施した。 ②指導員研修 保育指導の研修及び全体 研修(普通救命講習会、ネ イチャゲーム、遊び、心の ケア、人権など)を実施した。	指導員の資質の更なる向上	延長保育の実施、指導 員の資質向上、保育時 間の拡充	家 庭 教 育 課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
6-1-4 育児ファミリーサポートセンター事業についてさらに広報し、活用を推進する。高齢者を含む男性会員の獲得に努める	212214	育児ファミリーサポートセンター事業	日曜、祝日の交流会・講座・イベントなどで引き続き啓発を行う。	子育て支援センターとの合同講座の開催等により、会員数が24年度との比較で100名増の2,370名となった。	全体の会員数は増えたものの、男性の協力会員及び両方会員数は24年度との比較で1名減(35名)となっている。	4か月健診時に行っていたパンフレットの配付を3歳健診の際にも実施する。男性会員の確保については、日曜・祝日のイベントの機会を利用して引き続き啓発を行う。	子育て支援課

②「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」に関する啓発

6-2-5 「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」や「育児・介護休業法」について労使双方に周知、啓発を行う			男女共同参画推進委員を通じて、様々な取り組みについての周知・啓発に努める。	・「ワーク・ライフ・バランス」について、企業の労働組合から初めての出前講座の依頼があった。 ・課長研修の後、人事研修課から職員広報で育児休暇等制度のPRがあった。	・出前講座を通じて、企業の環境や労働者側の思いを知る事ができた。今後も依頼内容にあわせた講座にしていく必要がある。また、庁内研修にも出前講座先の企業の働き方を紹介し、市が参考にできる点を周知する必要がある。 ・制度はあっても、利用できるかどうかは職場風土によることも多いため、事業所表彰のなどを活用して良い点をPRする必要がある。	・男女共同参画推進委員を通じて、出前講座を実施する。	同和・人権推進課
			労働法関係の啓発を広報紙を用いて行う。	5/15号 労働相談をご利用下さい 8/1号 再就職を目指す方へ「職業訓練説明会」 8/1号 技能功労者表彰 10/1号 ①伊丹のお店で職業体験「はたら子」②若者向け就労相談の開設 10/15号 中小企業退職金制度 11/1号 県最低賃金の改定 12/1号 ①県立高等技術専門学院入校生募集②阪神北地域高齢者雇用促進セミナー③求職者支援制度 1/15号 就職支援セミナー 3/1号 ホットジョブミーティング 3/15号 ①中小企業共済加入募集②合同労働相談会	広報を媒体とした啓発に努めようとしたが、労働法関係の周知記事は結果的に制度改正も少なく、広報誌の紙面も限られており、多くは掲載できなかった。 効果が測定できないため、より効果的な周知・啓発の方法を検討・模索してみる必要がある。	雇用・労働関係の啓発を引き続いて市広報紙やHPさらには中小企業共済ニュースなどを用いて効果的にを行う。	商工労働課

③男性にとっての男女共同参画の推進

6-3-6 男性にとっての男女共同参画の意義や、生活自立のための知識・技術などについて、情報提供や啓発を行う			男性の自立支援講座 男の料理講座 ・男女共同参画意識の浸透と自立意識の確立をめざした男性対象講座の開催。 ・男性の地域活動への参画支援や日常生活自立支援につながる事業の展開に努める。	女性児童センターに今後一層充実を図る機能として、男性・子どもにとっての男女共同参画の推進が求められる折、男性自立支援講座として10/20に「おいしいコーヒーの入れ方」を実施し参加者に生活者として必要な技術の習得を図った。	男女共同参画を効果的に推進するため、男性を対象とした生活者として自立して豊かなシニアライフを過ごすために役立つ講座の提供が必要。	男性が家庭や地域で生活力を高め心豊かに過ごしたり、これからの人生の生き方を考えるのに役立つ講座を7月に実施予定。	同和・人権推進課(女性・児童センター)
6-3-7 男性の仕事と育児・介護等家庭生活との両立に関して啓発を行う。働き方の見直しや固定的な男女の役割分担の見直しを進める			H25.5月自治会回覧(6320部)、パネル化して展示。様々な行事や講座で配布、出前講座の資料として活用し、固定的性別役割分担意識の見直しのきっかけとして活用する。	・H25.5月自治会回覧(6320部)、パネル化して展示。様々な行事や講座で配布、出前講座の資料として活用し、固定的性別役割分担意識の見直しのきっかけとして働きかけた。 ・「com-com」13号「家事」は独自のスタイルで男性の家事や育児についてインタビュー記事を実施し、啓発材料となった。	・1-2-4のアンケートで、「固定的性別役割分担について賛成か」という問いについて、「どちらともいえない」と疑問を感じる意見が50%あり、その具体的記述によると、男性の働き方の現状から、物理的に難しいと考えている意見が多く、せっかくの意識改革のチャンスを活用できる、労働環境への働きかけも必要と感じた。	・引き続き固定的性別役割分担の意識について、出前講座で働きかける。 ・6-2-5の働きかけの際、出前講座での意見を紹介し、市民の声を企業に届けるよう働きかける。	同和・人権推進課
			進捗管理及び既に事業を実施している所属以外にも事業に取り組んでもらえるよう依頼していく。	現状の進捗管理	実施状況の把握に努める。	現状通り実施する。	こども若者企画課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
6-3-8 男性に対する心の健康を視野に入れた情報の提供や、自殺予防等のための相談を行う		いたみ健康・医療相談ダイヤル24(委託事業)	引き続き、いつでも相談できる体制の確保に努める。	同事業を継続して行った。ストレス・メンタルに関する相談はH25 1305件(7.46%)と微増となっている。若年から高齢者まで様々な年代の方から、自分や家族に関する相談を受けている	相談案内チラシにも、メンタルヘルスの相談として紹介されており、24時間心の相談や情報提供が可能であることをPRしている。自殺予防対策においても、気軽に利用できる相談場所として啓発していく。	いつでも相談できる体制を確保し、当課だけでなくあらゆる年代を対象とする課がそれぞれに周知をはかる	健康政策課

④起業における取り組みへの評価

6-4-9 次世代育成支援対策推進法について事業者周知し、同法に基づく事業主行動計画の策定及び公表を働きかける			HPなどを利用した周知を行っている。	HPで周知を行った。	特になし	HPで周知を行う。	こども若者企画課
			労働法関係の啓発を広報紙を用いて行う。	5/15号 労働相談をご利用下さい 8/1号 再就職を目指す方へ「職業訓練説明会」 8/1号 技能功労者表彰 10/1号 ①伊丹のお店で職業体験「はたら子」②若者向け就労相談の開設 10/15号 中小企業退職金制度 11/1号 県最低賃金の改定 12/1号 ①県立高等技術専門学院入校生募集②阪神北地域高齢者雇用促進セミナー③求職者支援制度 1/15号 就職支援セミナー 3/1号 ホットジョブミーティング 3/15号 ①中小企業共済加入募集②合同労働相談会	広報を媒体とした啓発に努めようとしたが、労働法関係の周知記事は結果的に制度改正も少なく、広報誌の紙面も限られており、多くは掲載できなかった。 効果が測定できないため、より効果的な周知・啓発の方法を検討・模索して必要がある。	雇用・労働関係の啓発を引き続いて市広報紙やHPさらには中小企業共済ニュースなどを用いて効果的に行う。	商工労働課
6-4-10 女性の登用や「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)」など、男女共同参画に積極的に取り組む事業所を取り上げ、市民に広報する			引き続き事業所表彰を続け、パネル展等の掲示において、より具体的な取り組みを紹介する。	・2社の事業所表彰を実施し、広報伊丹・ホームページで紹介。	・表彰事業所の取り組みをさらに市民に知ってもらう必要がある。	・これまでの表彰事業所により、表彰事業所一覧やリーフレットの作成など、PRの機会を設ける。	同和・人権推進課
6-4-11 入札資格審査申請と同時に各事業所における男女共同参画の推進状況についてのアンケートを実施するとともに、入札時の評価方法について調査研究をする			平成26年度の入札参加申請は、一年度のみの登録となるため実施対象となっていない。	今年度は実施していない。	今年度は実施していない。	平成27年度は入札参加申請の時期にあたるので実施日程を同和・人権推進課と調整する必要がある。	契約・検査課
			アンケートの分析を行い、今後の啓発の参考とする。	・アンケート回答事業所から、事業所表彰への応募があった。	・回答しやすい内容に改善する必要がある。	・27・28年度の登録の際にとるアンケート内容を検討する。	同和・人権推進課

基本目標Ⅲ：男女共同参画の理念に立った健康・福祉サービスの充実

＜成果目標＞

項目	担当課	計画当初 (H22年度)	H23年分報告	H24年分報告	H25年分報告	成果目標 (H28年度)
子宮頸がん検診・乳がん検診の受診率	健康政策課	子宮頸がん 23.4% 乳がん 25.1%	子宮頸がん 18.7% 乳がん 25.1%	子宮頸がん 23.8% 乳がん 16.8%	子宮頸がん 23.8% 乳がん 16.3%	各検診とも 50%
妊娠28週以降での妊娠届け者数	健康政策課	6件	14件	10件	9件	5件
食生活バランスアップ教室事業参加者数	健康政策課	708人	166人	365人	407人	1,500人
保育所の園庭開放参加者数及び育児相談者数	保育課	5,300人	4,545人	5,131人	5,396人	5,300人
地域子育て支援拠点事業等男性参加者数	子育て支援課	1,024人	1,174人	1,029人	990人	1,548人
母子・父子家庭相談件数	こども福祉課	658件	685件	578件	650件	700件
小学校低学年対象に「給食に関する指導」及び「食に関する指導」を実施したクラス数(小学1,2年生対象)	保健体育課	244クラス	120クラス	236クラス	239クラス	240クラス
阪神北広域こども急病センター受診者数 (*成果目標は、平成25年度～平成29年度事業計画による)	地域医療推進課	27,535人	31,805人	27,409人	27,837人	* 28,000人

【基本課題7】生涯を通じた男女の心と体の健康づくり

①年代や性差に応じた生涯にわたる健康の保持増進

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
7-1-1 思春期の心と体について、自分自身を大切にし、相手の心身の健康にも思いやりを持つことを基本に、教育・啓発や相談を行う		禁煙支援	引き続き、3校で実施。実施校との調整段階で対象者の拡大の可能性を探る。	今まで、講演会「たばこが及ぼす体への影響」を実施したことのない3校に実施。規模の小さい学校にも実施したため、参加人数は前年度に比べ少なくなっているが、市内17小学校全てに、講演会を実施することを目標にしているため、講演会実施学校を増やし、成果を挙げている。	平成25年度については、「学校保健大会」で学校で担任や養護教諭が防煙教育に取り組んだ結果が発表されており、学校主体の取り組みも広がってきている。講演会実施だけで終わらず、学校が主体となってたばこに対して取り組みを続けていけるようにつなげて行く必要がある。	引き続き3校に対して、講演会を実施。時期については、実施校と調整して決定する。	健康政策課
			保健室の相談体制の充実。保健体育科の授業を通して、自己肯定感、自尊感情を養う。	保健室の機能の一つである相談活動の充実を推進した。また、保健の授業等を通して、第二次性徴について正しい認識をもたせた。相談活動を充実させることで、子どもの心身が安定し、自尊感情を高めるとともに、相手を思いやるなどの効果を得た。	相談内容によっては、養護教諭の対応を超えるものがあり、校内の連携体制の整備とともに、医療、福祉等の関係機関との連携のあり方を検討していく。	保健室を中心とした相談体制及び校内での連携体制の充実。保健体育科の授業をはじめとするあらゆる学校活動を通じて、自尊感情の育成や他者理解の心を育てる。	保健体育課
	211501	青少年問題相談事業	思春期の心理の諸相などについて研修する。	・青少年への共感的な理解を基盤として、電話相談157件、来所相談29件、合同教育相談2件、進路相談195件(相談16件、情報179件)を実施した。 ・なやみの電話相談では、匿名で受けるため、相談者からはさまざまな悩みを聞くことができ、内容によっては市や県の専門機関につないでいる。 ・いじめの相談があった場合は、速やかに関係機関と連携して問題解決にあたった。 ・進路相談では、市内8中学校長から推薦を受けた各2名の少年進路相談員が毎月1回連絡会議を開き、相談内容について協議した。また、相談員の資質向上に向けて年間3回の研修会を行った。	思春期の心理を踏まえた相談活動を行う必要がある。	思春期の心理の諸相などについて、引き続き研修する。	少年愛護センター

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
			・対象と相手のニーズに応じた情報提供を行う。 ・申込者との細かい打ち合わせを行う。 ・受講者にアンケートを取り、改善につなげる。	●ニーズに応じた情報提供 ・対象や相手のニーズを確認し内容を変更して行った。教材も依頼者に応じて変更した。 ●受講者アンケート S中学校では継続した命の授業の取り組みとして活用して頂き、学生の受講後アンケートで、どの点が心に残ったか知ることが出来た。視覚に訴える教材は、実際の大きさなどを感じてもらうことが出来、効果的であった。 ●実施内容(出前講座) ・市内学校からの教育の要請・出前講座平成25度7件。内容「思春期を迎えるための心と体の準備」等。 【講義内容】 ・高校生対象:は命を造り出す能力があるということ、親となる覚悟、自分や相手を考えた行動が出来るとはどういうことか、女性の生殖年齢と人生設計等について講義。 ・小学校の保護者対象:子どもの成長に伴う身体的、心理面影響を親としてどう捉えていくか。 ・小学校6年と保護者:一人ひとりの命がつながりいろんな願いを引き継ぎ奇跡的な存在として今、ここに生きているということを改めて振り返り実感し、命の尊さに気付いてもらう。 ・中学生対象:命を引き受け、産むことに覚悟がいること、自分に繋がる命について考え、自分を尊い存在と知ってもらう。 出前講座は、希望日に応じ随時実施している	命の大切さから自分を大切に出来る自尊感情を高め、他人も大切な存在として認識できるよう、現状の把握も含めた教育現場との連携と継続性	・対象と相手のニーズに応じた情報提供を行う。 ・申込者との細かい打ち合わせを行う。 ・受講者にアンケートを取り、改善につなげる。	伊丹病院
7-1-2 更年期・高齢期における健康情報や学習機会の提供を行うとともに、検診や保健事業の実施にあたっては、パートタイマー、自営業者や乳幼児・介護者を抱える女性の受診、参加機会の充実に努める	121105	骨密度測定会 前立腺がん検診 がん検診推進事業	①、②、③を引き続き実施するとともに、周知の方法としてSNS(ソーシャル・ネットワーク・サービス)等の新たな媒体の利用を検討する。	①骨密度測定会および、30歳代の健診、地区健康展、健康フェア・いい歯の日イベント(希望者)に対する骨密度測定を実施。 ②乳がん検診、子宮がん検診の実施。がん検診推進事業の対象者に無料クーポン券を送付。 ③前立腺がん検診を実施。受診者数は増加している。	がん検診推進事業のクーポン利用率が昨年度に比べ減少している。減少傾向は、県や国も同様だが、無料でがん検診を受けられる機会を有効に利用し、受診率の向上につなげられるように、広く、わかりやすい周知を考える必要がある。	骨密度測定、前立腺がん検診は継続して実施。乳がん検診と子宮頸がん検診については、がん検診が無料で受診できるクーポン券の送付だけでなく、受診勧奨の案内も送付し、検診の受診率アップにつなげる。	健康政策課
			・病院ホームページ、外来でのポスター掲示など積極的な周知を行う。	女性のライフサイクルの中で起こりうる更年期をいかに楽しく過ごしていくかなど、助産師がアドバイスする出前講座を実施。 H25年度 1件 また外来で不定愁訴を訴える方には、自己チェック表を渡し、医師の診断につなげるなどしている。 平成25年度 出前講座1件	・外来受診者には、看護師が聞き取りや相談に応じている ・広報を積極的に行う	・広報いたみなどを活用する。	伊丹病院

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
7-1-3 性差に応じた適切な医療の推進に努める			性差医療について研修を通じて充実を図る。	性差医療に精通した医師が不在のため実施出来なかった	性差医療に精通した医師等の人材確保に努める	性差医療に精通した医師が不在のため、人材が確保出来次第、検討	伊丹病院
7-1-4 保育付きスポーツ教室の実施など、男女共同参画の視点に配慮した健康・スポーツ活動を推進する			平成24年度はポスター貼付等により、少数であるが施設利用者の託児の実績があった。次年度は教室事業受講者は勿論のこと、施設利用者に対しても積極的に託児の案内を実施していく。	ポスター掲示や教室のお知らせ文等での告知により、親子教室利用者が、施設(トレーニングやプール等)を利用するために託児利用者が増えてきた。(利用者:435人)	託児が必要な施設利用者は、毎年、変わるため、新規の施設利用者を取り込むためPRの充実に努める。(託児対象年齢:2才〜就学前まで)	新規の保護者にアピールするため、ホームページや子育て情報誌等を活用し、定期的にPRを行い託児の案内に努める。	スポーツ振興課・センター・スポーツ

②妊娠や出産などに関する女性の主体的な意思決定に関する啓発

7-2-5 妊娠・出産など、女性の生涯にわたる健康を支援するための情報提供や啓発はリプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖の健康・権利)の視点に立つて行う			今後も継続した対応を実施するとともに、妊娠届出の分析を行う。	妊娠期の支援を身体面だけでなく、精神面・生活環境面も含めて継続的・包括的に行うために妊娠届出書の変更を行った。	変更を行った妊娠届出書から得た情報で継続的・包括的な支援が出来たかどうか評価をする必要がある。	妊娠届出書の評価を実施する。	健康政策課
			・緊急避妊、STD、子宮頸癌に妊孕力(女性が子どもを産む能力)などを講座の内容に取り入れる。 ・妊娠した子が必ずしも元気な子ではない事例についてなど、新たな視点を講座内容に取り入れる。	出前講座などの機会に、特に高校生や出産を控えたお母さんに対してリプロダクティブ・ヘルス/ライツを踏まえた講義を行った。 高校生対象には、緊急避妊、STD、子宮頸癌に妊孕力などを講義し、自分の人生設計について選択出来る能力の向上を図った。	・講座内容の充実	・緊急避妊、STD、子宮頸癌に妊孕力(女性が子どもを産む能力)などを講座の内容に取り入れる。 ・妊娠した子が必ずしも元気な子ではない事例についてなど、新たな視点を講座内容に取り入れる。	伊丹病院
7-2-6 妊娠・出産期の女性や胎児、乳幼児の健康について理解を深めるため、家族を巻き込んだ保健事業を行う		マタニティクラス	引き続き実施するとともに、上記の分析と併せた検討を行う。	参加者はのべ419人(妊婦79.3%、パートナー18.1%、祖父母2.6%)参加者数はほとんど変化はない。2回コース実施で1回目より2回目の参加者が少ない傾向にある。アンケートではどのテーマも評価が高かった。	病院・産院等の実施内容とは違うものであり、妊婦や家族のニーズにあったものを実施することが必要であるため、アンケート等を参考に今後も適宜検討していく。	参加者に関心を持ってもらえるように2回目テーマの表現を変更する。	健康政策課
			妊婦とその家族に向けた「助産婦たより」を計画、ホームページ、外来にて配布予定	・妊娠期クラスへの参加や健診時のエコーを同席して見れる様声かけを行う。希望者には立会い分娩や出産後ベビーと共に過ごす時間を拡大し、母性性性への介入を行う。DVについては伊丹市DV相談等の窓口紹介や外来での相談で対応する。 ・「助産婦たより」を8号までホームページ上で掲載した	・妊娠期クラスは、どの回でも夫が参加出来るが、姉妹の参加など夫以外でも希望があれば参加して頂いている。 ・DVについては外来の女性トイレにカードを設置した	妊婦とその家族に向けた「助産婦たより」を計画、ホームページは分娩再開時に再開 ・分娩再開時に妊娠期、産褥期のDVチェックを再開	伊丹病院

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
7-2-7 医療機関と協力しながら、不妊に関する専門相談機関や県が実施する治療費助成事業について広く情報提供する		啓発	今後も継続して実施する。	専門相談や治療費助成の案内チラシを設置して普及啓発を図った。	継続して専門相談や治療費助成の案内チラシを設置する。	今後も継続して実施する。	健康政策課
			他院の紹介なども含め、希望者への適切な情報提供を今後も継続して行っていく。	ホルモン治療やHSGなどの一般的な不妊症への外来対応を行い、IVF-ET(体外受精・胚移植)等の高度医療へのつなぎをしている。	赴任治療は、土日も含めた対応が求められるため、当院で拡大していくことが難しい。	他院の紹介なども含め、希望者への適切な情報提供を今後も継続して行っていく。	伊丹病院

③母体保護の向上、母子保健の充実

7-3-8 妊娠・出産期の母体保護の向上、母子保健の充実を図る。併せて、産後うつに対する早期発見支援を図るための体制づくりを行う		マタニティマーク	今後も引き続き実施する。	①母子健康手帳交付時にマタニティマークキーホルダーを配布。②妊婦健康診査助成は、昨年度同様に98,000円の助成を実施した。③乳幼児期の家庭を対象とした助産師・保健師の訪問活動を実施した。	①②前年度と同様。③前年度と同様に乳幼児期の家庭を対象とした助産師・保健師の訪問活動を実施。妊娠期からの継続的支援を通して産後うつリスクの高い妊婦を早期に把握、支援できるよう体制づくりをすすめる必要がある。	妊娠届出書の評価を実施して、産後うつリスクの高い妊婦を早期に把握、支援できるよう体制づくりにつなげる。	健康政策課
				11月26日に「おなかの赤ちゃんに絵本を楽しもう！～プレママ絵本読み聞かせ講座～」を開催し、妊娠・出産期にある母親の子育て支援・産後うつへの予防策を講じた。	悩みを持ちながら、子育て支援センターへの相談やプレママ講座への参加に一歩踏み出せない母親への援助の取り組み。	4か月・3歳健診時のパンフレット配付等、むくくむくくルームやひろば事業等の周知に努める。	子育て支援課
			医師も巻き込んだ検討会の開催についての検討。	・妊娠期より保健指導で関わり、社会心理面で気になる妊産婦には支援者など支援体制の確保や介入を行い医師、保健センターとの連携をとっている。 ・北阪神の保健所主催の医療者の情報交換と学習会に、産婦人科病棟師長が参加。	グレースゾーンへの介入と治療段階におけるMSW、産婦人科医師、精神科医師の連携など対策が必要。MSWと保健師のみではなく治療的側面から医師も巻き込んだ検討会の開催が必要である。	医師も巻き込んだ検討会の開催についての検討。	伊丹病院

④健康を脅かす問題への配慮

7-4-9 HIV感染／エイズや性感染症に対する正しい知識の普及や予防教育を推進するとともに、感染者や患者への差別や偏見をなくすための教育・啓発を行う			今後も引き続き実施する。	ポスター掲示や案内の配布などを実施した。	今後も継続した情報発信が必要であると思われる。	今後も継続的に実施する。	健康政策課
	222311	学校保健指導助言事務	保健体育科の授業を通して感染症等に関する正しい知識や情報を与えることで、いたずらな不安や偏見を払拭することを目的とする教育を推進することで、人間尊重の精神に基づく教育の一層の充実を図る。	保健学習や保健室だよりなどによって、児童生徒への正しい知識、情報を伝え、感染の予防と感染者への差別偏見をなくすように指導する。子どもたちが、HIV感染等について理解することで、正確な情報を得ることの重要性を学ぶとともに、差別や偏見をなくすことなど人権を大切にする教育の推進ができた。	最新情報の収集と発信に努める。	保健体育科の授業を通じて、感染症に対する正しい知識の普及や予防教育を推進するとともに、感染者や患者への差別や偏見をなくすための教育・啓発を行う。	保健体育課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
7-4-10 飲酒、喫煙、薬物乱用、過激なダイエットなどが心身に及ぼす影響について教育、啓発を行う			引き続き、講演会やイベント等で情報発信をしていく。	昨年度と同様、①小学校3校での講演会、②禁煙に関する啓発と禁煙相談の実施、③イベント等でのマイクロCOモニター(呼気中二酸化炭素値)の測定を実施する。25年度より④胃がん肺がん検診受診者の内、喫煙者には、禁煙のチラシを結果に同封する。また、広報特集号(9月)でたばこについて取り上げる。	平成25年度は、広報の健康特集号でたばこについて取り上げ、伊丹市で実施している小学生を対象に実施している講演会の紹介や受動喫煙の害、禁煙外来の情報提供を実施した。今後も、広くたばこに対する正しい知識の普及、啓発を実施していく必要があると考える。	引き続き、講演会やイベント等で情報発信をしていく。	健康政策課
	222311	学校保健指導助言事務	各関係機関と連携し、防煙教育を実施。また、保健体育科の授業の中で、薬物乱用防止や飲酒防止など、小・中学生に正しい知識、情報を伝える。保健担当者会で実践交流等を行う。	薬物乱用防止教室等の保健学習や、保健室だよりなどによって、児童生徒へ正しい知識、情報を伝えた。また、保健担当者会で実践交流等を行うことで、各校における指導の充実に加え、自分の体を大切にすることなどの啓発活動の推進につながった。	担当者等の研修により、指導力を向上させるとともに、学校現場への外部講師等による専門的な助言や啓発を行う。	各関係機関と連携し、防煙教育を実施する。保健体育科の授業の中で、薬物乱用防止や飲酒防止などについて、小・中学生に正しい知識、情報を伝えるとともに、自ら判断し行動する力を育てる。	保健体育課
	213106	青少年健全育成関係広報啓発事業	・センター通信一面の原稿執筆者を出来るだけ幅広い分野から選出する。 ・関係機関と連携して、啓発を行う。	・「非行防止等啓発チラシ」14,000枚、「環境浄化・非行防止ポスター」450枚を作成し、市内各学校、量販店、自治会等に配布し、広く啓発を行った。 ・阪急伊丹駅前やJR伊丹駅前でも薬物乱用防止の街頭キャンペーンを行った。	・喫煙の低年齢化が見られる。 ・飲みやすいアルコール飲料の増加により、未成年者の飲酒が懸念される。 ・チラシ等による啓発活動の成果が分かりにくい(評価しにくい)。	・センター通信一面の原稿執筆者を、薬物乱用防止運動関係者からも選出する。 ・関係機関と連携して、啓発を行う。	少年愛護センター

⑤医療・福祉従事者への男女共同参画についての研修

7-5-11 医療・福祉従事者が人権尊重と男女共同参画について十分理解して市民に接することができるよう、専門分野に応じた研修を実施する	131103	民生児童委員等活動委託事業	民生委員専門部会(高齢者部会)において、「認知証高齢者の対応について」をテーマに学習会(7月中旬)を行い、グループワークによる事例検討を行う。 その他、虐待や権利擁護に関する研修に関して、積極的に参加奨励を行う。	・民生委員専門部会(高齢者部会)での講演等「認知症の方の理解について」 ・市町等地域連携強化研修「17年間の虐待から得た防止活動とは」 ・伊丹市男女共同参画主催研修「こどもの虐待とDV」 〈成果〉 事業への参加によって、各民生委員児童委員の日々の活動にいかしている。	研修で得た知識を民生委員児童委員活動において活用していく必要がある。 民生委員児童委員活動において、個人情報提供や対応事例の共有化についての要望が多いため、検討していく必要がある。	虐待や権利擁護の研修について積極的な参加を呼びかける。	地域・高年福祉課
	130702	高齢者の成年後見制度利用支援事業	虐待を受けた高齢者のすみやかな保護・分離やその後の支援に必要な事項を整理・検討し、必要時にスムーズな運用が行えるよう備える。	高齢者虐待防止マニュアルを活用し、地域包括支援センター等との連携の下、適切な対応をおこなった。	判断能力が不十分であったり、虐待を受けた高齢者の権利擁護支援について、市民の理解を高める必要がある。	地域で関係機関と連携し、高齢者の権利擁護支援活動を担うことが出来る「市民後見人」、「後見サポーター」の育成とフォローを行う。	地域・高年福祉課
			引き続き、業務関連分野の研修参加を通じ、人権尊重及び男女共同参画に関する職員の意識醸成を目指す。また、課内職員が協力し合い、できるだけ多くの職員が研修受講機会を持てるように努める。	様々な認知症状や精神疾患全般への対応方法を学ぶ研修へ職員派遣を行い、業務遂行の上で配慮の必要な人権課題について理解を深めた。	人権尊重及び男女共同参画についての民間事業者に対する啓発。	事業者連絡会等を通じ、人権尊重及び男女共同参画に関する職員の意識醸成を目指す研修の実施を働きかける。	介護保険課
			要保護児童対策地域協議会構成機関職員に対して、11月の児童虐待防止推進月間たる11月に、孤立した妊娠、出産の防止につながるような研修を実施する。	②研修は実施できなかった。	男女共同参画の視点に立ったサービス提供についての民間事業者に対する啓発。	要保護児童対策地域協議会構成機関職員に対して、孤立した妊娠、出産の防止につながるような研修を実施する。時期は未定。	こども福祉課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
			人権研修は、今後も職場研修を中心に継続して行っていく必要がある。	管理職研修、人権研修などの機会を通じて人権や男女共同参画への意識の向上を図る。 また、患者等に配布する文書について、男女平等に関する表現指針に基づいた表現となるよう周知を行う。	勤務の関係上、全職員が受講することが難しい環境であるため工夫が必要。	人権研修は、今後も職場研修を中心に継続して行っていく必要がある。	伊丹病院
			権利擁護ケースの個別支援を通じて、関係機関との情報共有、ネットワーク強化を行うとともに、研修等を通じて、権利擁護についての普及啓発に努める。	・関係機関に対する権利擁護についての研修会の実施。 ・行政をはじめとする関係機関との虐待を含む権利擁護ケースについてのカンファレンスの実施。 ・権利擁護ケースの報告会議を行政とともにを行い、情報共有を行う。	市民の参加する事業開催に関しては、男性が参加しやすい実施日や時間の設定に努めるとともに男女共同参画の視点に配慮。	・引き続き、個別ケースの支援を通じて、権利擁護における関係機関との情報共有、ネットワーク強化を行う。 ・権利擁護について、研修等を通じて更なる普及啓発に努める。	伊丹市社会福祉協議会

【基本課題8】高齢者・障がい者(児)、ひとり親の家庭などが孤立せず、安心して暮らせる環境の整備

① 高齢者・障がい者(児)が安心して暮らせるそれぞれへの介護環境の整備

8-1-1 家族介護者の性別や年齢層など、実態の把握に努め、同性による介護など男女共同参画の視点を盛り込む	130604	家族介護教室事業	男性家族介護者の会について、「介護保険サービス利用の手引き」に掲載するなどとして、引き続きPRを行う。	男性家族介護者の会の活動を「介護保険サービス利用の手引き」の他、広報伊丹や社協のホームページなどによりPRした。	介護の状況により、継続した参加につなげるのは難しいようである。都合がつくだけでも参加ができるよう、継続した情報発信が必要である。	男性家族介護者の会について、引き続き「介護保険サービス利用の手引き」、広報伊丹や社協のホームページなどによるPRを行う。	地域・高年福祉課
			刊行物のイラストに「介護者は女性」とイメージを植えつけるようなものは使わない。	刊行物から会議の資料にいたるまで、イラストに女性・男性の役割について固定的なイメージ植えつけるようなものは使わなかった。	人件費に係る介護報酬の単価を見直す動きがあるにもかかわらず、まだまだ収入が低い女性ヘルパーが多く、男性の職業として定着しにくい実態がある。	刊行物のイラストに「介護者は女性」とイメージを植えるようなものは使わない。	障害福祉課
			引き続き、個々の案件に応じ関連部署と連携し情報共有することや、介護相談員事業等を通じて得られる情報を活用することにより、家族介護の実態把握に努める。	関連部署と連携し情報共有を図り、案件によっては、職員が直接高齢者の居所へ訪問をして、家族介護の実態把握に努めた。	男女共同参画の視点に立ったサービス提供についての民間事業者に対する啓発。	事業者連絡会等を通じて、同性介護など男女共同参画の視点に立ったサービス提供に関する啓発をおこなう。 日常生活圏域ニーズ調査により、家族介護者の状況を把握する。	介護保険課
			・現在、職員が欠員のため、引き続き募集していく。 ・介護技術の基礎を中心に腰痛予防などのストレスケアも予定。	・職員の募集の継続。 ・職員研修で、移乗介助の基本について学び、腰痛予防対策につなげた。	男女共同参画の視点に立ったサービス提供についての民間事業者に対する啓発。	・職員募集の継続 ・できるだけ腰に負担のかからない介助法の勉強などを職員研修に取り入れるとともに、ラジオ体操への参加を呼びかけていく。	伊丹市社会福祉協議会
8-1-2 高齢期の女性や障がいのある女性が社会的に不利な状況に陥りがちなことを踏まえ、その生活実態やニーズを細かく把握するよう努める		高齢者実態調査事業	市から民生委員への情報提供を円滑にし、より一層地域との連携を図る。	情報提供の見直しにより調査回答数が増加し、高齢者の生活実態の把握が進んだ。	市民に対して介護保険制度やサービス利用手続に関してよりわかりやすい広報等を検討。	事業実施要領への記載や取り扱いのガイドライン、対象者への説明文の作成により、対応の統一を図る。	地域・高年福祉課
			継続して障害福祉に関するケースワーク実践を行う。	障がい者、介護者から日々相談を受けてニーズを把握し、置かれている状況の改善に取り組んだ。	特になし	継続して障害福祉に関するケースワーク実践を行う。	障害福祉課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
			6月から高齢者の生活実態やニーズをより幅広く把握するための高齢者実態調査を実施する。	障害者福祉センターで介護教室、リフレッシュ事業や相談事業等を実施した。家族会事務局として障害者福祉センターの一部を賃借し、減免などを行なった。「障害者福祉センターのプールの更衣室に家族更衣室が欲しい」などといった要望に対し、設計に盛り込むことができた。	短期入所施設が満床で、利用したいときに使えない事案があった。	・実態調査の目的を明確に伝え、より多くのニーズ把握につなげるとともに、情報の取り扱い、管理の更なる徹底を行う。	伊丹市社会福祉協議会

②介護者が安心して暮らせる環境の整備

8-2-3 介護に関する総合的な相談体制を充実させ、窓口の周知に努める	130401	地域包括支援センター事業	地域包括支援センターの複数設置に向け、事業の整理・検討を行う。	社会福祉協議会との検討会議の開催や、先進市への視察を実施した。	平成27年度実施される介護保険制度改革に添ったものにしていく必要があり、認知症への対応を強化することや市民がより相談しやすいように地域包括支援センターを複数設置する必要がある。	平成27年度から地域包括支援センターの複数設置を実施するため、箇所数や予算等の詳細をできるだけ早期に検討し、円滑な移行を図る。	地域・高年福祉課
			引き続き、介護保険各種てびきや広報特集号などの作成に際しては、窓口施設の情報を掲載し、相談窓口の周知につとめる。また、てびき小冊子は65歳以上高齢者全員に配布する。	介護保険の制度やサービスに関するてびきに相談窓口情報を掲載して作成、「介護保険制度」のてびきは65歳以上高齢者全員に郵送した。広報特集号(年1回 10月15日 発行)でも、同じく相談窓口の周知に努めた。	市民に対して介護保険制度やサービス利用手続に関してよりわかりやすい広報等を検討。	介護保険各種てびきや広報特集号などの作成に際しては、よりわかりやすく窓口施設等の情報を掲載し、相談窓口の周知に努める。	介護保険課
			6月からの高齢者実態帳を通じて、高齢者の生活実態やニーズをより幅広く把握するとともに、相談窓口の情報提供、周知を行う。	・平成24年度の調査方法改善で把握数が大幅に伸びたが、平成25年度も、約700人(平成24年度対比)件数増となった。 (平成24年度6,011人) (平成25年度6,680人)	男女共同参画の視点に立ったサービス提供についての民間事業者に対する啓発。	・引き続き、高齢者実態調査を通じて、高齢者の生活実態やニーズをより幅広く把握するとともに、相談窓口の情報提供、周知を行う。	伊丹市社会福祉協議会
8-2-4 家族介護者に対する介護教室やリフレッシュ事業、健康教室、相談事業、レスパイト事業、介護者会の活動支援などを通して、家族介護者の負担の軽減と健康管理の支援に努める	131301	家族介護教室事業	ホームページ・広報を利用した家族介護教室の周知をはじめ、効果的なPR方法を検討する。	PR方法を検討し、地域の事業に出向いた説明・チラシの配布や、公共施設へのチラシの設置等、積極的なPRを行った。	市民に対して介護保険制度やサービス利用手続に関してよりわかりやすい広報等を検討。	地域に出向いた説明やチラシの配布、公共施設へのチラシの設置に併せて、新たな媒体を用いたPR方法を検討する。	地域・高年福祉課
	133102 133220	障がい者相談支援委託事業 障害福祉サービス(居宅系)事業	家族会の活動を支援する。短期入所や日中活動サービスの基盤整備を図る。	障害者福祉センターで介護教室、リフレッシュ事業や相談事業等を実施した。家族会事務局として障害者福祉センターの一部を賃借し、減免などを行なった。「障害者福祉センターのプールの更衣室に家族更衣室が欲しい」などといった要望に対し、設計に盛り込むことができた。	短期入所施設が満床で、利用したいときに使えない事案があった。	家族会の活動を支援する。短期入所や日中活動サービスの基盤整備を図る。	障害福祉課
			今年度も、昨年度同様に当事者組織の支援を行い、情報共有や仲間づくりの場の提供を行う。(年間継続支援)	・前年度同様に当事者組織の支援を行う。 ・伊丹市介護家族の会と伊丹市認知症介護者家族の会について、合併への支援を行った。	・平成25年度まで、市が窓口支援を行っていた発達障がいの子どもの持つ保護者の会等に対し、26年度から、窓口支援を行うが、今後、どのような支援を行っていくかを、行政と検討・協議が必要。	・25年度同様に支援を行う。 ・「若年認知症のつどい」については、開催場所等の検討を行い、参加者が増える取り組みを進める。(なお、取り組みについては、つどいの参加者とともに、内容等を決めていく)	伊丹市社会福祉協議会

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目 標・プラン	平成25年度の主な取り組 み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、 課題と思われること	平成26年度の目標・プ ラン	所 属
8-2-5 家族介護に關する事業の実施にあたっては、男性の参加が得られるよう内容や時間帯などを工夫するとともに、男女共同参画の視点を盛り込むよう努める		家族介護者支援交流事業	ホームページ・広報を利用した家族介護支援交流教室の周知など、より効果的なPR方法を検討する。	介護家族会の講演会や交流会の周知を図り、情報交換や交流による孤立の予防と介護負担感が共有できる環境づくりを図った。	男性介護者や新規参加者が少ない。	引き続き、ホームページや広報による介護家族会の講演会や交流会のPRを行う。	地域・高年福祉課
			市民の参加する事業開催に際しては、実施日や時間の設定に関して、男女協同参画の視점에配慮する。(平成24年度に引き続き、「介護の日」周知イベント開催予定)	高齢者・障害者「介護」の啓発を目的とした「介護の日」周知事業でイベントを開催した。 (ノルディックウォーキング体験)開催日は土曜日に設定し、参加の利便性に配慮した。	市民の参加する事業開催に関しては、男性が参加しやすい実施日や時間の設定に努めるとともに男女共同参画の視점에配慮。	事業者連絡会等を通じ、民間事業者に対しても男性の参加と男女共同参画に視点を置いた事業の実施を働きかける。	介護保険課

③高齢者・障がい者(児)の自立や社会参画への支援

8-3-6 介護予防に關わる活動を進め、高齢者の自立を促進する	131103	通所型介護予防事業	高齢者を介護が必要になる前に発見し、すみやかに各種機能訓練やレクリエーションにつなげることで、筋力・体力の維持向上に努める	老人クラブへの健康教育や訪問活動等により、虚弱や閉じこもりの高齢者を早期に把握し、通所型介護予防事業につなげることで筋力・体力の維持及び向上を図った。	男女共同参画の視点に立ったサービス提供についての民間事業者に対する啓発。	引き続き健康教育や訪問活動等で虚弱や閉じこもりの高齢者を早期に把握し、通所型介護予防事業につなげる。また地域で筋力・体力の維持及び向上ができる拠点を増やす。	地域・高年福祉課
			今年度も、より良い高齢者の自立促進に向けた、ケアマネジャーに対する介護予防ケアプラン作成支援と研修会、勉強会を実施する。	・市内のケアマネジャーに対するケアプラン作成支援の実施及びケアプラン作成研修会の開催。 ・地域への「いきいき百歳体操」の啓発・推進	市民に対して介護保険制度やサービス利用手続に関してよりわかりやすい広報等を検討。	・高齢者の自立促進に向けた、ケアマネジャーに対する介護予防ケアプラン作成支援と研修会、勉強会を実施する。 ・地域での「いきいき百歳体操」の啓発と取り組みを広げる。	伊丹市社会福祉協議会
8-3-7 高齢者や障がい者(児)の自立と社会参画に向け、就労を支援する	130801	シルバー人材センター運営補助事業	高齢期における就業意欲の高揚や就業ニーズに対応するため、多様な就業機会の確保提供に努めるとともに、ボランティア活動を推進するなど、魅力あるシルバー事業の展開を図り、会員獲得や各種事業の取組み強化を進める。	シルバー事業に対する理解と関心を高めるため、積極的な普及啓発活動を展開するとともに、市と連携した企画提案方式事業を推進するなど、就業機会の確保と生きがい・健康づくりに取り組めるよう、事業の連携・支援を行った。	市民の参加する事業開催に関しては、男性が参加しやすい実施日や時間の設定に努めるとともに男女共同参画の視점에配慮。	高齢者の生きがい・健康づくりに取り組むとともに、新たな就業分野の拡大や機会創出、ボランティア活動を推進するなど、地域社会の活性化に貢献すべく、魅力あるシルバー事業を展開し、各種事業の拡大や会員獲得を進める。	地域・高年福祉課
	133301 133302 133303	障がい者就労チャレンジ事業 障害者就職実習助成事業 障害者就職支度金助成事業	障害者地域自立支援協議会で「伊丹市障害者就労支援システム」のあるべき姿について検討をする。	就労に関する相談を地域生活支援センターに委託し、就労支援を実施した。就労チャレンジ事業を行なった。	特になし	ハローワーク、企業との連携を強め、就労支援を行う。	障害福祉課

④ひとり親の家庭に対する支援

8-4-8 相談事業や交流事業など、ひとり親家庭の不安や孤立感を軽減する取り組みを行う	111311	婦人共励会事業補助金事務	本会との連携を強化するとともに、事業実施の方法等の検討により組織を活かした効果的な事業の推進に努める。	＜取り組み＞ ・全国・近畿母子寡婦福祉研究大会参加 ・バスツアー ・クリスマスの集い	様々な相互交流事業や情報交換、情報提供等を行うことにより、ひとり親家庭の孤立感軽減の一助となっているが、若年母子の参加促進や支援を必要としている父子家庭への対応が課題となっている。	婦人共励会の行っている母子・父子家庭の福祉増進や相互交流、情報交換等の取り組みについて支援を行う。	地域・高年福祉課
--	--------	--------------	---	---	--	---	----------

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目 標・プラン	平成25年度の主な取り組 み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、 課題と思われること	平成26年度の目標・プ ラン	所 属
	212403	母子・父子相 談事業	県において法律相 談事業の利便性が 向上したことを受け、 積極的に活用を図 り、要支援者の生活 改善につなげる。	県における法律相談につ ないだケースはなかった。	養育費などについては、当事者の経済 的事情から、法律相談を実施しても解 決しない場合が多い。	母子寡婦福祉資金貸付 制度の改正を周知する折 に、父子相談も実施して いることをPRする。時期は 10月くらいになると思われ る。	こ ども 福 祉 課
8-4-9 就労支援などひ と親家庭に対 する自立支援策 を充実する			母子家庭等対策総 合支援事業の実施 ・高等技能訓練促進 費支給事業19件 ・教育訓練給付金支 給事業10件 ・母子自立支援プロ グラム策定事業20件	高等技能訓練促進費支給事 業15件 教育訓練給付金支給事業7 件 母子自立支援プログラム策 定事業3件	母子自立支援プログラム策定事業実施 にあたっての、ハローワークとの役割分 担。	高等技能訓練促進費支 給事業18件 教育訓練給付金支給事 業10件 母子自立支援プログラム 策定事業20件	こ ども 福 祉 課
8-4-10 母子・父子向け 市営住宅の提供 や空家入居募 集時の優先枠の 設定など、ひとり 親世帯への住宅 支援を行う		市営住宅空家 入居者募集	継続して世帯枠を設 ける。	市営住宅の空家募集時に母 子・父子世帯枠を設けて募集 を行い、5世帯入居(予定者 含む)により、一定の成果を 得られた。	特になし	継続して世帯枠を設け る。	住 宅 政 策 課
8-4-11 父子家庭が地域 で孤立しがちな 背景にあると考 えられる固定的 役割分担意識の 解消に向け、広 報・啓発活動を行 う			担当課と調整 し、手当ての手續 きの際に、活用で きるニーズ調査の 方法を検討する。	・窓口でのニーズ調査には 至らなかった。	・個別のニーズ調査にこだわらず、 父子家庭が地域で孤立しがちな背景 に視点を持って、固定的役割分担の 解消の広報・啓発を進める工夫が必 要。	・啓発紙の中で固定的 役割分担の解消の必要 性の課題として取り上 げる。 ・担当課からのヒアリ ングを行なう。 ・窓口での啓発資料の 配布依頼を行なう。	同 和 ・ 人 権 推 進 課
			母子家庭等対策総 合支援の対象が父 子家庭にも拡大さ れることを契機 に、支援施策を広 報する。	制度改正を広報紙やホーム ページで周知した。 結果として、教育訓練給付 金支給事業で父子家庭の父 からの申請が1件あり、給 付金を支給した。	特になし	10月から母子寡婦福祉 資金貸付事業の対象が 父子家庭にも拡大され ることを広報する。	こ ども 福 祉 課

【基本課題9】安心して子どもを産み育てられる環境の整備

①子育て相談体制、情報提供の充実

9-1-1 乳幼児期から思 春期特有の悩み までが相談でき る体制を整備・ 充実させ、窓口 の周知を行う。ま た、相談窓口の 連絡・連携体制 を充実させる	122103 212304		利用者数の動向を見 つつ、継続実施 する。	事業の委託により、いつも 相談できる体制の確保に努 める。	乳幼児期から思春期の年齢層への相 談に対応した。(平成26年2月末現在) 乳幼児期 5,008件、小学生 1,322 件、思春期(中高生) 411件、その他、 すくすく相談や乳幼児の発達に関する 相談も実施。	利用者の動向を見つつ継 続的に実施する。	健 康 政 策 課
			・関係機関との連携 を図る。 ・保育所等に相談窓 口を設置する。	・関係機関(本市こども福祉 課、子育て支援課・生活支援 課及び川西子ども家庭セン ター等)と連携を図り、個別対 応を行った。 ・各保育所において子育て相 談を実施した(2449件)。	ケースの増加と複雑化。	・引き続き関係機関との連 携に努める。 ・保育所の相談窓口の周 知に努める。	保 育 課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目 標・プラン	平成25年度の主な取り組 み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、 課題と思われること	平成26年度の目標・プ ラン	所 属
	211102	家庭児童相談 室事業	要保護児童対策地域協議会個別担当者会義を通して窓口の周知・連携体制の充実を図る。 (目標年間150回)	要保護児童対策地域協議会の個別担当者会義を126回実施した。	取り組みが地道なものであるため、窓口の周知には時間がかかる。	要保護児童対策地域協議会個別担当者会義を通して窓口の周知・連携体制の充実を図る。(目標年間150回)	こども福祉課
	212101	家庭教育アドバイザー事業	保護者の子育てでの悩みを解消する。	公立幼稚園全園へ家庭教育アドバイザーを派遣。アドバイザーと子育て支援センター指導員が連携し、子育ての悩み相談を実施した。 アドバイザーの派遣回数132回、相談件数251件、5,804人。	アドバイザーの資質向上を図る。	保護者の子育てでの悩みを解消する。	家庭教育課
	211501	青少年問題相談事業	研修、ケース検討などを行い、相談員のスキルアップに努める。	・市内広報活動において、連絡先を認知し易いように工夫した。 ・青少年問題協議会と連携、情報交換を行い、また、こども若者企画課が作成した、「こども・若者」のための相談支援ハンドブックも活用し、各相談窓口との連絡・連携体制の充実を図った。 ・少年進路相談員制度では、公共職業安定所、学校、家庭との連携を図った。 ・合同教育相談では、学校指導課、総合教育センター、こども福祉課、阪神北少年サポートセンター、スクールソーシャルワーカーと連携して本人、保護者、担任教諭等の相談にあたった。	・相談内容は社会の変化とともに変わっていくので、相談者のニーズにあった的確なアドバイスをするため、相談にあたるものは常にスキルアップする必要がある。 ・相談窓口の周知を引き続き行う必要がある。	研修、ケース検討などを行い、相談員のスキルアップに努めるとともに、相談窓口の周知を学校、保護者、こども等に積極的に行う。	少年愛護センター
9-1-2 子育て相談を受けるにあたっては担当職員の研修を行うなどして、固定的な男女の役割分担にとらわれないよう配慮して行う			課内職員研修の実施と、職員同士で互いに気づき、意見を交わせる職場環境への改善に取り組む。	課内の人権研修において人権に関する研修を実施した。	業務において市民の方に多く関わる機会があるため今後も継続的に研修の機会を持つことと意見を交わせる職場環境の整備に努めることが必要である。	今後も継続的に実施する。	健康政策課
	212206	子育て支援センター事業	日曜、祝日の交流会・講座・イベントなどで引き続き啓発を行う。	子育て支援センターにおいて、父親の育児参加の促進を目指した講座等の取り組みを進める中で、職員間での話し合いを行う等、基本的認識については共有できたものと考えている。	職員一人一人が自らの生活を振り返る機会を設けていくことが必要であり、男性の育児参加やワークライフバランスについて、さらに理解を深めるとともに共通認識を持っていくことが課題である。	父親の育児参加の取り組みについての検討段階、また職場人権研修等の機会をとらえて、職員間でのさらなる共通認識を図る。	子育て支援課
			現状の通り実施していく	性差も含め、社会的固定概念にとらわれないための職場人権研修を1回実施した。	特になし	現状通り実施する。	こども福祉課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目 標・プラン	平成25年度の主な取組み 及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、 課題と思われること	平成26年度の目標・プ ラン	所 属
	212101	家庭教育アドバイザー事業	保護者の子育てでの悩みを解消する。	年2回、みんなの広場事業の関係者同士で、情報交換の場を設け、情報を共有した。	継続した取り組みを実施する。	保護者の子育てでの悩みを解消する。	家庭教育課
			引き続き、事例検討会をとおして適切な支援ができるようにする。	年間6回の大学教員等によるスーパービジョンをとおして相談員の研修を行った。	DV被害に遭っていたケースや、ひとり親家庭の事例など、今後もケース検討していく必要がある。	平成26年度も年間6回のスーパービジョンを引き続き実施し、相談員の資質向上を図っていく。	総合教育センター
	211501	青少年問題相談事業	研修、ケース検討などを行い、相談員のスキルアップに努める。	・進路相談員研修会、少年育成協会全体研修会、青少年を守る店連絡協議会研修会、少年補導委員全体研修会、青少年健全育成研修会等を実施した。 ・近畿、県、阪神間で行う補導委員研修会も含めた、年間17回の研修に参加し、職員の資質向上を図った。	継続して、相談にあたる者のスキルアップをしていく必要がある。	研修、ケース検討などを行い、相談員のスキルアップに努めるとともに、相談窓口の周知を学校、保護者、子ども等に積極的に行う。	少年愛護センター

②多様な子育て支援サービスの充実

9-2-3 男性の子育て参画を促すとともに、子育てサークルの育成やネットワーク化、情報提供など、地域における市民の子育て活動を支援する	921307	女性・児童センター管理運営事業		・むっくむっくルームに来ている男性へのインタビューを「com-com」で紹介。 ・男女共同参画推進委員会の子育てサークルとコラボし、ことば蔵で男女共同参画フォーラムを開催。166人が参加、初めて男女共同参画川柳や市民オンブードなどに触れる機会となった。	・フォーラムでは、父親も実行委員に参加し親子で積極的に活動してもらうことができた。役割を持つことで参加のきっかけが広がった。こういった機会を多く設けることも必要。	・フォーラム参加者の声や、女性・児童センターで実施されている児童のイベントで活躍している男性の声をPRする機会を設ける。	同和・人権推進課
	212206 213103	・子育て支援センター事業 ・子育てサークル補助金事業	子育てサークルネットワークと父親参加のイベントを考え、支援していく。	12月8日開催の男女共同参画推進市民フォーラム「子育てのしみ隊！でばんでっせえ〜」にサークルネットワーク、支援センター、子育て支援課が共催として運営に参加し、男性の子育て参画の促進に努めた。	サークルネットワークへのサークル加入数が減少傾向にあり、ネットワークの強みを活かしていかない。	サークル補助金の交付申請の機会に、サークルネットワークの活動等についての魅力を伝えていくとともに、加入勧奨を行う。	子育て支援課
9-2-4 子育て支援事業の実施にあたっては、男女が共に子育てに関する知識や技能を得る機会や場を提供するとともに、男性の子育てへの参画を促すよう工夫する	212309 212303		今年度も引き続き実施する。	モグモグ離乳食講座の平成25年度の参加者はのべ430人(母93.5%、父4.9%、祖母1.6%)	父、祖母の参加は増加傾向にある。子育ての技能を得る機会として今後も講座を提供していく必要がある。	今後も継続的に実施する。	健康政策課
	212206	子育て支援センター事業	父親が子育てに関する技能や知識を習得できるように日曜、祝日の交流会・講座・イベントなどで引き続き啓発を行う。	10月19日に父親を対象にした講座を開催し、20名の参加があった。 同講座にて行ったアンケートやその後のむっくむっくルームでの父親との会話では、子育てへの自信が窺えるコメントが並んだ。	父親対象以外の講座への男性の参加が24年度に比べ減少した。	公募型協働事業において父親の育児参加をテーマとした行政提案を行っているところであり、市民団体と共に父親向けの講座・イベント等の実施を検討する。また、開催にあたっては日曜・休日開催に留意する。	子育て支援課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
	212102	草の根家庭教育推進事業	すべての保護者に学習機会を提供する。	父親の子育て参加を促す内容を取り入れた家庭教育パンフレットを作成し、4カ月健診時に保護者へ配布し、啓発を図った。 4ヶ月健診時・・・月2回、延べ24回、参加者数1,876人、家庭教育パンフレット「子どもは社会の宝です」の配布とビデオ「新米ママ＆パパに贈るメッセージ」上映。 3歳児健診時・・・月2回、延べ24回、参加者数1,709人、「3歳児からの家庭教育のおしり」の配布。 就学前・・・小学校1日入学時、参加者数4,114人（保護者の児童）、配布資料「家族っていいな！」⇒腹話術による人形（子ども）と腹話術師（大人）の会話を通じて、基本的な生活習慣の大切さや親のとしての在り方を考える機会とする。 思春期・・・中学校入学説明会時、参加者数1,879人、配布資料「どんと来い思春期！」「思春期の心理と行動」、講話内容「思春期の心理と親の対応」、パンフレットの配布については一人ひとりに声をかけながら手渡しをし、家庭教育の啓発を行なっている。	パンフレット内容の充実	すべての保護者に学習機会を提供する。	家庭教育課
	231103	公民館事業推進委員会活動事業	「パパとキッズのブレイルーム」の中で、父親同士が子育てや仕事等の悩みを共有する場を設けパパ同士のネットワークづくりを促す。	・市民講座「パパとキッズのブレイルーム」を実施。年間12回実施。 毎回のイベントの中で、父親同士の交流を深める時間を作るなど、つながるきっかけづくりをした。	具体的に父親にやってほしいこと、考えてみてほしいことを投げかけることで、父親がより参画しやすくなるのではないかと。	男性の家事・育児や地域への参加を促進する講座として市民講座「男性料理教室」に取り組む。また、継続して市民講座「パパとキッズのブレイルーム」を実施し、父親の企画・運営への参画を推進し、父親同士のネットワークづくりにつなげる。	公民館

③食環境・住環境など、子育てをめぐる生活環境への取り組み

9-3-5 食品の安全性など子育てをめぐる生活環境について、情報や学習機会の提供を行う	113302	消費者教育・啓発の推進	平成25年11月29日、くらしの講座「食品の塩分や糖度を測ろう！」を開催する。	講座「食品の塩分や糖度を測ろう！」を開催。清涼飲料水の糖度や、自宅で作った味噌汁の塩分を計測し、理想的な食生活について学んだ。	参加者数が少なかったので、広報に努める。	平26年5月19日 消費者月間事業講演会「テレビじゃ話せない食の裏話～あなたの知らない食品表示のカラクリ」を開催する。 平成26年12月4日 くらしの講座「意外と知らない塩のおはなし」を開催する。	消費生活センター
9-3-6 子どもの健全育成のため、食育について様々な機会を通じて啓発を行う			昨年度までと同様の取り組みと、今年度から新たに、保育所での食育体験教室を実施。	①子ども未来部の事業や子育て支援センター事業での講話は20回、310人参加。 ②食生活バランスアップ教室の実施は3小学校、11回407人。保育所での食育体験教室は3園で4回、98人の参加。	①に関しては、地域に向けて普及啓発に取り組める機会であり、今後も積極的に進めていく必要がある。②食生活バランスアップ教室の参加者は増加傾向にある。	今年度も保育所での食育体験教室も引き続き実施していく。	健康政策課
	222401	健全な食生活推進事業	・食に関する指導計画（全体計画・年間指導計画）の作成活用。 ・「給食に関する指導」を小学校1年生対象に実施。 ・「食に関する指導」を小学校2年生を対象に実施。 ・食育担当者会の充実。 ・「食育実践プログラム」「食育ハンドブック」の活用。	各校で「食育推進委員会」を中心として校内指導体制を整備し、食に関する指導計画（全体計画・年間計画）を作成し、全教育活動を通し発達段階に応じて系統的に食育を行った。「給食に関する指導」を小学校1年生を対象に実施し、給食を食した教材として活用した。「食に関する指導」を小学校2年生を対象に実施し、児童の食への興味・関心が増し、嗜好への改善につながった。食育担当者が食育推進校での研究授業に参加することにより、各校での実践に生かすことができた。	教育課程に「食育」を位置づけ、教育的ニーズを踏まえた指導計画の改善を図る。また、栄養教諭等との連携を図ること、さらなる食育活動の充実につなげる。「食育実践プログラム」「食育ハンドブック」の活用を更に推進していく。	・食に関する指導計画（全体計画・年間指導計画）の作成及び活用。 ・「給食に関する指導」を小学校1年生対象に実施。 ・「食に関する指導」を小学校2年生を対象に実施。 ・食育担当者会の充実。 ・「食育実践プログラム」「食育ハンドブック」の活用。	保健体育課・給食センター

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目 標・プラン	平成25年度の主な取り組み 及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、 課題と思われること	平成26年度の目標・プ ラン	所 属
------	--------------	-----	-------------------	-----------------------	--------------------------------	-------------------	--------

④子ども達の居場所づくりへの取り組み

9-4-7 地域と連携しながら、子どもが安全に安心して過ごせる居場所作りに取り組む	921307	女性・児童センター管理運営事業 Gセン 夜の卓球広場	・Gセンわくわく子ども教室 ボランティアグループと連携し、子どもの居場所づくりとして、わくわく子ども教室を開催する。 ・Gセン夜の卓球広場 夏休みの金曜の夜5回開催。	・手作りのおもちゃづくりを目的としたボランティアグループの協力を得て、毎月1回土曜日の午後に「わくわく子ども教室」を開催した。 ・7月にGセン夜の卓球広場を夜間6回実施した。	・「わくわく子ども教室」については、ボランティアグループと連携しながら多くの子どもたちに楽しんでもらえるおもちゃづくりの機会を今後とも提供し遊びの機会を豊かにしていきたい。	・子どもにとって大切な遊びを支えるサポーターの養成や「おもちゃづくり」を目的としたグループの連携方法を検討していきたい。	児童・青少年・女性・進課
	211404	遊ぼう広場事業	瑞ヶ池公園の近隣小学校だけでなく幼稚園にも周知していく。 瑞ヶ池公園6回、その他3回実施予定。	幼稚園への周知により就学前児童の参加が増加した。	参加者の増加を図るため周知に努める必要がある。	会場近隣小学校・幼稚園・保育所へ参加の啓発を行う。	こども若者企画課
	220701 220801	生涯学習センター管理運営事業 北部学習センター管理運営事業	子どもが安全安心に過ごせる居場所づくりに取り組む。 乳幼児・男性・高齢者向け等への講座を企画実施、地域や登録団体と協働して事業を展開する。	ラスタホール・きららホールにおいて、地域や施設の登録団体と連携して講座を企画実施し、子ども向けの講座・イベントを実施した。	今後も引き続き地域や施設の登録団体と連携して多くの市民が対象となる講座やイベントを実施する。	地域や登録団体と協働して乳幼児・男性・高齢者向け等への講座を企画実施し、子どもが安全安心に過ごせる居場所づくりに取り組む。	社会教育課

⑤子育ての不安を解消する小児医療の充実

9-5-8 小児医療体制の充実に努め、子育て不安の解消を図る			・外来における子育て相談の充実のために看護協会が取組んでいる「まちの保健室」のボランティアの人に協力が得られないか調整を行う。 ・育児教室の内容の再検討と参加者を増やすための方策を広報担当者として調整し、他機関への働きかけを見直す。	・子育て相談充実のために「まちの保健室」への参画を図ったが実現には至らなかったものの、現場の看護師が虐待やネグレクトの可能性がないか意識して関わり、行政機関への情報提供と家族への支援を継続的に実践した。 ・虐待の疑いがあった事例について市や保健所への連絡及び市や保健所からの情報提供を元に拡大カンファレンスを行い今後の取り組みの方向性を統一化し、院内にも設置した。 ・入院中に育児不安を訴える保護者には育児指導を行い、また市の子育て支援事業の紹介を行っている。 ・病棟看護師、医師、薬剤師が協働し、地域住民向けに内服教室、アレルギー教室を開催した。	地域住民向けの教室を院内で行っているが、院外でも実施するなど拡充したい。	・育児教室拡充のため院外での開催を計画する。 ・行政機関等につなげた事例等について、院内でより良い情報共有のあり方を検討する。	伊丹病院
	122105	阪神北広域子ども急病センター運営事業	患者サービスの向上の為に、電話相談室の設置等を検討する。	エレベーター前の廊下にブースを設置し、電話相談を実施することができた。		女性医師等から託児の要望が増加しているため、センター内に託児室の整備を検討する。	地域医療推進課

基本目標Ⅳ：あらゆる暴力に対する根絶の取り組み

＜成果目標＞

項目	担当課	計画当初 (H22年度)	H23年分報告	H24年分報告	H25年分報告	成果目標 (H28年度)
「伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画」 実施済施策割合	同和・人権推進課	43%	63.9%	76.4%	80.6%	100% (H25年度)
市民意識調査における「伊丹市DV相談室」の 認知度	同和・人権推進課	32.8%	-	-	-	60% (次回調査時)
CAP講習会受講者数(小学3年生対象)	保健体育課	1,925人 (H23年度)	1,925人	1,885人	1,809人	1,900人

【基本課題10】配偶者・パートナーからの暴力(ドメスティック・バイオレンス)防止対策の推進

①配偶者等からの暴力対策の推進

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目 標・プラン	平成25年度の主な取り組み 及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、 課題と思われること	平成26年度の目標・プ ラン	所 属
10-1-1 「伊丹市配偶者 等からの暴力対 策基本計画」に 基づき、ドメス ティック・バイオ レンス(DV)防 止対策の推進を 図る	921302	DV対策事業	・相談窓口の一層の周知。 ・ネットワークを活用し、適切なケース対応の実施。 ・相談員の研修機会や、ネットワーク作りの機会の確保のため、十分な予算措置を依頼した。 ・2次被害防止のため、関係者への研修や啓発。	・DV防止パネル展で昨年と形を変えたパープルリボンツリーキャンペーンを実施。 ・関係機関と綿密に連携し、個別の対応を行なった。 ・相談員の派遣研修を積極的に行い、ネットワーク作りや情報収集を行なった。 ・関係者の研修として、保育関係(307人)、民生委員とのコラボによるDV防止セミナー(221人)、人権擁護委員、生活保護職員などへの出前講座等を実施。 ・市高のDV防止セミナーへ参加。 ・外部印刷によるDV防止カードを作成。	・相談カードの新たな配置先を検討。	・平成26年度中に、伊丹市男女共同参画審議会を開催し、「伊丹市DV対策基本計画」の見直しを行なう。	同和・人権推進課

【基本課題11】セクシャル・ハラスメントなどへの防止対策の推進

①市民生活におけるセクシャル・ハラスメント防止対策

11-1-1 学校におけるセク シュアル・ハラス メント防止のために、 教職員への研修を 充実させるととも に、児童・生徒へ の相談窓口の周 知と保護者への情 報提供を行う			セクシャルハラス メントの相談事例 などの研修を通し て、面接相談や電 話相談で対応でき るような体制を整 える。	ホームページ等で相談窓口 についてわかりやすく知ら せることにより、広報し た。	ホームページや機関紙により、教職 員への啓発をさらに行う必要があ る。	継続的にホームページ や機関紙等とおして 情報発信を行ってい く。	総 合 教 育 セ ン ター
11-1-2 セクシュアル・ハ ラスメント防止の ために自治会等 に出前講座の実 施やパンフレットの 配布等により 情報提供や啓発 を行う	911101	まちづくり基本 条例推進事業	担当課と連携し て、メニューの充 実や参加者の増加 に努める。	平成26年度まちづくり出前 講座に「許さないDV」との タイトルで講座メニューを 用意。1件の申し込みがあ った。また、出前講座の 申込書は自治会回覧で配布 し、地域の方へ利用を促し ている。	出前講座は市民に定着しており、平 成25年度は241件の利用があった。 利用の多いメニューが決まっている ので、その傾向を考慮しながら講座 メニューを勘案していく必要があ る。	出前講座の選択を悩ん でいる方が窓口に来ら れれば、DV防止や ワークライフバランス などの出前講座メ ニューを提案するよう にする。	ま ち づ く り 推 進 課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
			・ネットワークを活用し、適切なケース対応の実施。	・セクシュアル・ハラスメント防止のための啓発資料の収集を行なった。	・パンフレットなど、情報提供できる資料を揃える必要がある。	・パネル展、広報伊丹などで、情報提供を試みる。	同和・人権推進課
11-1-3 セクシュアル・ハラスメントに対する相談を実施するとともに、窓口の周知に努める	921303	女性のためのカウンセリング事業	・相談員の研修機会や、ネットワーク作りの機会の確保。	・セクシュアル・ハラスメントに対する相談は、なやみ相談、カウンセリングとも0件であった。	・相談窓口の周知。	・ホームページの相談一覧でもセクハラ相談を目立たせる。 ・カウンセリング事業でのセクハラ相談枠を引き続き実施する。	同和・人権推進課

②さまざまなハラスメントに対する防止対策

11-2-4 さまざまなハラスメントに対する啓発と相談窓口の周知に取り組む			・2次被害防止のため、関係者への研修や啓発。	・職場内でハラスメントに対応する資料回覧による研修を実施した。 ・カウンセリングでは、セクハラ以外のハラスメントの相談があった。	・ハラスメントについての情報不足と相談窓口の周知	・なやみ相談、法律相談、カウンセリング、DV相談など相談受付時に、ハラスメントに関する情報を提供する。 ・人権教育室との連携。	同和・人権推進課
--	--	--	------------------------	---	--------------------------	--	----------

③性犯罪・売買春・ストーカー行為などへの対応

11-3-5 売買春や児童買春など性を商品化する行為や性犯罪、ストーカー行為について、人権尊重の視点にたった広報・啓発を行う			使用できるポスター等入手し、継続して取り組む。	人身売買についてはポスター掲示を行なった。 ストーカー行為について、DV防止啓発とともに、警察と連携し講演会などで相談窓口の啓発を行なった。	パネル展が活用できていない。	男女共同参画週間パネル展での、掲示を行なう。	同和・人権推進課
11-3-6 性犯罪被害者が女性のためのカウンセリングを活用できるよう体制づくりを行う			他機関との連携を図りながら、女性のためのカウンセリングの活用を検討する。	・DV相談室とカウンセリングの連携を実施。	・カウンセリングの予約状況との調整が必要。	・伊丹被害者支援連絡協議会などを活用し情報収集する。	同和・人権推進課

【基本課題12】子どもや高齢者の安全を守る取り組みの推進

①児童虐待や子どもへの性犯罪を防ぐ取り組み

12-1-1 子どもの虐待に関する相談体制の充実と窓口の周知を行うとともに、子どもへの虐待防止に向けた啓発を行う	211103	児童虐待防止対策緊急強化事業	自治会で使用する回覧板のバインダーを虐待防止啓発仕様にし、平成25年末からの供用を目指す。	児童虐待防止啓発のメッセージ等を記載した回覧板用のバインダーを作成し、自治会での供用を開始した。	特になし	相談担当職員にペアレントトレーニングを実施できる技術を取得させ、相談体制の充実を図る。	こども福祉課
	211401	放課後児童くらぶ事業	こども福祉課と連携し、子どもの虐待防止に努める。	児童くらぶでの現状把握に努めた。	継続した取り組みを実施する。	こども福祉課と連携し、子どもの虐待防止に努める。	家庭教育課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
	(212103) 家庭教育出前講座		「教育の原点は家庭にある」との自覚を持ち、親としてのあり方を考える機会とする。	登録講師等による家庭教育出前講座を開催した。登録講師派遣回数17回、参加者1,354人。	継続した取り組みを実施する。	「教育の原点は家庭にある」との自覚を持ち、親としてのあり方を考える機会とする。	家庭教育課
12-1-2 要保護児童対策地域協議会を充実させ、子どもの虐待防止マニュアルに即した対応を周知、実行し、虐待の早期発見・早期対応に努める	211101	児童虐待防止事業	電算システムを活用して事務負担を軽減させる。	電算システムの導入により、情報の整理が進み、関係機関との情報共有が容易かつ迅速になった。	特になし	現状通り実施する。	こども福祉課

②高齢者虐待防止への取り組み

12-2-3 高齢者虐待防止に向けた啓発を行うとともに、関係機関のネットワーク化を行い、早期発見・早期対応への体制強化を図る		高齢者虐待防止	虐待が疑われる場合に、虐待の早期発見や悪化防止の観点から、成年後見制度の活用を含め、地域住民の高齢者虐待に対する正しい知識の普及・啓発に取り組む。	地域住民・関係機関による地域ネット会議や出前講座において、虐待防止や早期発見の観点からの成年後見制度利用について周知を行った。	高齢者虐待については、複合的な問題が関わっているケースも多い。また、虐待であるかどうかの判断や介入が難しいケースもあり、関係機関との十分な連携および協議が必要である。	虐待等の理由があり契約によって必要な介護サービス等の提供を受けることが著しく困難な高齢者について、市が職権をもって介護サービスの利用に結びつける「やむを得ない措置」の活用に向けた実施要綱の制定を進める。	地域・高年福祉課
---	--	---------	---	---	---	---	----------

③学校・地域ぐるみでの安全対策の推進

12-3-4 学校や地域と連携した防犯体制を構築し、子どもへの犯罪を防ぐまちづくりに取り組む	210304	青バト・子ども110番の車	・青色防犯パトロールの継続的な実施。 ・関係機関と連携し、犯罪情報の把握に努め、犯罪発生箇所に対し効果的なパトロールコースを巡回する等、犯罪抑止に繋がるよう体制を整える。	青色防犯パトロール年間を通して405回実施。 青バト実施者証取得者（男女割合） 24年→ 男性 73% 女性 27% 25年→ 男性 70% 女性 30%	25年度では24年度に比べ、市内の犯罪認知件数及び街頭犯罪・侵入犯罪が共に減少したものの、今後とも継続的な実施に併せ、犯罪抑止につながる実施体制の構築が必要と思われる。 実施者証取得者については女性の取得者が3%増加している。今後も男女ともに継続した参加への取り組みを実施する。	・青色防犯パトロールの継続的な実施。 ・関係機関と連携し、犯罪情報の把握に努め、犯罪発生箇所に対し効果的なパトロールコースを巡回する等、犯罪抑止に繋がるよう体制を整える。	都市安全企画課
12-3-5 子どもたちが暴力や犯罪に巻き込まれないようにするための学習機会を提供する	223205	子どもの安全対策推進事業	平成25年4月～12月にかけて、全小学校3年生を対象にCAP講習会を実施する。	取組を継続して行っていることで、市内の子どもたちに身を守る術が広まってきている。	引き続き全小学校で実施することで、子どもたちの心と体の安全を守る取組を徹底する。	市内全小学校において、3年生を対象としたCAP講習会を実施する。	保健体育課

基本目標Ⅴ：男女が共に輝くまちづくり

<成果目標>

項目	担当課	計画当初 (H22年度)	H23年分報告	H24年分報告	H25年分報告	成果目標 (H28年度)
自治会長に占める女性の割合	まちづくり推進課	14.9%	15.5%	15.1%	18%	20%
日本語サロン参加者数	国際・平和課	394人	478人	552人	632人	480人
公園のバリアフリー化率	みどり公園課	75%	74.8%	76.4%	78%	89.2%
女性の防災訓練参加割合	消防局	41.35%	43.5%	46%	47.2%	50%

【基本課題13】市民の連携による男女共同参画の推進

①さまざまな地域活動における男女共同参画の推進

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目 標・プラン	平成25年度の主な取組 み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、 課題と思われること	平成26年度の目標・プ ラン	所 属
13-1-1 様々な地域活動 において、男女 共同参画の視点 が定着するよう、 団体のリーダー や会員などへの 情報提供や研修 を行う	911310	自治会連合会 運営支援事務	引き続き地域にお ける情報提供や研 修を実施する。	自治会への送付文書で自治 会長に女性の登用を促す文 言を追記し、啓発を行った。	自治会役員を輪番制にしている自治会 が数多くあり、行政の力が及ばない。	引き続き粘り強く情報提 供、啓発に努めていく。	ま ち づ く り 推 進 課
	113305	消費者活動へ の支援	平成25年5月14日、 定例総会を開催し、 「最近の悪質商法」 について講演会を開 催する。	平成25年度定例総会におい て、「最近の悪質商法～あな たの財布は狙われている」と 題し、講演を行った。	男性の参加割合が少なかったので、広 報に努める。	平成26年5月13日 定例総会において「うまい 話には気をつけましょう～ かしこい消費者になろう ～」と題し、消費者被害の 未然防止の啓発講座を開 催する。	消 費 生 活 セ ン タ ー
				当センターの登録グループに 対し毎月初めの貸室受付の 機会を活用し、「男女共同参 画社会」とは、どのような社会 で、家族・地域・職場でどう実 践していくかを考える機会の 提供に努めている。	約80の登録グループが、生きがい・健 康作り等を目的に定期的に活動をされ ているが、自主的な男女共同参画への 参加は少ない。	登録グループの代表・リー ダー等を対象に、男女共 同参画週間やミモザの日 に関連して、男女共同参 画を推進するための啓発 の機会を設けていきたい。	性 同 ・ 和 児 ・ 童 人 権 セ ン タ ー 推 進 課 ～ 女
	413206	「伊丹市保健 衛生推進連合 会女性部会」	女性部会の名称を 含めた組織変更を実 施する。	三役会にて提案し、検討中。	過去女性の社会進出を推進するという ことで女性部会とした経緯があった。 それが次は男女共同参画ということで名 称変更が必要とは、市の都合ではない か。	過去の経緯を丁寧に説明 し、理解を得て27年度以 降の名称変更を目指す。	生 活 環 境 課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
	411101	環境マネジメントシステム事業	引き続き、研修・会議等において男女共同参画の視点に配慮していく。 次回も、監査員の選定にあたり、女性比率が40%を超えるように努める。	伊丹市環境マネジメントシステムの市民監査会議等において、可能な限り男女均等に役割を果たしてもらうようにしている。 女性の比率は29%であった。	環境に関する見識のある人に監査員となってもらうため、女性の適任者がいない場合、女性の比率を上げることが難しい。	引き続き、研修・会議等において男女共同参画の視点に配慮していく。 次回も監査員の選定にあたり、女性比率が40%を超えるように努める。	環境保全課
	130502	老人クラブ等補助事業	地域での横のつながりを強め、見守りや助け合いといった地域コミュニティの形成を図るため、会員増強に向けた魅力ある老人クラブ活動の推進や単位老人クラブの普及・啓発に努める。	会員増強を目的とした高齢者によるミニ運動会の開催や各種同好会の発表の場を積極的に提供するなど、魅力ある老人クラブ活動の推進に努めた。また、女性部の活動を広くPRし男性会員の参加を促したほか、女性役員の積極的な登用を図った。	会員数の増加及び若手会員の加入により活動を活性化するとともに、老人クラブの活動を担うリーダーの養成が必要である。	子育て支援や見守り、助け合いといった地域に根ざした活動を推進するとともに、「いきいき100歳体操」をはじめとする高齢者自らが行う健康づくり活動の普及啓発に努める。また、魅力ある老人クラブ活動を支える各種リーダーの養成に取り組む。	地域・高年福祉課
		登録ボランティア連絡会議	より多くの方が参加できるように、日時を設定を行うとともに、参加できないグループについても、書面での意見を求める。	・連絡会以外に、意見交換会を実施した。 ・登録グループに対し意見交換会のテーマを事前に伝え、テーマに対する意見を取りまとめ、意見交換会に反映することができた。	・意見交換会も含め、参加者が増えなかった。今後は、各グループの活動だけではなく、他グループとのつながりや、伊丹市全体のボランティア活動に関心を持っていただくための啓発が必要。	・25年度の意見交換会で出た登録ボランティアグループ研修を実施予定（6月末頃）。 ・継続して意見交換会や連絡会についても実施予定。	伊丹市社会福祉協議会
13-1-2 地域活動・ボランティア活動に男性が参加する機会を提供するとともに、情報の提供や相談、啓発を行う	911204	市民まちづくりプラザ事業	市民相互の交流を目的としたカフェを継続して実施する。	まちづくりプラザにおいて、白熱たみまるカフェや防災カフェなど、テーマを絞って議論・交流する事業を実施した。 参加者総数は計127名となった。	テーマが絞られることで、参加者の議論が活発になっていた。 より参加者を増やすために、カフェで議論するテーマについては参加者の意向を把握する必要がある。	公募型協働事業提案制度の導入により、市と市民活動団体等による協働を推進し、積極的に市民活動が行えるよう、素地を醸成する。	まちづくり推進課
		女性・児童センター管理運営事業登録グループ活動	・女性・児童センターで活動する登録グループの拡充に努める中、男性ボランティアを増やす。	・センター登録グループ数が増える中、こどもまつり・夏のゆうべ等のイベントへの男性の積極的な参加が図れた。	・登録グループ代表者会議等を活用して男性の地域活動へのより一層の啓発が課題。	・主に中高年世代の男性を対象に、人生後半の生き方・過ごし方を考えたり、地域・ボランティア活動への参画促進を促す講座を7月に開催予定。	（同和・）人権推進課（女性・児童セン

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目 標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、 課題と思われること	平成26年度の目標・プ ラン	所 属
	231103 231105	公民館事業推進委員会活動事業 講座等生涯学習活動支援事業	講座をきっかけに、公民館でのグループ化を促進する。また、当館活動グループに公民館事業へのボランティアとしての参加を促し、公民館での学習成果を地域社会に還元するための仕組みづくりに取り組むことで、男性のボランティア活動へのきっかけづくりを行う。	・グループの参画のもと、「まちの先生シリーズ」や、子ども事業等を実施した。	新たなグループの発掘が進まなかった。	・グループが参画できる公民館事業を実施する(まちの先生シリーズ、子ども事業、ロビーコンサート、病院展示等)。 ・公民館以外の場でグループが参画していけるしくみづくりに取り組む。	公 民 館
		・ボランティア情報誌「VACI情報」 ・ボランティア講座	毎年、実施している夏休みを活用した夏季ボラの実施とともに、秋から冬にかけて(仮)子どもボランティアクラブを実施予定。 定年後世代の方を対象とした講座も継続実施。	・今年度の夏季ボラは、市内の学校の児童・生徒すべてにチラシを配布したことで、昨年度の3倍近くの参加者となった。 ・子どもボランティアクラブでは、共同募金活動や手話学習、障がい者デイサービスでのレクリエーション交流などを行った。 ・定年後世代の方には、日曜大工のボランティア講座と園芸ボランティア講座を実施。日曜大工ボランティアは、現在グループ化に向けて話し合いをしており、園芸ボランティアについては、施設において個人で活動を実施中。	・子どもボランティアクラブについては、夏季ボラに比べ参加者が少なかった。 ・定年後の世代向けの講座についても参加者数が少く、今後は、啓発について検討が必要。	・子どもボランティアクラブについては、夏季ボラ参加者を、子どもボランティアクラブにつなげていく方法を検討していく。 ・定年後の講座については、啓発方法や内容の検討を行うとともに、直接企業に出向いていくことも検討していく。	伊丹市社会福祉協議会

②女性リーダーの養成とネットワークづくりへの支援

13-2-3 男女共同参画の視点をもち、市政やまちづくりに関わる女性の人材育成を支援するための情報や学習機会を提供する	921307 921306	女性・児童センター管理運営事業 男女共同参画情報紙発行事業	引き続き、活動を充実させ、内容と共に編集委員の育成を支援する。	「com-com」年2号各4000部発行。「家事は独自のスタイルで」「エンディングから自分らしさを考える」をテーマに編集の段階で学習機会の充実を図った。	インタビューや学習しながらの編集となり内容は充実されていたが、年間の編集会議が16回に渡ったうえ、1回の会議にも時間がかかり、編集委員の負担が大きかった。	任期を2年にし、編集委員の育成を図るとともに、テーマを数点提示し、編集会議の負担を軽減する。年2回各4000部発行。	同和・人権推進課
13-2-4 自治会など地域活動における女性リーダーの育成やそのネットワーク作りを支援し、まちづくりへの女性の参画を推進する	911310	自治会連合会運営支援事務	引き続き地域リーダー育成の支援を行う。	平成25年度の自治会研修の女性の参加割合は39名、女性比率は23.93%で、地域リーダーの育成に役立った。	女性が参加しやすい環境づくりが必要。	副会長、会計等の女性役員が会長に就任できるように、引き続き情報提供や研修を実施する。	まちづくり推進課
	921307 921311	女性・児童センター管理運営事業 女性のためのチャレンジ支援事業	女性のためのチャレンジ支援事業の講座には、男女共同参画の視点を地域活動で生かせる女性リーダーの育成に視点を置いた内容を盛り込む。	11月に2日コースで実施したチャレンジ講座では、地域活動などへのきっかけ作りを目的に実施、延べ34人の参加があった。	参加の目的は様々であったが、アンケート回答者の96%が大変満足、満足と回答。夢やコミュニケーションを振り返るきっかけとなった記述が多かった。講座をきっかけとして、まちづくりへの女性の参画となるものも実施したい。	平成26年度は県の防災の視点的な事業がないため、チャレンジ講座の一部を活用し、防災に男女共同参画の視点を、にあてる。また、講座の際は危機管理室と連携する。	同和・人権推進課
			・「PTA・地域活動から繋がるパソコンセミナー」実施予定(5/19～6/28) ・「政策決定の場に女性を」実施予定(8/21, 28)	・5月17日～6月28日の間に全6回で、女性のための再チャレンジ支援事業として「PTA・地域活動から繋がるパソコンセミナー」を実施。延べ32名が参加。	・関係機関と連携し女性に関わる諸問題についての学びを深め地域や社会の様々な場面で、男女共同参画の視点をもち、活躍できる人材の育成が課題。	・登録グループの代表者等を対象に個々の生き方や社会の問題を男女共同参画の視点で考える講座の開催を予定。	性同和・児童・児童センター推進課(女)

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目 標・プラン	平成25年度の主な取り組み 及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、 課題と思われること	平成26年度の目標・プ ラン	所 属
13-2-5 地域経済の活性化に果たす男女 共同参画の視点の重要性をふま え、地域おこし、観光分野にお ける施策、方針決定過程への女性 の参画の拡大に配慮する	312202 312203 432101	中心市街地活 性化事業支援 中心市街地活 性化協議会及 び支援及び連 携 都市景観形成 事業	引き続き、観光分 野、まちづくり施 策に関して、運 営・企画・立案面 等において女性の 参画の拡大に配慮 する。	まちなみづくり等に関する 施策会議等へ女性の登用を 図った。	継続的に女性の積極的な参画・活用 が図れるような体制づくりの検討を 行う。	引き続き、観光分野等 まちづくり施策の分野 において、女性の積極 的な活用、参画機会の 拡大を図っていきた い。	都 市 デ ザ イン 課

③市民活動などへの育成・支援

13-3-6 女性・児童セン ターにおいて、 男女共同参画を 推進するグルー プや団体などに 対し、活動の場 や交流の機会、 情報の提供など を行う				・男女共同参画の推進を目的 としたグループ（ねっと わく会らしく）と連携 し共催で「教科書に載って いなかった歴史のお話」等 の3講座を実施。	・企画・運営を任せましたが、講座参加 者の確保が課題。	・6月の男女共同参画週 間に2年目を迎えたNPO 法人「らしーく」と連 携したイベントの実施 予定。	児 童 と・ 人 権 推 進 課 （ 女 性 ・
13-3-7 市民企画により、 男女共同参画を 推進する講座や 講演会の実施を 支援する	921307 921302	女性・児童セン ター管理運営 事業 男女共同参画 推進事業	男女共同参画川柳 募集について引き 続き実施。市民が 主役となる事業と して、優秀作品を 少しでも多く市民 の目に触れるよう 展示の機会を増や す。 他の推進委員とも 協働し、新たな啓 発先を開拓する。	・男女共同参画川柳につい て一般10人（男3人、女7 人）から61作品、小中学生 282人（男115人、女167 人）から365作品が集まっ た。優秀作品を市民フォー ラムで表彰し、作品に込め た思いなどを語ってもら い、会場の参加者と共有し た。作品は挿絵を添えて色 紙を作成し、市内各所のパ ネル展で展示。 ・男女共同参画推進委員の 発意により、まちプラで講 座が開催された。また、子 育てサークルと協働し、市 民フォーラム、民生児童委 員と協働しDV防止セミ ナーを実施した。	・川柳について、表彰時に作者から 作品を作るにあたっての貴重な意見 が出されたため、今後はコメントを 他でも紹介して良いかどうか了承を 得、会場に参加できなかった方へも 作品とともに紹介するべきだと感じ た。 ・協働して行なった講座などについ て他の団体へも情報提供が必要。	・男女共同参画川柳を 引き続き実施する。過 去の表彰作品一覧を作 成するなど、優秀作品 の紹介を充実する。 ・推進委員会の活動を ホームページなどで紹 介する。	同 和 ・ 人 権 推 進 課
		市民企画事業	引き続き今年度も 企画。 テーマを広げて市 民企画を募集。 実施を支援してい く。 実施予定（11月1～ 31日）	・本年度は市民企画議場と して「今考えよう男女共同 参画」（参加者23名）と 「子どもたちが登校拒否か ら立ち上がるために大切な こと」（参加者18名）を実 施。	・男女共同参画を市民にとって一層 身近なものとしていくために、より 多くのグループからの企画案の提案 が課題。	・5月～6月にかけて市 民企画講座2件を公募 し、9月以降に男女共同 参画社会の実現をめざ し活動している団体の 「おもい」を形にした 講座の実施を予定。	セ ン タ ー と・ 人 権 推 進 課 （ 女 性 ・ 児 童
13-3-8 市の指定管理者 や委託事業者な どに対して、女 性の登用状況な どについて調査 するとともに、男 女共同参画出前 学習会等の活用 を促し、男女共 同参画への理解 を働きかける			委託を行っている 担当課に働きかけ、男女共同参画 への理解を働きか ける。	・女性・児童センターで は、登録グループ説明会を 利用し出前講座を実施、指 定管理者にも参加して もらった。 ・県主催の研修にも指定管 理者から参加があった。	・委託業者などに活用できる情報の 提供が必要。	・担当課へ指定管理者 への働きかけに活用さ れるよう、啓発紙など の情報を提供する。	同 和 ・ 人 権 推 進 課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目 標・プラン	平成25年度の主な取り組 み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、 課題と思われること	平成26年度の目標・プ ラン	所 属
------	--------------	-----	-------------------	-----------------------	--------------------------------	-------------------	--------

④防災における男女共同参画の推進

13-4-9 避難場所や災害ボランティア活動などの場において、男女のニーズの違いや安全の確保など男女共同参画の視点からの配慮がなされるよう図る	111311	災害時物資備蓄事業	防災計画に基づき、避難所マニュアル等の男女共同参画の推進の視点からの修正検討を図る。	平成24年度に伊丹市防災計画に避難所運営等に係る女性の視点についての追記修正を行い、平成25年度にはHUG訓練(避難所開設訓練)を行い、避難所での女性の役割や女性への配慮について、市民と共に検討した。	HUG訓練の実施が出前講座の2回に留まった。	出前講座や防災センターでの啓発において、HUG訓練の実施回数を増やす。 出前講座等においても、女性の視点についての講座時間を持つ。	危機管理室
	921301	男女共同参画計画推進事業	引き続き、男女共同参画の視点が生かされるよう働きかけを行う。	・女性・児童センターにおいて、防災の視点から「オンプードさんのかばんの中を見せてもらおう」を実施し、男女共同参画の視点への働きかけを行なった。 ・危機管理室へ、随時国等の情報提供を行なった。	・アンケートから、「身近な防災グッズについて関心をもった」や、「避難所での女性の視点について驚いた」といった意見が見られた。様々な視点から、継続して実施することが必要である。 ・防災計画等の修正の際に、担当課として積極的に提案を行なう必要がある。	・防災計画等の修正時に、防災会議幹事会の委員として男女共同参画の視点の意見を積極的に述べる。 ・危機管理室に働きかけ、出前講座と男女共同参画の視点を合わせた事業を行なう。	同和・人権推進課
13-4-10 地域の防災・防犯活動での固定的な男女の役割分担意識を見直し、防災・防犯分野における政策・方針決定の場への女性の参画を拡大させる	111102	防災啓発事業	防災計画に基づき、男女共同参画の推進の視点からの避難所運営等について、防災センター啓発コーナーで啓発を行う。	女性の視点からの防災リーフレットや備蓄等を展示し、啓発を行ってきた。 平成25年度に防災センターを訪れた約2,800名に対して啓発を行った。	女性の視点に立った防災物品の充実の継続の必要性。 避難所運営の関心の低さ。 防災センター来庁者以外への啓発。	啓発物品や冊子等有効な物品を購入する。 出前講座等での啓発を行う。	危機管理室
	111104	防災訓練事業	市における災害図上訓練において、女性職員の参加を進める。	市職員の訓練参加者82名中、女性7名の訓練参加をえた。	依然として女性参加者が1割に満たない。	女性の訓練参加促進を図り、1割以上の訓練参加者をを目指す。	危機管理室
	113205	自主防犯活動支援事業	・性別を問わず、幅広い年齢層に対応できるだけでなく、市民要望に応える防犯活動用品の配布を実施できるよう努める。	小学校区毎に立ち上げられた防犯グループに対して、防犯活動用品を提供。 性別及び年齢を問わず、活用しやすい防犯活動用品を選んでいたけるよう種類を豊富にし、配布を実施した。 地域の防犯活動の幅を広げることに寄与した。	活動の幅及び参加者の増加等に繋がるよう、より市民の要望に即した選択を可能とする必要がある。	・性別を問わず、幅広い年齢層に対応できるだけでなく、市民要望に応える防犯活動用品の配布を実施できるよう努める。	都市安全企画課
13-4-11 男女ともに消防・防災に関する知識・技術を身に付け、女性消防団員の登用への取り組みやDIG訓練(災害図上訓練)の実施など、地域防災の担い手となる女性の防災リーダーを養成する	112101 111101	①消防団活動の活性化 ②自主防災活動支援事業	①平成27年度の女性消防団員登用を目標とし、採用方法等を具体化させる ②平成28年度の成果目標(防災訓練参加率50%)達成に向けて、訓練参加促進の継続を実施する	①募集期間、募集人数等方針を定めた ②前年度と同様に回覧等による参加促進を実施し、男女比の調査を実施した結果、全参加者1,693人中、女性の参加者が799人となり、約1.2ポイント上昇した。	①特になし ②毎年、ポイントは上昇し目標値に近づいているため、引き続き参加促進を行うとともに参加者の男女比を調査する。	①募集を5月1日から行い、10月に採用し訓練等を実施、平成27年4月から本格活動開始の予定 ②平成28年度の成果目標(防災訓練参加率50%)達成に向けて、引き続き参加促進を実施する。	消防局

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
------	--------------	-----	---------------	-------------------	----------------------------	---------------	----

⑤地域における「たまり場」づくり

13-5-12 地域活動を担う市民が気軽に集えるような場を提供する		ボランティア活動啓発	年間を通じて、ボランティアグループに呼びかけ、ロビーをグループ活動発表の場として活用予定。	・平成25年度は、計3回のロビーイベントを実施した。個人ボランティアとボランティアグループがコラボレーションを行い、歌や演奏、お茶席などのイベントを開催。市民や市内のボランティア活動者にも、周知が広がっている。	・イベントとしては、周知されているが、イベント実施に向けて、当センターが主導していく事もあることから、今後は、ボランティアグループ同志が、より自主的に実施していけるように働きかけていきたい。	・ボランティア同志がつながる場面を設定し、その中でイベント実施につながることを期待したい。また、その際、当センターの関わりを少なくし、自主的な活動として発展させていきたい。 ・26年度は、障害者福祉センター耐震補強等工事のため、福祉センター機能がいきいきプラザ内に移転してきたことで、ロビーが狭くなり、その対応策の検討も必要となっている。	伊丹市社会福祉協議会
--------------------------------------	--	------------	---	---	---	--	------------

【基本課題14】ユニバーサルデザインの推進による男女共同参画の環境整備

①ユニバーサルデザインの普及啓発

14-1-1 バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱に基づく取り組みを支援し、市民への普及啓発に努める			障害者福祉センターの大規模改修工事を前に各障がい者団体よりニーズ調査を行う。	大規模改修工事を前に各障がい者団体よりヒアリングを行い、その意見を盛り込んだ形での改修が予定されている。	特になし	関連部局と連携して、ユニバーサルデザインの普及啓発をさらに推進する。	障害福祉課
--	--	--	--	--	------	------------------------------------	-------

②安全・安心の視点に立った都市計画の推進

14-2-2 都市計画や福祉のまちづくりの推進にあたっては男女共同参画の促進に努める			自立支援協議会の委員構成で男女比が偏らないように努める。	自立支援協議会の委員構成は24人中8人が女性であった（36パーセント）。	家族会の委員に女性が多く、行政機関の管理者としての委員に男性が多いという現実がある。	自立支援協議会の委員構成で男女比が偏らないように努める。	障害福祉課
		「広報伊丹」発行業務他	より女性や弱者の視点を取り入れ、環境に優しい都市空間づくりをいかに実践していくかが課題であり、市民の理解と参画協働を含め検討を進めていく。	平成24年度より引き続き女性の都市計画審議会会長にご就任頂き、女性の視点から、より良好な都市環境づくりを推し進めることができた。	女性比率40%を超えることが容易ではない。	昨年度に引き続き、より女性や弱者の視点を取り入れ、環境に優しい都市空間づくりをいかに実践していくかが課題であり、市民の理解と参画協働を含め検討を進めていく。	都市計画課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
------	--------------	-----	---------------	-------------------	----------------------------	---------------	----

③男女共同参画の視点に立った公共施設などの整備の推進

14-3-3 公共施設、住宅、道路、公園などのバリアフリー化、ユニバーサルデザイン化を推進する。子育て中の男女が利用しやすいように、保育室や授乳室、男女双方のトイレへのベビーベッド、ベビーホルダーの設置に配慮する	421104	公園緑地等の整備(整備・リフレッシュ・再配置対応)	引続きバリアフリー化されていない公園について対策を講じ、高齢者や障害者等あらゆる利用者の利便性を向上させる。 平成25年度は主基公園、野間東公園で段差解消と手摺を設置する。また、瑞穂緑地では既存スロープが急な勾配のため、改修工事を予定している。	主基公園、野間東公園、北伊丹第一公園、奥畑緑地で段差解消のスロープ工事や手すり設置工事を実施した。	バリアフリー化されていない公園を、今後とも計画的に対策工事を行い、バリアフリー化整備率を向上させる。	引続きバリアフリー化されていない公園について、対策を講じ、高齢者や障害者等あらゆる利用者の利便性を向上させる。 平成26年度は緑ヶ丘公園、城ヶ市公園、鴻池第一公園、一ツ橋公園で段差解消と手摺を設置する。	みどり公園課
	431303	分譲マンション共用部バリアフリー化助成事業	引き続きホームページ等による周知を図るとともに公共空間のバリアフリー化を啓発する。 例) ①広報紙への掲載 ②ホームページの内容をリニューアル ③既存マンション管理者向けセミナーでの啓発・周知	25年度取組内容 ①広報紙への掲載 ②ホームページの内容をリニューアル ③既存マンション管理者向けセミナーでの啓発・周知 25年度成果 申請件数 4件 計画目標値 4件	-	引き続き制度の周知を行うとともに共有空間のバリアフリー化を推進する	住宅政策課
			・学校施設トイレ整備工事(7件) ・学校施設エレベータ整備工事(1件) ・伊丹高等学校1号館大規模改造他工事 ・人権啓発センター大規模改造工事 ・市営住宅高齢者向改造工事 ・共同利用施設バリアフリー化工事	・学校施設トイレ整備工事(7件) ・学校施設エレベータ整備工事(1件) ・伊丹高等学校1号館大規模改造他工事 ・人権啓発センター大規模改造工事 ・市営住宅高齢者向改造工事 ・共同利用施設バリアフリー化工事	引続き、学校施設等の改修工事などにおいて、より充実した結果を目標とする。	公共工事を設計・施工する際に、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、誰もが使いやすい施設整備を行うように努める。	営繕課
	433202 433306	都市計画道路整備 生活道路の整備事業	※引き続き、当該道路(都市計画道路猪名川左岸線、昆陽池鋳物師線、昆陽5429号線等)の整備の推進を図る。	※昆陽池鋳物師線の歩道設置工事が完了した。また、都市計画道路猪名川左岸線について、一部道路用地を取得した。	※都市計画道路猪名川左岸線、市道昆陽5429号線の用地取得が難航している。	※引き続き、都市計画道路猪名川左岸線、市道昆陽5429号線の整備の推進を図る。	道路建設課
	433308	道路安全対策事業	転落防止柵設置5箇所において地元調整を早期に行い工事を発注する。	転落防止柵設置工事5箇所において施工済。	転落防止柵設置が水路管理上の支障となるケースがあり、地元調整において理解を得られないことがある。	転落防止柵設置3箇所において地元調整を早期に行い、工事を発注する。	道路保全課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
	211218 223207	幼稚園大規模改造等事業 学校施設の大規模改造等事業	学校施設の改修工事において、ユニバーサルデザインの視点にたった整備を進める。 トイレ整備-小学校3校(伊丹小・笹原小・鴻池小) 中学校4校(西中・北中・天王寺川中・笹原中) E V整備-伊丹小	小学校3校(伊丹小・笹原小・鴻池小) 中学校4校(西中・北中・天王寺川中・笹原中)で多目的トイレの整備を含むトイレの全面改修、伊丹小学校の体育館棟へのエレベーターの設置を行い、誰もが使いやすい施設の整備を進めた。また、多目的トイレにはユニバーサルデザインの視点よりオストメイト用洗浄機器を設置した。	今後も未整備のトイレについて、改修を計画的に実施する。	学校施設の改修において、ユニバーサルデザインの視点にたった整備を進める。 大規模改造工事において南小学校のトイレ整備を実施する。	施設課
14-3-4 市バス事業においてはモニター制度などにより、男女共同参画の視点を積極的に取り入れるとともに、ノンステップバスによる車両更新を行う			①より多くの意見等を収集し、市民ニーズを活かした事業運営への参考とするため、市バスモニターの公募を前後期(前期7月・後期10月)の2回に分けて実施する。 ②ノンステップバスの更新は、利用者の利便性向上のため今後も継続するとともに、老朽化した車両の延命措置を講じて車両の保有限度数まで増車を図り臨時的な活用でサービスの向上を図る。	①募集人数を増やす計画で年間2回の公募を予定していたが、モニター実施期間決定の遅れから年1回の公募となり増やすことが出来なかった。 ②ノンステップバスを12月に4両購入するとともに、更新予定車を延命措置したこと3両の増車となった。	①当初は年2回を予定していたが結果として年1回の実施となり意見収集の拡大には繋がらなかったため、より多くの評価をいただくべく増員に努める必要がある。 ②車両の増車を図ったものの事故による廃車や使用停止車両が増加し、予備車が不足したため予定していたとおりのお客様サービス向上を図ることが出来なかった。	①引き続きより多くの意見等を収集できるよう開催時期や応募方法等を検討し、モニターの増員を図る。 ②ノンステップバス4両を10月初旬までに購入と延命措置車両4両により4両の増車を図る。	交通局

【基本課題15】地域の国際化と国際社会への貢献

①多文化共生への取り組み

15-1-1 外国人市民に対する多言語による情報提供や相談体制の充実に努める	921470 921412	外国人市民用生活情報誌提供事業 外国人生活相談支援事業	平成25年度中に、外国人市民の意見を直接、聴取しながら、多言語(英語・中国語・韓国朝鮮語・ポルトガル語)による生活ガイドブック&防災マップを作成する	左記のとおり、外国人市民向けの『伊丹市生活ガイドブック&防災マップ』を、英語1,000部、中国語1,000部、韓国朝鮮語500部、ポルトガル語500部を作成した	日本語に困っている外国人市民への効果的な周知と配布方法	・広報伊丹や一般紙を通じてのPR ・市民課窓口での配布のほか、日本語教室や伊丹マダンなどを通じて当事者に直接配布	国際・平和課
15-1-2 外国人市民が日本語や日本文化・風習を学ぶ機会を提供するとともに、日本人に対しても相互に文化や風習を学び合える機会を提供する	921402 921409 921413	外国語・日本語講座事業 伊丹マダン企画運営事業 国際・平和交流協会支援事業	①会話を中心とし、年間を通して継続実施する ②研修会を継続実施する ③引き続き、食や音楽など様々な視点から異文化理解を図る	①英語、中国語(初級・中級)各講座を年間を通じて実施した ②日本語学習サロンの指導ボランティア等を対象に研修会を実施した ③国際・平和交流協会で議論し、異文化理解講座「韓国を知ろう」(2回)を実施した。伊丹マダンではチラシにおいて4か国語でイベントの趣旨を周知し、集客に努めた	①参加者漸減への対応 ②参加者のニーズの把握 ③異文化理解講座は、市民レベルでの隣国理解を図る機会となった	①英語講座はテーマを設定して興味の持てる内容とする ②ボランティアのきつかけ作りとなるようなテーマとする ③引き続き、食や音楽など様々な視点から多文化共生事業を実施する	国際・平和課
15-1-3 広い視野を持って異文化を理解し、共に生きていこうとする姿勢を育てるため、国際理解教育を推進する			道徳や総合的な学習の時間だけでなく、各教科や学級活動、児童・生徒会活動、行事等において、国際理解教育、多文化共生教育を推進する。	道徳や総合的な学習の時間だけでなく、各教科や学級活動、児童・生徒会活動、行事等において、国際理解教育、多文化共生教育を推進した。	国際理解教育担当者会の充実	各学校において、年間指導計画のもと、国際理解教育、多文化共生教育を実施する。小・中・特別支援学校国際理解教育担当者会において情報交換を行い、成果と課題について共通理解を図る。	学校指導課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目 標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、 課題と思われること	平成26年度の目標・プ ラン	所 属
------	--------------	-----	-------------------	-------------------	--------------------------------	-------------------	--------

②国際社会での男女共同参画に関する情報の収集と提供

15-2-4 女性の地位向上 や男女共同参画 に関する国際的 な規範や基準、 取り組みの成果 を周知する			様々なテーマ、 手法を工夫し継続 実施。	・ミモザの日に「お母さん が語る女性差別撤廃条約」 のパネル展を実施した。ま た、ガールスカウトと市民 オンブードのコラボによる デートDVについての時間 を設け42名が参加。世界的 にデートDVをなくしてい こうという活動をPRする 機会となった。	・年代・性別とも新たな参加者が あった。様々な機会を通じて周知す ることが必要であると感じた。	・ミモザの日には積極 的にPRを行なう。 ・国際的な規範につい ては、パネル展を活用 し、啓発を行なう。	同 和・ 人 権 推 進 課
--	--	--	----------------------------	--	---	--	----------------------------------

③国際交流の推進、NGO・NPOへの支援

15-3-5 女性の地位向上 や男女共同参画 に関して国際的 活動を行うNG O、NPOなどに ついて情報を収 集し、啓発を行う	921413	国際・平和交 流協会支援事 業	伊丹ユネスコ協会と して実行委員会に参 画。また、国際・平和 交流協会にもイベン トをPRする	伊丹ユネスコ協会が「国際女 性デーin伊丹 いたみミモザ の日」(女性・児童センター) に実行委員として参画した	より幅広い情報収集と啓発	伊丹ユネスコ協会、伊丹 市国際・平和交流協会の ほか、JICAや日本・ベル ギー協会、平和首長会議 などの動向にも留意する	国 際・ 平 和 課
---	--------	-----------------------	---	---	--------------	---	------------------------

④地球環境保全の視点に立った認識と取り組み

15-4-6 地球環境保全や 省エネルギー、 ごみ減量やリサ イクルなど環境 への活動におい て男女共同参画 を促進する	113305	消費者活動へ の支援	春・秋の宮前まつり においても出店し、リ サイクル運動の推進 を図る。	「春・秋の宮前まつり」「篠山ふ れあい交流会」「平成25年度 消費者のつどい」において、リ サイクルショップを出店。	より多くの方が利用しやすいよう、リサ イクル活動の周知を行う。	「春・秋の宮前まつり」やイ ベントにおいても出店し、リ サイクル運動の推進を図 る。	消 費 生 活 セ ン タ ー
		「リサイクル・ フェア」	実行委員会の実行委 員等への男性の登用 について、実現可能か 第1回目の会議で検討 する。 また、リサイクル・フェア 当日のスタッフとして男 性の参加を呼びかけ る。	男性の参画を念頭に実行委 員会のオブザーバーとして コープこうべを招くことを決 定。しかし、実際に参加され たのは女性スタッフであった。 また、台風接近により、リサ イクル・フェアは中止とした。	男女の多様な意見を取り入れる必要性は感 じるが、実行委員会の4団体中、3団体は女 性のみの団体であり、男性の参画は実現に 至っていない。	事務局側でも男性が参画し ていく。 リサイクル・フェア当日のス タッフとして男性の参加を呼 びかける。	生 活 環 境 課
		伊丹市環境影 響評価に関わ る要綱に関わ る事務	次回も、改選の際 に女性比率40%を めざし、関係団体の 代表推薦において 女性が役職をもっ ている場合、優先して 女性の推薦を依頼 する。	伊丹市環境審議会委員へ の推薦の際、全体的な男女 の比率を考慮し、女性の推薦 を依頼した。 女性の比率は27%であった。	委員が学識経験者・関係団体の代 表者・関係行政機関の職員・公募市 民で構成されているため、適任者が いなければ女性を推薦してもらうこ とが難しい。	次回も改選の際に女性 比率40%を目指し、関係団 体の代表推薦において女 性が役職を持っている場 合、優先して女性の推薦 を依頼する。	環 境 保 全 課

基本目標Ⅵ：計画の総合的な推進

<成果目標>

項目	担当課	計画当初 (H22年度)	H23年分報告	H24年分報告	H25年分報告	成果目標 (H28年度)
審議会等に占める女性委員の割合	人事研修課	32.4%	31.9% (H24.4.1現在)	32.2% (H25.4.1現在)	32.8% (H26.4.1現在)	40%
女性管理職の割合	人事研修課	16.0%	20.0% (H24.4.1現在) (H23年度)	20.3% (H25.4.1現在) (H24年度)	18.1% (H26.4.1現在) (H25年度)	20%
副主幹昇任試験受験者に占める女性の割合	人事研修課	34.8%	42.1%	46.7%	41.2%	35%
男性職員の育児休業取得率	人事研修課	6.5%	11.1%	3.7%	8.9%	5%以上を維持し、 13%を目標とする
市民意識調査における「女性差別撤廃条約」の認知度	同和・人権推進課	38.4%	-	-	-	50% (次回調査時)
市民意識調査における「オンブード」の認知度	同和・人権推進課	14.6%	-	-	-	60% (次回調査時)
男女共同参画推進委員会活動回数	同和・人権推進課	-	(H24発足)	6回	6回	6回
女性のいない審議会等数	同和・人権推進課	6	3 (H25.4.1現在)	3 (H25.4.1現在)	4 (H26.4.1現在)	0

【基本課題16】市民との協働による推進体制の確立

①推進本部を中心とした庁内の連携による推進体制の充実

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
16-1-1 伊丹市男女共同参画推進本部を中心とし、各課等の連携のもと、推進体制の充実・強化に努める			伊丹市男女共同参画推進本部会議、同幹事会を開催し、市民オンブードからの提言を受けて、各担当の連携を図り、推進体制の充実に努める。課題に応じて担当課と連絡調整を行うなど、推進体制の強化に努める。	・本部会議、幹事会を各1回開催。 ・子ども未来部、消防局、危機管理室、公共施設マネジメント等、個別の課題について連絡調整を実施した。	・本部会議、幹事会では、市民オンブードの提言を受け、ヒアリング対象課以外にも参考とされることが多かった。	・本部会議、幹事会を開催するとともに、これまで指摘のあった事項については、個別に引き続き関係課へ情報提供を実施。	同和・人権推進課

②市民参画による進ちょく管理

16-2-2 男女共同参画施策市民オンブードを設置し、本計画の進ちょく状況調査する。調査結果は報告書を作成し、市民に公表する。市はオンブードからの提言事項は、積極的に施策に反映させるよう努める	921309	男女共同参画施策市民オンブードによる進捗状況調査	調査表に目標枠を設定。市民オンブードの提言を積極的に活用し、施策に反映させるよう各課と連携を図る。オンブードと推進委員会を始めとする市民の交流の場を広く設け、広く市民への周知に努める。	・調査表に目標枠を設定し、市民オンブードの提言を積極的に施策に反映させるよう各課に情報提供した。「子ども・子育て支援に関する調査」の際、意見を反映したものにもなかった。 ・オンブードと推進委員会の意見交流や講座や報告会などを実施し広く市民への周知に努めた。イベントなどの際、報告書概要版を広く配布した。	・視点1「市民に情報が届いているか」については、様々な場面で市民オンブードの紹介や概要版を配布することができた。報告書の内容を市民に公表する「がつり報告会」の参加が、昨年度から比べ少なかったが、「シリーズ化してほしい」とのアンケートもあった。	・調査表の課題に共通しているものについて、解決を図るよう各課と調整を行なう。 ・概要版の配布を引き続き積極的に行なう。 ・推進委員会との交流をがつり報告会にあわせ、意識を深める。	同和・人権推進課
---	--------	--------------------------	--	--	---	---	----------

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目 標・プラン	平成25年度の主な取り組み 及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、 課題と思われること	平成26年度の目標・プ ラン	所 属
------	--------------	-----	-------------------	-----------------------	--------------------------------	-------------------	--------

③市民、市民団体、企業などとの連携と協働

16-3-3 男女共同参画啓 発推進委員会を 設置し、多様な 市民、市民団体 との協働により男 女共同参画を推 進する	921309	男女共同参画 計画推進事業	啓発紙の活用。 25年度は委員を12 名に増やし、多様 な市民、市民団体 との協働による啓 発を続けていく。	・6回の委員会（実施は8 回）を実施。 ・選出団体とのコラボにつ いて、まちプラ、JC、子 育てサークル、民生委員な どと実施することができ た。 ・青年会議所では、イベン トでチラシを配布。 ・男女共同参画事業所表彰 では商工会議所の協力を得 た。	・定期的にコラボできる団体と、年 間スケジュールがすでに決まってい る団体などコラボできていない団体 に分かれてきている。	・団体推薦依頼時に啓 発紙を紹介してもら うなど、団体に合わせた 啓発を考える。 ・コラボ事業の内容を 他の委員にも紹介す る。	同和・人 権推進課
--	--------	------------------	---	--	--	--	--------------

④市民への意識・実態調査の実施と施策への反映

16-4-4 男女平等や男女 共同参画に関す る市民の意識や 実態等について 平成27年度に調 査を行い、結果 を施策に生かす とともに、市民に 対してきめ細かく 広報する			啓発紙の活用 と、H25年度の男女 共同参画推進委員 と連携しての継続 した取り組みを行 う。	・女性・児童センター登録 グループ説明会で左記啓発 紙を利用して、「固定的性 別役割分担意識」について 出前講座を実施。終了後ア ンケートを聴取。 ・まちプラの「目指そう！ 男女が対応に働き、生きる 街伊丹」ではワークライフ バランスについてのH2 2 の意識調査をPR。	・左記アンケートで「固定的性別役 割分担に賛成か」という問いにつ いて、「そうは思わない」が41%あり 配布だけでなく口頭での補足が必要 と感じた。また、「どちらともいえ ない」と疑問を感じる意見が50%あ り、その具体的記述によると、男女 共同参画を身近に感じるかどうかで 回答がゆれることがわかった。	・啓発紙を活用した出 前講座を積極的にPRし ていく。	同和・人 権推進課
16-4-5 各種の実態調査 においては男女 のおかれている 状況やニーズを 把握するよう努 める			報告等に男女比 を記入するよう依 頼する。	・オンブード調査に向けた 各種事業の参加状況につ いて、男女比の記入を求め た。 ・講座のアンケート調査の 集計時に、男女の意見の傾 向を把握するよう努めた。	・個別のアンケート内容には、様々 な背景が反映されているので、重要 な意見を講座等に反映できるよう担 当者と情報共有する必要がある。	・アンケート結果は課 内回覧のみでなく、引 継ぎ事項に記入し、活 用する。	同和・人 権推進課

【基本課題17】市の率先した取り組みの推進

①行政委員会・審議会等への女性の登用促進

17-1-1 審議会等の委員 は、男女いずれ もが委員総数の 40%以上となる よう努めるととも に、女性委員の いない審議会等 を解消する			審議会委員の女性 登用率の向上を図 る。	①審議会DBの活用 審議会を所管する所属にお いて女性登用率の確認がで きること所属への意識付け を図り、審議会委員等の任命 の人事研修課への合議の際 に確認し、指導を行った。 ②通知による周知徹底 審議会DBの各所管の審議 会等の情報を更新するよう通 知する中で、男女いずれもが 委員総数の40%以上になるよ う再度周知徹底を図った。	各担当課へ働きかけは行っているが、 審議会委員を決定するのは当該審議会 を所管する各所属であること、委員の中 には充職の委員も多くあることから、人 事研修課としては飛躍的に女性登用率 を向上させる術が見出しにくい。	引き続き各担当課への働 きかけを行っていく。	人事研 修課
			工夫できる点を 各担当課と情報提 供しながら、女性 の比率の向上に努 める。	・各課の審議会の男女比の 調査は行なったが、充て職 の変動に男女比も影響され ている。	・男女共同参画委員会での意見交換 からも、地域活動での現状は男性が 会長になっているという実態が多い ことがうかがえた。	・女性委員の少ない審 議会について、充て職 の男女比などの状況を 調査し、他の方法がな いか検討する。	同和・人 権推進課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
17-1-2 審議会等委員の市民公募枠については、人数の拡大と、男女の構成比を考慮した上で積極的改善措置を働きかける	911101	まちづくり基本条例推進事業	市民委員の新たな募集方法を検討し、多様な市民の参画に努める。	無作為抽出により市民500人に伊丹市参画協働推進委員（市民枠2名）への応募を呼びかけ、計19名からの応募があった。その内女性からの応募は13名あった。	男女1名ずつの委員就任をいただいた。参画協働推進委員会の場合は、試行的に無作為抽出方式を採用したため、他の附属機関ではこの方式をとっていない。	夏以降に、まちづくり基本条例の見直しのため、参画協働委員会の市民委員を増員する予定。今後、この方式を他の附属機関で採用できないかを検討。	まちづくり推進課
17-1-3 審議会等の委員として推薦できるような女性人材リストを作成し活用するなど、人材の発掘に努める			審議会委員の女性登用率の向上を図る。	リストは作成していないが、上記の取り組みを行った。	各所属が所管する審議会に適任な新たな女性委員候補を人事研修課として探すことが難しい。	引き続き各担当課への働きかけを行っていく。	人事研修課
			引き続き、各課等からの依頼に適切に対応するとともに、男女共同参画情報紙編集や男女共同参画推進委員会活動、講座の実施等を通じて新たな人材の発掘・育成に努める。	・H24年1月～2月の再調査以降、各課への働きかけができなかった。	・過去からの専門の学識経験者においてお願いしている所や、充て職による委員が多く、新規の依頼はなかった。	・公募委員枠の男女比を調査する。	同和・人権推進課
17-1-4 審議会等の開催時には一時保育や介護サービスを行うよう努める			講座等のアンケートなどで、ニーズ調査を行う。 オンブード活動用の一時保育を予算化。	・オンブード活動で1回の一時保育の利用があった。	・介護サービスについて、どのような実施ができるのか情報収集ができていない。	・介護サービスについては、平成27年度市民意識調査の項目を目標に他市の情報等の収集を行なう。	同和・人権推進課

②女性職員・教員の管理職への登用促進、職域の拡大

17-2-5 リーダー養成研修の実施や昇任試験受験の奨励、メンター（先輩の助言者）の活用等に取り組む、女性の管理職登用を積極的に推進する	① 999933 ② 999936		女性の管理職登用へつながるよう、研修等を通じて管理職への昇任についての意識付けを図る。	①キャリアデザイン研修 管理職への昇任を含めて、自分のキャリアプランについての意識付けを行うことができた。 平成25年度参加者実績 30歳研修22名（内女性8名）、40歳研修19名（内女性7名）、50歳研修13名（内女性2名） ②昇任試験 昇任試験の受験の奨励を図る。試験対象者を各所属部長に通知し、対象者に奨励を語った。 副主幹試験受験者数17人中女性7人。主査試験受験者数67人中女性22人。	管理職登用に際し、昇任試験の結果をもとに公平・公正に取り扱う必要があるため、結果的に登用率の向上につながらない場合がある。	引き続き管理職への昇任への意識付けを行っていく。	人事研修課
			女性中堅教員のミドルリーダー養成研修講座への参加者割合を保ち、次期女性管理職・リーダーとしての意識付けをさらに進めむよう校園長会や所属長ヒアリング等で指導していく。	女性中堅教員へ総合教育センター主催のミドルリーダー養成研修講座への参加を校園長から助言指導すること、参加者割合を保ち、次期校園経営の担い手としての自覚を促すことができた。（H23年度は19名、H24年度は24名、H25年度は24名）	管理職候補の人材が不足する中、女性中堅教員のミドルリーダー養成研修講座への参加者割合を保ち次期女性管理職・リーダーとしての意識付けをより一層進めていく必要がある。	女性中堅教員のミドルリーダー養成研修講座への参加者割合を保ち、次期女性管理職・リーダーとしての意識付けをさらに進めむよう校園長会や所属長ヒアリング等で指導していく。	職員課

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
		教職員のための各種講座及び研修・研究活動 (ミドルリーダー養成研修)	学校園運営に主体的に参画できる女性管理職登用に向け、女性ミドルリーダーを育成するための研修会を実施する。	ミドルリーダーの資質向上を図る研修を年7回実施した。	積極的に学校運営に参画するミドルリーダー養成をめざして、研修内容の充実を図る必要がある。	ミドルリーダー養成研修を年7回実施し、ミドルリーダーの資質向上を図る。	総合教育センター
17-2-6 性別により偏在のある職場・職種を見直し、女性の職域を拡大するとともに、男女の相互乗り入れを図る	999936		採用募集時及び人事異動の際に工夫を図り、職種、職場における男女比の偏在について解消を図っていく。	女性が多い保育士の採用において、職員採用募集時に、伊丹市では男性保育士も女性保育士ともに活躍している様子をアピールし、男女問わず応募してもらえるよう努めた。 職務内容、職場状況を把握し、人事異動等で偏在を解消するよう努めた。	職員採用は試験結果に基づき、公平・公正に行う必要があるため、採用試験自体で偏在をなくすよう取り扱うことはできないため、結果的に採用において解消を図ることができない場合がある。	引き続き、採用募集時の工夫、人事異動等で対応を図っていく。	人事研修課
17-2-7 職員及び教員に対する男女平等、男女共同参画に関する意識調査を検討する			市民オンブードのヒアリング活動や推進本部会議等において職員の意識動向の把握に努める。	・課長級職員研修アンケートについて、参加者の26名中12%が固定的性別役割分担意識について「賛成」もしくは「どちらかといえば賛成」だった。平成24年度と比較して6%減少した。	・研修に参加して「男女共同参画について関心や理解が深まったか」という質問に対し、「大変深まった」「まあ深まった」という回答が92%を越えることから、継続した研修の機会が必要である。 ・教員に対する働きかけができていない。	・引き続き固定的性別役割分担の意識について、研修の機会にアンケートを行なう。	同・人権推進課
			検討中	検討中	検討中	検討中	職員課

③仕事と育児・介護の両立支援への率先した取り組み

17-3-8 「伊丹市職員子育て応援プログラム」について周知、啓発し、目標数値の達成状況をチェックする。特に、男性職員に対して育児休業・介護休業の取得に向けて情報提供や啓発を行う	999936		制度についての情報提供や啓発を行い、取得を促していく。	職員広報にて、各制度についての情報提供を行った。また、育児休業を取得した男性職員の育休体験記を職員広報で紹介するなどして制度への理解、啓発を図った。	制度の周知、啓発は行っているが、多様化・高度化する市民ニーズに応えるべく各所属とも苦慮している現状があり、各制度それぞれの取得者数を飛躍的に増やすことには困難な面がある。男性の育児休業取得率については、分子となる取得者がそもそも少数であるため、年度ごとではらつきが生じてしまう。	引き続き、同様の取り組みを継続していくとともに、育児参加休暇や短期介護休暇等短期間の取得の活用等もさらに図っていきけるよう取り組んでいく。	人事研修課
---	--------	--	-----------------------------	--	---	---	-------

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目 標・プラン	平成25年度の主な取り組み 及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、 課題と思われること	平成26年度の目標・プ ラン	所 属
------	--------------	-----	-------------------	-----------------------	--------------------------------	-------------------	--------

④行政従事者への男女共同参画についての研修の充実

17-4-9 職員研修において、階層や職種などに応じたプログラムや手法の研究、教材の整備に努め、男女共同参画の視点について全職員が受講できるよう研修を実施する	999933		階層別研修や職場研修で受講できるよう企画する。	昨年同様、全庁的な取り組みとして、職場人権研修を推進した他、新規採用職員、主任、主査、副主任及び課長級の各階層ごとに人権研修を実施した。その中で、同和・人権推進課主催の「男女共同参画推進研修」を新任課長の必修研修に位置づけた。また、新規採用職員研修の人権研修の中でも男女共同参画推進についての内容を盛り込み実施した。	ここ数年、定年退職等で多数の職員が退職していることから、新規採用職員数も新任の管理職も通常より多い状況が続いており、引き続き階層ごとの人権研修を充実させていく必要がある。	引き続き、同様の取り組みを継続していく。	人事研修課
			・課長級研修を7月に実施する。計画関係課は代理でも出席するよう呼びかける。 ・「com-com」、男女共同参画啓発紙などを職場研修に活用できるよう工夫する。 ・女性・児童センターの講座に関係課職員が参加できるようよびかける。	・7月に課長級研修を実施。テーマは「男性が育児できる職場づくり」。26人参加。 ・女性・児童センターの講座、男女共同参画フォーラム、DV防止セミナー他、庁内LANで職員にも参加を呼びかけた。	・時間外の職場研修への講師依頼や、夜間のDV防止セミナーに多くの職員が参加された。業務に関連した内容にし、参加可能な時間帯に提供できるよう、工夫することが必要である。	・課長級研修を7月に引き続き実施する。 ・庁内LANで、「com-com」、男女共同参画啓発紙を職員全員に周知する。	同和・人権推進課
17-4-10 行政に関係する職員やボランティアなどが男女共同参画の視点をもって市民に接することができるよう、研修の実施、または参加への働きかけを行う	999933		必要に応じて人事研修課が主催する研修に嘱託職員・臨時職員や外郭団体職員が参加できるよう取り組む。	職場人権研修や、各種集合研修を嘱託職員・臨時職員や外郭団体職員が受講できるよう働きかけた。	市職員以外の者については人事研修課の直接の担当ではないため、取り組める内容には一定限界がある。	引き続き、必要に応じて人事研修課が主催する研修に嘱託職員・臨時職員や外郭団体職員が参加できるよう取り組む。	人事研修課
			青少年育成団体の指導者への研修会等を要請し、研修会等が実施できない場合については、チラシ配布による啓発も検討する。	青少年育成団体へ研修会への参加要請。チラシ配布。	毎年の実施を要請する。	青少年育成団体の指導者等への研修会の案内及びチラシ配布による啓発等を行なう。	こども若者企画課
	212104	家庭教育ボランティア研修会	登録ボランティアの資質向上を図る。	登録ボランティア46名を対象に、基調講演と家庭教育推進事業についての報告。参加者35人。	参加人数の増加及び研修内容の充実を図る。	登録ボランティアの資質向上を図る。	家庭教育課
	211501	青少年問題相談事業	男女協働参画の視点をふまえた研修を行う。	・少年進路相談員研修会、青少年育成協会全体研修会、青少年を守る店連絡協議会研修会、少年補導員全体研修会、青少年健全育成研修会等を実施し、少年補導委員、少年進路相談員、学校関係者、保護者、行政関係者等に参加を働きかけた。 ・近畿、県、阪神間で行う補導委員研修会も含めた、年間17回の研修に948名が参加し、少年補導員等の資質向上を図った。	継続して、意識の向上を図っていく必要がある。	男女協働参画の視点をふまえた研修を行う。	少年愛護センター

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目標・プラン	平成25年度の主な取り組み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、課題と思われること	平成26年度の目標・プラン	所属
			男女共同参画の視点を持てるよう、ニュースポーツの存在を多くの方々に知っていただくためにも、伊丹市スポーツ推進委員と連携しながら研修の実施、参加への働きかけを行う。	月1回行われるスポーツ推進委員の定例会等でニュースポーツ競技の参加を告知すると共に、チラシ・広報でも開催の都度募集を行っている。スポーツ推進委員との連携がうまくできて、それに伴い市民の方にもニュースポーツが浸透してきている。	ニュースポーツ以外での男女共同参画の推進が今後の課題と思われる。	25年度中に始まったサタデージョギング教室など、新事業において幅広く参加して頂けるよう広報・周知に努める。	スポーツ振興課・スポーツセンター

⑤職員、庁内組織のネットワーク化への取り組み

17-5-11 庁内の男女共同参画推進に向けた体制づくりに取り組む			専門部会以外にも、課題別に連絡調整ができる場を随時設ける。	・オンブードヒアリング後も、課題に応じて担当課とオンブードの情報交換について連絡調整した。 ・報告書等で指摘を受けている事項の推進について、こども福祉課や消防局、危機管理室など関係課に随時情報提供を行なった。	・人事異動等で課題が積み残しにならないよう、各課の状況を把握し、情報を提供し続ける必要がある。	・昨年度までの課題について、担当課と情報共有し効果的に進捗管理を行う。 ・報告書提出後の主要項目について、フォロー調査を行ない次年度の取り組みを確認する。	同和・人権推進課
--------------------------------------	--	--	-------------------------------	---	---	--	----------

⑥県や近隣自治体との連携

17-6-12 男女共同参画の推進に関して、法制度の整備・充実などについて国や県に要望する			25年度は、DVネットワーク会議を本市が担当するため、県会議への参加が増えることも活用し、より多くの情報を収集する。	DV関連の会議において、県のDV計画策定などにあたって県に対し積極的に課題提案を行なった。	引き続き、個別具体的に、要望を続ける必要がある。	DVに関して婦人相談員研究協議会を通じて、本市から課題提案を依頼する。	同和・人権推進課
--	--	--	--	---	--------------------------	-------------------------------------	----------

【基本課題18】男女共同参画推進拠点の充実

①男女共同参画推進拠点機能の充実

18-1-1 女性・児童センターが本市の男女共同参画推進の拠点施設として、男女の利用が促進されるよう環境整備や周知を図る		・男の料理講座 ・おやじ元気プログラム、街を歩こう！マップをつくろう！ ・絵本クッキング（子どもと男性保護者）	より多くの市民に親しまれ利用されるよう市民との協働事業を推進する。	・前後期2回「お父さんと一緒に親子で楽しむ科学教室」を実施した。 ・ぐるっと1日だんじょうきょうどうさんかく等センターのイベント開催時、登録グループの男性会員の積極的協力のもと開催した。	・性別や年齢を問わず全てのの人に利用され親しまれる施設運営が課題。	・様々な分野で活躍されている人を講師に招き交流を深めながら情報交換を行う「男女共生サロン」を年数回開催予定。	同和・人権推進課（女性・児童センター）
18-1-2 女性・児童センターにおいて、男女共同参画に関する情報提供、活動の場の提供、学習・啓発・相談などを行い、男女共同参画の拠点機能の充実を図る			男女共同参画推進拠点施設としての機能の充実を目指し、センターの事業計画や運営について意見を聞くセンター運営委員会の設置を検討する。	・「誰もが自分らしく生きる」男女共同参画社会を実現するための市民活動の拠点施設として学習・啓発事業、情報収集・提供事業等を推進した。	・事業の企画運営に利用者の意見を反映させることを目的に、5人の委員からなる女性児童センター事業企画運営協議会を12月に設置。	・男女共同参画社会づくりのための拠点施設としての機能の充実と有効な利用を図るためセンター事業企画運営協議会を1～2ヵ月に1回開催していく。	同和・人権推進課（女性・児童センター）

施策内容	コード (H25)	事業名	平成25年度の目 標・プラン	平成25年度の主な取り組 み及び成果	平成25年度の取り組みを振り返り、 課題と思われること	平成26年度の目標・プ ラン	所 属
18-1-3 女性・児童セン ターにおいて、 地域における課 題解決や実践的 活動につながる 知識習得、課題 の把握・解決の ための情報提供、人材発掘・ 育成などの機能を充実させる		・災害の時、 あなたはどうか する？ ・防災・減災 フェア	・多くの来館者の 見込める「ぐるっ と一日だんじょ きょうどうさんか く」に組み込み 『防災減災』を企 画。 ・社会の変化に的 確に対応した事業 展開を図る。 ・地域における課 題解決や実践的活 動に繋がる知識習 得・意識向上の為 の講座を開催 8/21, 28「政策決定 の場に女性を」	・県との共催事業「家族そ ろって防災・減災体験セミ ナー」を10/20ぐると1日 だんじょきょうどうさんか く協賛事業として実施。 ・学びを行動にするきっか けづくりとして「提案力を 身につけよう」を8月に実 施し、延べ25人の参加が あった。	・市民のニーズと課題の確かな把握 に努めながら、今求められている社 会的課題の解決を目指した学習機会 を提供していく。	・介護・地域防災・地 域コミュニティー等、 地域課題をテーマとし た実践講座を今後開催 していく。	同 和・ 人 権 推 進 課 （ 女 性 ・ 児 童 セ ン タ ー ）
18-1-4 女性・児童セン ターが男女共同 参画社会作りの 推進役として活 発な事業が展開 され、かつ市民 にとってより利用 しやすいものとな るよう指定管理 者と緊密な連 携・協力を行う	921307	女性・児童セン ター管理運営 事業		・平成26年度から5年間の 指定管理者選定において、 募集要項に男女共同参画の 拠点としての役割について も明記して公募・選定を実 施した。 ・月1回のセンター会議に おいて、事業報告及び事業 計画、個別の課題について 連携を行なった。	・複合施設で老朽化していることか ら管理も大変な上、利用しやすい構 造とはいえないが、指定管理者から 男女共同参画推進について提案され た事業が活発に展開されるよう連 携・協力が必要。	・センター会議以外に も随時連絡調整を行 い、効果的な事業が行 われるよう密に協力す る。 ・行事等を利用し、利 用している市民の声を 積極的に聴取し事業計 画に反映するよう指定 管理者と連携を行な う。 ・公共施設マネジメン トの動向に注意を払 う。	同 和・ 人 権 推 進 課

平成26年度伊丹市男女共同参画施策 市民オンブードヒヤリング実施経過等

平成26年度ヒヤリング実施経過

日 程	開始時刻	対象職場	ヒヤリング出席者				時 間
6月16日(月)	10:00	女性・児童センター	所長 森本 正幸	野澤 福子	半井 夏子	—	120分間
	10:00	施設マネジメント課	課長 前田 和宏	升井 幸男	—	—	60分間
6月23日(月)	11:00	子ども若者企画課、保育課、子育て支援課、子ども福祉課、家庭教育課	こども室長兼 こども福祉課長 岡田 章	こども若者 企画課長 辻本 彰子	保育課長 馬場 一憲	子育て支援課長 梅本 智也	60分間
			家庭教育課長 善入 美津治	—	—	—	
7月2日(水)	10:00	健康政策課	課長 岡本 綾子	主査 赤藤 祥子	—	—	60分間
	13:00	図書館	館長 三枝 芳美	安田 麻里子	—	—	60分間
7月7日(月)	13:00	人事研修課、給与制度課	人事研修課長 梶田 智之	氏家 成樹	給与制度課 林 哲徳	有時 倫子	60分間
7月9日(水)	11:00	同和・人権推進課	課長 寺井 和代	主査 筒井 好子	—	—	60分間
	13:00	伊丹病院	事務局次長 兼 総務課長 田中 久雄	副看護部長 竹原 三千代	副主幹 永松 成子	—	60分間
7月10日(木)	10:00	総合教育センター	副参事兼主幹 村上 順一	主査 福原 温	主査 向井 敬子	—	60分間
	11:00	同和・人権推進課	課長 寺井 和代	主査 筒井 好子	—	—	60分間
	13:00	まちづくり推進課	市民自治部参事 兼まちづくり室長 武田 好二	主幹 小宮 正照	主査 山名 晶子	—	60分間
	14:00	商工労働課	課長 牧村 達也	主査 中村 雅光	—	—	60分間
7月28日(月)	10:00	地域・高年福祉課、介護保険課、社会福祉協議会	地域・高年福祉 課長 蓼原 恵	副主幹 千葉 純子	介護保険課長 林 秀和	副主幹 大田 幸正	60分間
			社会福祉協議会 センター長 坂田 一明	主査 清原 嘉彦	—	—	
	11:00	教育企画課、学校指導課、人権教育室	教育企画課長 花光 潤一	副主幹 垣内 修	主査 矢田 貴美代	—	60分間
			学校指導課長 春名 潤一	主査 遠藤 文子	人権教育室主幹 松山 和久	主査 井村 明子	
	13:00	危機管理室、消防総務課、予防課	危機管理室長 松浦 実	内田 真太郎	消防予防課長 米澤 太志	福元 利昭	60分間
			消防総務課長 米澤 嘉人	副主幹 六楽内 英樹	主査 持田 哲也	—	

平成26年度

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード活動記録

4 / 1 ~ 4 / 18 オンブード公募期間

4 / 23 (水) オンブード面接

5 / 15 (火) オンブード委嘱式、打ち合わせ…総合教育センター3F会議室

5 / 26 (月) オンブードヒヤリング打ち合わせ…総合教育センター3F会議室

6 / 6 (金) オンブードヒヤリング打ち合わせ…総合教育センター3F会議室

6 / 11 (木) オンブードヒヤリング打ち合わせ…市役所7F 702会議室

6 / 12 (金) オンブードヒヤリング打ち合わせ…総合教育センター3F会議室

6 / 14 (月) ~ 7 / 28 (月) 男女共同参画施策市民オンブードヒヤリング

＜詳細 平成26年度ヒヤリング実施経過＞

6 / 19 (金) オンブードヒヤリング打ち合わせ…市役所B1F会議室

7 / 7 (月) 男女共同参画施策推進研修…防災センター3F会議室

7 / 14 (月) オンブードヒヤリング打ち合わせ…総合教育センター3F会議室

7 / 25 (金) オンブードヒヤリング打ち合わせ…防災センター3F会議室

8 / 1 (金) オンブード打ち合わせ（報告書作成について）…

8 / 8 (金) ケーブルテレビ収録（黒沢さん）8月下旬放映

7 / 28 (火) ~ 9 / 9 (火) 報告書案作成

8 / 19 (火) (AM) オンブード打ち合わせ（報告書作成について）

(PM) 伊丹市男女共同参画推進委員会との意見交換…総合教育センター2F講座室

9 / 9 (水) オンブード打ち合わせ（報告書作成について）…防災センター3F会議室

9 / 18 (木) オンブード打ち合わせ（報告書作成について）…伊丹市役所B1 会議室

9 / 22 (月) オンブード打ち合わせ（報告書作成について）…伊丹市役所B1 会議室

9 / 29 (月) オンブード打ち合わせ（報告書作成について）…伊丹市役所B1 会議室

10 / 15 (水) 伊丹市男女共同参画推進本部幹事会…防災センター3F会議室

10 / 27 (月) 伊丹市男女共同参画推進本部会議…企画会議室

11 / 29 (日) 男女共同参画推進市民フォーラム…いたみホール（予定）

男女共同参画施策市民オンブード報告会（予定）

3 / 8 (日) いたみミモザの日…女性・児童センター（予定）

調査を終えて

男女共同参画計画に携わらせていただいて3年目になります。テレビから聞こえるITAMIのフレーズが気になり、街中で歩いている方々を見てはお役に立っているのかを考え、備えられているチラシやポスターを気にすることが多くなりました。

今年度、最も気になったことが2つ、災害についてと学童保育のことでした。災害時に女性は更衣や月経時の手当はどうするのか、0歳児と2歳児を連れて避難するときにはどうするのか、また、子どもが学校に上がることを契機に保護者は仕事をどうするかの岐路に立たされることになどに対して、具体的な取り組みが見えず残念でした。

多様な生き方や生活、多様な考え方を理解するのは、容易いことではありません。経験したことのない事を共感・理解するのも難しいことです。求められる「想像力」をもって、オンブードの任を務めたいものです。

(高田 昌代)

オンブード3年目になり、今年の報告書ではヒヤリングで、どのようなやり取りが行われているのかを市民の皆さんに知ってもらいたいとの思いがあり、3人で協議してオンブードの質問、担当課の回答が分かるよう、Q&A方式で記しました。

「伊丹市男女共同参画施策市民オンブード」は、巷でイメージされている「オンブズマン」のように地方公共団体等にかかわる不正・不当行為を監視し、是正する事を目的にしているものではなく、行政に対し攻撃する立場でもありません。なぜ政策に男女共同参画の視点が必要かを、市民の目線、生の声を伝える事がオンブードの役目だと思っています。

財政面や数字を優先するあまり、見落とされがちな弱者への配慮、人権問題は、数が多い、声大きい、からではなく一人でもそのような人がいたら配慮するべきだと思います。声を上げる事が出来ない多くの人々に寄り添える伊丹市になってほしい。そして私自身も「伊丹市民でよかった！」と思える政策を打って欲しいと思います。そのためにも、オンブードが報告書を作成したら終わりではなく、それをもとに課題を明確にし実行に移されることを期待しています。

(来田 純子)

今年度、初めて市民オンブードをさせていただき、戸惑いもありましたが、ヒヤリングでは担当課を初め各課の皆様には事前に資料や回答等を準備してもらい丁寧な対応をして下さり、ありがとうございました。

以前（オンブードをする前まで）の私は、市に対して「何故こういうシステムなのだろう？」「もっとこうして欲しいな・・・」などと思っているだけの立場でした。ヒヤリングの場でお話を伺ってからそれぞれの課では、問題や意見に対してとても前向きに検討され要望に応えようと努力をされていることを知り嬉しく思いました。しかしながら、「実現するまでには中々大変な事情があること」や「提案に対して必要性は理解いただいているものの、事業化にいたらない現状」や「必要性すら認識していただけない様子」をうかがうと残念に思ったり、じれったく感じたりすることもありました。

今後の課題として、市民には男女共同参画の意義が周知されていないことから、企業、学校、地域社会、家庭などそれぞれの環境に合わせて推進方法を、各課で考えるだけでなく広く市民から提案できたり興味を持ってもらったり一緒に考えられる機会をつくる等して多くの市民を巻き込んだ取り組みをもっと試みていただきたいと思います。そして多数の意見だけでなく、少数でも弱者の立場を考え、表に出にくい隠れた問題をリサーチし、犯罪や取り返しのつかない問題になる前に、市は危機感を持ってそれらに対応していただきたいと思います。

オンブードとしてもこれからどのように働きかけることで市の職員の皆様と一緒により良い伊丹市になって行けるのかを考え続けていきたいと思っています。

（黒沢 広美）



平成26年度 伊丹市男女共同
参画施策市民オンブード
（左から 来田／黒沢／高田）

資料

1972年（昭和47年）	伊丹市立働く婦人の家開設
1979年（昭和54年）	伊丹市企画室に婦人問題担当を設置
1980年（昭和55年）	伊丹市生活文化部に婦人青少年課を設置
1981年（昭和56年）	伊丹市婦人施策推進会議設置
1986年（昭和61年）	伊丹市婦人施策推進会議より最終報告
1989年（平成元年）	伊丹市女性団体懇話会設置、第1回女性フォーラム開催
1990年（平成2年）	（仮称）伊丹市女性センター建設懇話会設置
1991年（平成3年）	伊丹市女性センター事業基本方針策定委員会設置 第1回伊丹市『女と男の暮らしと意識調査』実施
1993年（平成5年）	（仮称）伊丹市女性センター事業基本方針策定委員会より提言 伊丹市女性施策推進本部設置
1994年（平成6年）	伊丹市市民文化部に女性政策課を設置、伊丹市女性政策懇話会設置
1995年（平成7年）	伊丹市女性政策懇話会より提言
1996年（平成8年）	伊丹市女性のための行動計画策定 第2回男女共同参画型社会づくりに関する市民意識調査実施
1997年（平成9年）	男女平等に関する表現指針発行、伊丹市女性施策市民オンブード設置 伊丹市ファミリーサポートセンター事業開始
1998年（平成10年）	伊丹市女性交流サロン設置、伊丹市男女共生教育基本方針策定
1999年（平成11年）	伊丹市セクシュアルハラスメント防止等に関する指針策定 男女混合名簿を市内全学校園で実施
2000年（平成12年）	自治人権部同和・人権室に男女共生社会推進担当を設置 伊丹市DV被害者支援事業ネットワーク設置、伊丹市女性政策懇話会設置
2001年（平成13年）	第3回男女平等に関する市民意識調査実施 伊丹市女性政策懇話会より提言
2002年（平成14年）	伊丹市女性のための行動計画中間見直し
2004年（平成16年）	男女共生社会推進担当を男女共同参画担当に名称変更 伊丹市女性施策推進本部を伊丹市男女共同参画推進本部に名称変更 第4回男女平等に関する市民意識調査実施 伊丹市男女共同参画政策懇話会設置
2005年（平成17年）	伊丹市男女共同参画政策懇話会より提言
2006年（平成18年）	市民部同和・人権室に男女共同参画課を設置 伊丹市男女共同参画計画策定 女性施策市民オンブードを男女共同参画施策市民オンブードに名称変更 伊丹市男女共同参画施策市民オンブード・サポーターズ設置
2007年（平成19年）	市役所にDV相談員配置
2008年（平成20年）	（仮称）伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画検討委員会設置
2009年（平成21年）	（仮称）伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画検討委員会より提言 伊丹市配偶者等からの暴力対策基本計画策定 伊丹市男女共生教育基本方針見直し
2010年（平成22年）	伊丹市配偶者暴力相談支援センター（伊丹市DV相談室）開設 第5回男女共同参画に関する市民意識調査実施 第1回男女共同参画推進事業所表彰事業、第1回男女共同参画川柳事業実施
2011年（平成23年）	市民自治部共生推進室に同和・人権推進課（男女共同参画担当）を設置 伊丹市男女共同参画計画＜中間見直し＞策定
2012年（平成24年）	伊丹市男女共同参画施策市民オンブード・サポーターズ募集停止 伊丹市男女共同参画推進委員会設置

伊丹市女性施策市民オンブード

- 第1期 任期平成9年11月1日～11年10月31日
 山崎 昌子 (公募) フリーライター 伊丹市稲野
 長谷川 京子 (市長推薦) 弁護士 神戸市
- 第2期 任期平成11年11月1日～13年10月31日
 白神 利恵 (公募) 大学院生 伊丹市東有岡
 ＊13年4月末退任
 朴木 佳緒留 (市長推薦) 神戸大学教授(発達科学部) 神戸市
 ＊朴木委員は特別決裁により、任期を6カ月間延長し、14年3月31日までとする
 ＊さらに2年間の任期を延長した(16年4月30日まで)。
- 第3期 任期平成13年5月1日～15年4月30日
 中山 直子 (公募) 子育て情報誌グループ 伊丹市荒牧
 ＊白神委員の退任により欠員が生じたため
- 第4期 任期平成14年5月17日～16年4月30日
 今井 真理 (公募) 伊丹市千僧
 ＊平成14年4月1日に要綱を改正し、定数を2名から3名に増員したことによる
- 第5期 任期平成15年5月12日～17年4月30日
 浅井 淳子 (公募) 伊丹市北伊丹
 ＊朴木委員は特別決裁により、任期を2年間延長した。
- 第6期 任期平成16年5月17日～18年4月30日
 石崎 和美 (公募) 伊丹市伊丹
- 第7期 任期平成17年5月9日～18年4月30日
 山本 千恵 (公募) 行政書士 伊丹市野間

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード

- 第1期 任期平成18年5月15日～20年3月31日
 朴木 佳緒留 (市長推薦) 神戸大学教授(発達科学部) 神戸市
 山本 千恵 (市長推薦) 行政書士 伊丹市野間
 大澤 欣也 (公募) 人権擁護委員 伊丹市大鹿
 ＊山本氏の任期は女性施策市民オンブードの1年間を算入し、19年3月31日まで
- 第2期 任期平成19年5月1日～21年3月31日
 波多江 みゆき (公募) ライター 伊丹市池尻
 ＊朴木委員は特別決裁により、任期を2年間延長した。(平成22年3月31日)
- 第3期 任期平成20年5月1日～22年3月31日
 田中 利明 (公募) 民生児童委員 伊丹市鈴原
- 第4期 任期平成21年5月1日～23年3月31日
 片山 実紀 (公募) 神戸大学大学院研究員 伊丹市荻野
- 第5期 任期平成22年5月6日～24年3月31日
 石崎 和美 (公募) 元オンブード(平成16～17年度) 伊丹市伊丹
 高島 進子 (市長推薦) 神戸女学院大学名誉教授 伊丹市伊丹
 ＊朴木委員退任のため、後任を高島氏に依頼。
- 第6期 任期平成23年5月2日～25年3月31日
 笹尾 照美 (公募) 関西学院大学大学院生 伊丹市安堂寺町
- 第7期 任期平成24年5月1日～26年3月31日
 来田 純子 (公募) 伊丹市大鹿
 高田 昌代 (市長推薦) 神戸市看護大学教授 生駒市
- 第8期 任期平成25年5月6日～平成26年3月31日

永原 明子 (公募)
第9期 任期平成26年5月15日～28年3月31日
来田 純子 (公募)
黒沢 広美 (公募)
高田 昌代 (市長推薦) 神戸市看護大学教授

伊丹市春日丘

伊丹市大鹿

伊丹市瑞原
生駒市

伊丹市男女共同参画施策市民オンブード設置要綱

(目的)

第1条 伊丹市男女共同参画計画（以下「計画」という。）及び男女共同参画に関する施策について市民の立場から独自に調査し、意見の表明を行うことにより、本市における女性差別の解消及び男女共同参画社会の推進を図り、男女平等の社会を実現することを目的として、伊丹市男女共同参画施策市民オンブード（以下「市民オンブード」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民オンブードの所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の進捗状況の調査に関すること。
- (2) 本市の男女共同参画に関する施策のうち、自己の発意に基づき取り上げた施策の調査に関すること。
- (3) 本市の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査に関すること。
- (4) その他市長が特に委嘱する事項

2 市民オンブードは、個々に独立した存在として前項の職務を行う。

(職務の対象としない事項)

第3条 市民オンブードは、次に掲げる事項については、その職務の対象としない。

- (1) 議会に関する事項及び議会の議決に関する事項
- (2) 市職員の勤務条件、身分等に関する事項
- (3) 市民オンブードの身分等に関する事項

(責務)

第4条 市民オンブードは、男女共同参画に関する施策の監視役として、公平かつ適切に職務を遂行しなければならない。

2 市民オンブードは、その地位を政治的目的のために利用してはならない。

3 市民オンブードは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(市の機関の責務)

第5条 市の機関は、市民オンブードの職務の遂行を尊重し、積極的に協力しなければならない。

(組織)

第6条 市民オンブードの定数は、3人とする。

2 市民オンブードは、地方自治及び男女共同参画の推進に優れた識見を有する者とする。

3 市民オンブードは、前項の条件を満たす者で次の各号に掲げるもののうちから、市長が選考のうえ、委嘱する。

(1) 公募により応募した者

(2) 学識経験者

4 市民オンブードは、その職務の遂行にあたっては、協議により行うものとする。

(任期)

第7条 市民オンブードの任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌年度の末日とする。ただし、任期途中で市民オンブードに異動があった場合等、市長が必要と認める場合はこの期間をこえる任期とすることができる。

2 市民オンブードは、再任を妨げない。

(解任)

第8条 市長は、市民オンブードが次のいずれかに該当すると認めるときは、委嘱を解くことができる。

(1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。

(2) 職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) その他市民オンブードにふさわしくない行為があると認めるとき。

(兼職等の禁止)

第9条 市民オンブードは、次の職を兼ねることができない。

(1) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）第2条に定める選挙による職

(2) 政党その他政治団体の役員

(3) もっぱらその事業が本市との請負に委ねられている企業その他の団体の役員

(調査)

第10条 市民オンブードは、調査のため必要があるときは、市の関係機関に対し説明を求め、関連する文書その他の資料を閲覧し、若しくは提出を求め、又は実地に調査することができる。

2 市民オンブードは、第2条第1号から第3号までに基づく調査を行う場合は、市の関係機関に対し、あらかじめその旨を通知するものとする。

(調査報告書の作成等)

第11条 市民オンブードは、毎年度、決算が議決により認定された後に、当該決算対象年度における計画の進捗状況に関する調査報告書を作成し、意見を付して市長に提出しなければならない。

2 前項の意見表明を受けた市の機関は、その意見を尊重しなければならない。

3 市民オンブードは、報告書及び意見の作成に当たっては、個人情報等の保護について十分な配慮をしなければならない。

(庶務)

第12条 市民オンブードの庶務は、市民自治部共生推進室同和・人権推進課が行う。

(細則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、市民オンブードの運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

この要綱は、平成9年8月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年6月1日から施行する。

男女共同参画に関する国際的な指数

HDI

GII

GGI

(人間開発指数)

(ジェンダー不平等指数)

(ジェンダー・ギャップ指数)

10位／187カ国

21位／148カ国

105位／136カ国

順位	国名	HDI
1	ノルウェー	0.955
2	オーストラリア	0.938
3	米国	0.937
4	オランダ	0.921
5	ドイツ	0.920
6	ニュージーランド	0.919
7	アイルランド	0.916
7	スウェーデン	0.916
9	スイス	0.913
10	日本	0.912

順位	国名	HDI
1	オランダ	0.045
2	スウェーデン	0.055
3	スイス	0.057
3	デンマーク	0.057
5	ノルウェー	0.065
6	ドイツ	0.075
6	フィンランド	0.075
8	スロベニア	0.080
—	—	—
21	日本	0.131

順位	国名	HDI
1	アイスランド	0.873
2	フィンランド	0.842
3	ノルウェー	0.842
4	スウェーデン	0.813
5	フィリピン	0.783
6	アイルランド	0.782
7	ニュージーランド	0.780
8	デンマーク	0.778
—	—	—
105	日本	0.650

「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測るもの。

(平均寿命、一人あたり GDP、就職率等)

国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの。(妊産婦死亡率、国会議員女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合(男女別)等)

経済、教育、保健、政治の各分野毎に各使用データをウェイト付けして総合値を算出。その分野毎総合値を単純平均してジェンダー・ギャップ指数を算出。0が完全不平等、1が完全平等

(備考) 国連開発計画(UNDP)「人間開発報告書 2013」及び世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2013」より作成

【 発 行 】

伊丹市市民自治部共生推進室同和・人権推進課

〒664-8503

兵庫県伊丹市千僧1-1

TEL : 072-784-8146

FAX : 072-780-3519

E-mail : dowajinken@city.itami.lg.jp